

三個ノ平均ニヨリ之ヲ定ム試驗棒ハ幅二吋厚一吋長サ二十六吋ニ造リ徑間二十四吋ノ支刃ニ載セ其中心ニ千八百封度ノ荷重ヲ置キテ之ニ耐ヘ且ツ其折摧前〇・二七吋以上ノ撓度ヲ示スベキモノトス
本組合ニ於テ必要ト認メタル場合ハ抗張強試驗ヲナスベシ此ノ場合ニ於テ其強サハ斷面一平方吋ニ付一萬八千封度以上タルヲ要ス

第六條 直管ハ凡テ焙リ型ヲ用ヒ承口ヲ下ニシ相當ノ押湯ヲ附シ垂直ノ位置ニ於テ鑄造シ其餘分ハ鑄造後ニ旋盤ヲ以テ切斷スベシ管ハ火色ノ未ダ褪メザル間ハ鑄込ミ杭ヨリ取り出スベカラズ

空氣ニ觸ル、爲メニ生ズル不等ノ收縮ヲ避クルニ必要ナル時間ハ型枠ノ儘存置スヘシ

第七條 直管ハ内外面共ニ滑カニシテ瘤氣泡砂疵其他ノ缺點ナキヲ要ス疵穴ニ詰メ金又ハ填メ金スルコトヲ許サス

第八條 各直管ニハ總テ本組合ノ指定ニ從ヒ一定ノ位置ニ左ノ通り文字ヲ鑄出スベシ其高サハ八分ノ一吋トス

一、指定ノ記號及鑄造年號

二、製造所ノ記號及管ノ番號

第九條 直管ハ充分掃除並ニ銹落シタル後内外面共「コールターピッチ」及ビ亞麻仁油ノ混合塗料ヲ以テ被覆スベシ被覆ハ滑カニシテ光澤ヲ有シ寒暑ニ堪ヘ異狀ヲ呈セザルモノタルベシ塗料ヲ施ス前ニ爐ニ於テ管全體ヲ華氏三百度ニ熱シ同溫度ノ塗料ニ浸ス迄ニ此溫度ヲ保有セシムベシ

前項ノ塗料液ハ相當ナル液槽ニ於テ華氏三百度ニ熱シ置クヘシ

第十條 直管ハ内外ノ兩面ヲ検査シ輕重大小厚薄ヲ計量シ且ツ本組合所定ノ鋤ヲ以テ之ヲ打チ又ハ其他ノ方法ヲ以テ鑄造上缺點ノ有無ヲ検査スヘシ

第十一條 試驗水壓ハ左ノ通りトス

直鐵管内徑四吋、六吋、八吋、十吋、十二吋每平方吋ニ付二百五十封度

直鐵管内徑二十吋、二十四吋、四十二吋每平方吋二百封度水壓試驗中ハ鋤ヲ以テ管ノ外部ヲ打撃ス

第十二條 前各條ノ試験ニ合格シタル各直管ハ塗料ヲ以テ其全體ヲ塗抹シ且ツ白色「ペイント」ヲ以テ其重量及番號ヲ一定ノ個所ニ記載スベシ

第十三條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ擯却ス

一、鑄造上缺點アリト認メタルモノ又ハ本仕様書ニ違背シタルモノ

二、塗料ノ剝脱シタルモノ及銹蝕ヲ生ジタルモノ

三、直管ノ重量標準重量ニ對シ百分ノ三以上過少ナルモノ

四、直管ノ内徑標準ヨリ内徑十二吋以下ノ管ニ於テハ〇・〇六吋以上内徑十六吋ノ管ニ於テハ〇・一二以上過少ナルモノ

五、直管ノ厚サ同一ナラスシテ標準寸法ニ對シ内徑十二吋以下ノ管ニ在リテハ〇・〇六吋以上過少内徑十六吋以上ノ管ニアリテハ〇・二〇吋以上過少ナルモノ

六、直管ノ承口ハ内徑ガ標準ニ對シ内徑十二吋以下ノ管ニハ〇・〇六吋以上ノ變差内徑十六吋ノ管ニテハ〇・一二以上ノ變差アルモノ

七、直管挿口ノ外徑ガ標準ニ對シ内徑十二吋以下ノ管ニハ〇・〇六吋以上ノ變差内徑十六吋以上ノ管ニハ〇・一二以上ノ變差アルモノ

八、記號、年號、番號ノ不完全又ハ脱落セルモノ

九、二重番號ノモノ

第十四條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ本仕様書ノ他ノ條項ニ合格セルモノニ限り特ニ減價ノ上採用スルコトアルベシ

第一項

一、挿口不合格ノタメ切捨テタル直管ノ切捨延長三呎以下ニシテ本仕様書ノ他ノ條項ニ合格セルモノ

第二項

一、標準重量ヨリ百分ノ三以上百分ノ五以下過少ナルモノ

一、直管ノ内徑方規定ヨリ〇・〇六吋以上〇・一三吋以下過少ナルモノ

一、直管ノ厚サ同一ナラスシテ標準ニ對シ左ノ變差アルモノ

十二吋以下〇・〇六吋以上〇・〇八吋迄

十六吋以上〇・一〇吋以上〇・一五吋迄

一、承口ノ内徑カ標準ニ對シ左記範圍内ノ變差アルモノ

十二吋以下〇・〇六吋以上〇・一〇吋迄

十六吋以上〇・一三吋以上〇・一六吋迄

一、挿口ノ外徑カ標準ニ對シ左記範圍内ノ變差アルモノ

十二吋以下〇・〇六吋以上〇・一〇吋迄

十六吋以上〇・一三吋以上〇・一六吋迄

第三項

一、記號ノ不完全又ハ脱落セルモノ

一、二重番號

第十五條 本仕様書ニ規定セル試験及検査ハ凡テ本組合主任技師カ適當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ施行ス

第十六條 検査ヲ爲スニ足ラスト認メタル鐵管ハ検査ヲ行ハズシテ直ニ之ヲ不合格トス

第十七條 直管ノ受授ハ總テ東京府北豐島郡三河島町東京市下水處分工場内江戸川水道鐵管試験所ニ於テ本組合所定ノ方法ニ依リ之ヲ行フ不合格品ハ請負人ノ自費ヲ以テ本組合ノ記號ヲ削リ取り直ニ他ニ搬出スベシ

第十八條 本組合ハ鑄造中時々主任技師若クハ其代理人ヲ請負人ノ工場ニ派シ鑄造法ノ適否及鐵質ノ良否強弱其他各種ノ試験ヲ監査セシムルコトアルベシ

第十九條 本組合鐵管試験所ニ於ケル試験費用ハ本組合ノ負擔トス

第二十條 鐵管納入ニ際シ試験所内設備ノ棧橋起重機輕便軌條運搬車鐵管枕木等ハ本組合作業ニ支障ナキ限り使用セシムベキニ依リ豫メ掛員ノ承認ヲ受クベシ

但シ三河島鐵管試験所備付起重機其他使用規定ヲ遵守スベシ

第二十一條 請負人契約締結後十日以内ニ工程表ヲ提出シ管種員數等ヲ明記シ本組合ノ承認ヲ受クベシ

江戸川水道用鑄鐵異形管購買仕様書

第一條 購買スベキ異形管ハ凡テ鑄鐵製ニシテ其數量ハ……トス但シ一噸ハ二千二百四十封度トス

第二條 異形管ハ大正十三年十月上水協議會ニ於テ決定セル水道用標準異形管ノ形狀寸法並ニ重量ニ準據シ製作スルモノトス其種類員數等ハ内譯書記載ノ通りトス

但シ特ニ圖面ヲ示シタルモノハ添付圖ニ依ルベシ

第三條 本組合ハ相當ノ豫告ヲナシ管種若クハ數量ヲ増減スルコトアルベシ

第四條 鐵管鑄造ニ要スル鐵ハ其破碎而灰色ニシテ粒狀緻密全體同質ニシテ爐滓或ハ粗雜ノ金屬ヲ含有スベカラ
ス且ツ其質強靱ニシテ容易ニ鑿ヲ以テ磨耗シ得ベキモノタルベシ

第五條 鐵質ハ鐵管鑄造ノ際隨時熔爐毎ニ試驗棒三個ヲ造リ之ヲ折拂セシムルコトアルベシ而シテ其試驗成績ハ
三個ノ平均ニヨリ之ヲ定ム試驗棒ハ幅二吋厚一吋長サ二十六吋ニ造リ徑間二十四吋ノ支ヘ又ニ載セ其中心ニ千
八百封度ノ荷重ヲ置キテ之ニ耐ヘ且ツ其折拂前ニ〇・二七吋以上ノ撓度ヲ示スベキモノトス

本組合ニ於テ必要ヲ認メタル場合ハ抗張強試驗ヲナスベシ此場合ニ於テ其強サハ斷面一平方吋ニ付一萬八千封
度以上タルヲ要ス

第六條 異形管ノ各部ニ不當ノ收縮或ハ歪形ヲ生ゼザラシメンガ爲メ火色ノ未ダ褪メザル間ハ鑄型ヨリ取り出ス
ベカラス

第七條 異形管ハ標準圖ニ示ス徑、長、厚、挿口、承口ノ形狀寸法ヲ有シ斷面ハ眞圓ニシテ内外面共ニ同心圓タルベ
シ

第八條 突縁ハ總テ旋盤仕上ゲトナシ繫釘孔ハ本組合ノ指定ニ從ヒ鑽穿スベシ

第九條 異形管ハ砂竅氣泡罅裂其他鑄造上ノ缺點ナク内外面共ニ平滑ニシテ凹凸アルベカラス
又鉛其他ノモノヲ以テ缺點ヲ補填スベカラス

第十條 各異形管ニハ本組合指定ノ位置ニ高サ八分ノ一吋以上ニ左ノ文字ヲ鑄出スベシ

一、指定ノ記號及鑄造年號

二、製造所ノ記號及管ノ番號

第十一條 異形管ハ鑄造後其全體ヲ研磨シ表面ニ附着セル土砂塵埃等ヲ除去シ第十二條ノ検査ヲ經タル後之ヲ華

氏三百度ノ熱度ニ温メ同溫度ノ防銹塗料ニ浸シ適當ノ時間ヲ經テ之ヲ取出シ乾燥セシムベシ但シ被包面ハ黑色

ニシテ稍光澤ヲ帶ビ堅固ニ附着シテ容易ニ剝脱シ能ハザルモノタルベシ

異形管ヲ研磨スル酸類及ビ其他ノ催腐劑ヲ使用スルコトヲ禁ズ研磨ノ後直ニ塗料ニ浸シ能ハザルトキハ之ヲ塗

料ニ浸スマデノ間ハ其面ニ亞麻仁油ヲ塗リテ之ヲ保存スベシ

前項防銹塗料ハ「コールターピッチ」及亞麻仁油ノ混合液トス

第十二條 異形管ハ内外面ヲ検査シ其形狀大小厚薄ヲ計量シ且ツ本組合所定ノ鑿ヲ以テ之ヲ打チ又ハ其他ノ方法

ニヨリテ鑄造上缺點ノ有無ヲ検査ス

第十三條 異形管ハ本管十二吋以下ノモノニ對シテハ每平方吋二百五十封度本管十六吋以上ノモノニ對シテハ每

平方吋二百封度ノ水壓試驗ヲナシ試驗中ハ鑿ヲ以テ管ノ各部ヲ打撃ス

第十四條 前條ハ試驗ヲ了リタル異形管ハ「ペイント」ヲ以テ其重量及ビ番號ヲ一定ノ箇所ニ記載スベシ

第十五條 左ノ諸項ノ一若クハ其以上ニ該當スルモノハ之ヲ擯却ス

一、管ノ重量規定ヨリ百分ノ五以上過少ナルモノ

二、管ノ厚同一ナラス其薄部規定ヨリ内徑十二吋以下ノ管ニアリテハ〇・〇九吋又ハ十六吋以上ニアリテハ〇・

一四吋以上過少ナルモノ

三、管ノ内徑規定ヨリ内徑十二吋以下ノ管ニテハ〇・〇九吋以上内徑十六吋以上ノ管ニ於テハ〇・一八吋以上過
少ナルモノ

- 四、管ノ承口内徑及挿口ノ外徑規定ヨリ内徑十二吋以下ノ管ニアリテハ〇・〇九吋以上又ハ内徑十六吋以上ノ管ニアリテハ〇・一九吋以上過大若クハ過少ナルモノ
- 五、塗料ノ剝脫シタルモノ及蝕蝕ヲ生ジタルモノ
- 六、鑄造上缺點アリト認メタルモノ其他本仕様書ニ明記セル規定ニ違背スルモノ
- 七、二重番號ノモノ
- 第十六條 試驗ヲナスニ足ラズト認メタル異形管ハ直ニ之ヲ擯却ス
- 第十七條 前數條ニ規定セル試驗及検査ハ總テ本組合主任技師ガ適當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ施行スベシ
- 第十八條 異形管ノ受授ハ總テ東京府北豐島郡三河島町東京市下水處分工場内江戸川水道鐵管試驗所ニ於テ本組合所定ノ方法ニヨリ之ヲ行フ擯却セラレタル異形管ハ請負人ノ自費ヲ以テ本組合ノ記號ヲ削除シ速ニ搬出スベシ且ツ爾後同番號ノ異形管ヲ鑄造スベカラズ
- 第十九條 本組合ハ鑄造中主任技師若クハ其代理人ヲ請負人ノ工場ニ派シ鑄造法ノ適否及鐵質ノ良否強弱其ノ他各種ノ試驗ヲ監査セシムルコトアルベシ
- 第二十條 本組合鐵管試驗所ニ於ケル試驗費用ハ本組合ノ負擔トス
- 第二十一條 鐵管納入ニ際シ試驗所内設備ノ棧橋、起重機、輕便軌條、運搬車等ヲ使用セントセバ豫メ係員ノ承認ヲ受クベシ
- 但シ三河島鐵管試驗所備付起重機其他使用規定ヲ遵守スベシ
- 第二十二條 請負人ハ契約締結後十日以内ニ工程表ヲ提出シ管種員數等ヲ明記シ本組合ノ承認ヲ受クベシ

江戸川水道用止水弁購入仕様書

- 第一條 購入スベキ止水弁ノ種類並ニ員數ハ別表ノ通りニシテ其形狀寸度等ハ別紙圖面ニ倣ヒ製作納入スベシ
- 第二條 所要材料ハ左記試驗ニ合格スベキモノトス
 - 一、鑄鐵ノ抗張強試驗一吋平方長八吋ノ角鑄鐵ニシテ一萬八千英斤以上ノ強度ヲ要ス
 - 二、鑄鐵ノ抗張斷強試驗長二十六吋幅二吋厚サ一吋ノ試驗片ヲ二十四吋ノ距離ニ於ケル二個ノ圭子ニテ支ヘ中央ニ荷重ス其重量二千英斤以上ニ耐ヘ且中央ニ於テ十六分ノ五吋以上ノ撓度ヲ示スベキモノトス
 - 三、繫桿用鍛鐵ノ抗張試驗一平方吋ニ付四萬五千英斤以上伸縮ノ割合ハ二割トス(長十吋ニ付)
 - 四、砲金ノ抗強試驗一平方吋ニ付十二英噸トス配合ハ左記規格ヲ具備スルモノトス
 - 銅百分中 八〇以上 錫百分中 八以上
 - 亞鉛百分中 五以下 鉛百分中 六以下其他夾雜物百分中 一以下
- 但シ規格分析試驗ハ掛員ニ於テ必要ト認メタル場合ニ限り之ヲ施行ス
- 第三條 止水弁ノ鑄造ニ使用スル鑄鐵及砲金ハ其質良好強靱ニシテ粒狀均等容易ニ讀穿截斷シ得ベキ性質ノモノタルベシ亦氣泡砂竅罅裂等ノ缺點ナキヲ要ス其缺點ヲ補ハンガ爲メ鑄掛或ハ鉛其他ノ物品ヲ以テ補填スルコトヲ許サズ
- 第四條 止水弁ノ外側一定ノ箇所ニ本組合ノ徽章鑄造年號製造所ノ商標番號(亞刺比亞數字)ヲ八分ノ一吋ノ高サニ鮮明ニ鑄出スベシ各種ノ止水弁ニハ其種類毎ニ番號ヲ附スベシ同一番號ヲ鑄出スベカラズ但シ其附屬品ニ對

シテハ符號トシテ同番號ヲ附スルモ妨ナシ

第五條 制水弁ハ鑄造後充分ナル掃除ヲナシタル鑄肌ノ儘試驗所ニ搬入シ鑄質ノ検査ヲ受ケ合格シタルモノハ機械工作ヲ加ヘ組立ノ上再ビ試驗所ニ搬入シ規定ノ検査ヲ受クヘシ

前記試験ハ本組合ノ吏員ヲ製造工場ニ出張セシメ本組合ガ適當ト認ムル方法ニヨリ検査ヲ行ハシムル事アルヘシ

此ノ場合ニ於ケル試験費ハ總テ請負人ノ負擔トス

第六條 制水弁ハ包匣内ニ於テ圖面ニ示ス如キ導溝ヲ有シ弁ノ昇降ヲ軸線中ニアラシムヘシ弁及胴ノ内部ニ嵌込ミアル砲金製「ブシ」ハ別表ニ記載シアル如キ寸度ニ基キ製作スヘシ尙「ブシ」ハ片肉ナラザル様旋盤ニテ削リ締メ付ニ際シ盤陀付ヲナシタル後「セ」トスクリー「ヲ用ヒ接觸面ハ丁寧ニ摺合セヲナシ能ク高壓ニ堪ヘ得ル程度ニ加工スベシ亦全開シタル時ハ指定スル全徑大ノ通路ヲ有シ制水シタル時ハ接合部ヨリ汗出若シクハ漏水セザルモノトス

第七條 制水弁ノ「スピンドル」ハ良質ノ鍛ヘ得ベキ青銅製ニシテ右開角型螺旋ヲ截刻シ弁ハ全昇降間眞線ニシテ且ツ最モ圓滑ナル運動ヲナスベキモノトス亦軸頭ニハ鑄鐵製軸帽ヲ裝置スベシ

第八條 制水弁ノ胴ハ水壓ニ際シ抗張シ易キ傾キアルニ付力骨ヲ胴ノ外側ニ附スベシ又力骨ハ鑄造ニ際シ不當ノ收縮ニ依リ罅裂ヲ生シ易キニ付充分肉付能ク鑄造シ灰色ノ鋳メサル間ハ鑄型ヨリ取り出スベカラズ

第九條 制水弁ノ突縁ハ外徑及孔ノ中心距離ハ上水協議會標準寸度ニ準據シ製作スベシ接觸面ハ旋盤ニテ適當ニ仕上ゲ「ボールト」孔ハ圖面ニ示ス如ク鑽孔シ取付「ボールト」ハ八分ノ一時ヲ附屬品トシテ提供スベシ尙機構ノ各部ハ互ニ交換使用シ得ベキ程度ニ製作スベシ尙「ボールト」孔ハ總テ丸孔トシ締メ付ヲ完全ニナス爲

メ「ボールト」當リノ處ハ必ず座削ヲナスベシ

第十條 阻水弁ハ每平方吋ニ付キ内徑二十四吋以上ハ二百封度二十吋以下ハ二百五十封度ノ水壓試験ヲ爲ス規定ノ壓力ヲ加ヘタルトキハ重量ニ封度以内ノ軟質ノ鐵鏈ヲ以テ輕ク各部ヲ敲キ震動ヲ與フルモノトス此試験ハ少クトモ三分間繼續セシム此ノ際汗出若シクハ漏水其他異狀ヲ生ジタルモノハ之レヲ擯却ス

但シ試験ノ際摺合部ヨリ汗出若シクハ漏水シタルモノハ請負人ノ費用ヲ以テ適當ニ手直ヲナシ再試験ノ上完全ト認メタルモノハ之レヲ採用ス

第十一條 阻水弁ハ弁ヲ開キ全體ヲ水壓シ亦弁ヲ閉ジテ兩面ニ規定ノ壓力ヲ加ヘ摺合ノ完全ナルカヲ検査スルモノトス合格ノ上ハ攝氏百五十度ニ熱シタル「コールタールピッチ」及亞麻仁油ノ混合防銹液ニ浸シ全體ヲ被色スベシ被色面ハ黑色ニシテ光輝ヲ帶ビ鐵膚ニ固着シテ容易ニ剝脱シ能ハザル程度ノモノタルベシ

運搬ニ際シ弁ノ摺合ニ土砂ノ嚙合ハザル様「ヘット」若シクハ「グリス」ヲ塗抹シ充分ニ締メ着ケ置クモノトス

第十二條 第二條ノ規定ヲ有セザル材料ヲ以テ製作シタルモノハ本仕様書ノ規定ニ背戾スルモノハ之レヲ擯却ス第十三條 此ノ仕様書條項中ノ文意並ニ圖面ノ解釋ニ就テハ本組合主任技師ノ判定ニ從フモノトス

第十四條 阻水弁ノ受授ハ本組合鐵管試驗場構内指定ノ場所ニ於テ之レヲ行フベシ

江戸川水道用阻水弁購入明細表

種	別	寸	法	員	數	摘	要

計					

江戸川水道排氣瓣及安全瓣購入仕様書

- 第一條 購入スヘキ員數ハ附屬明細表ノ通りニシテ英國「グリレフイルト」會社又ハ「ブレキポロー」會社製品ノ上等品トシ左記條項ニ準據シ其形狀寸法ハ添付圖面ニ倣ヒ製作スベシ
- 第二條 製作ニ使用スル鑄鐵ハ良質ニシテ粒狀緻密全體同質ニシテ爐滓其他粗雜ナル金屬ヲ含有セザルハ勿論其質強靱ニシテ破砕面ハ光輝ヲ有シ灰色ヲ帶ビ而カモ容易ニ鏽孔截斷シ得ベキ性質ナル組織タルヘク其面平滑ニシテ凹凸ナク砂竅氣泡鱗裂等鑄造上ノ缺點ナク又鉛其他ノモノヲ以テ缺點ヲ補填スヘカラズ
- 第三條 鑄鐵及砲金等ノ金屬並ニ「ボールト」其他ノ附屬品ノ材料ノ品質及鑄肌ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ又水壓試驗合格ノ上ハ攝氏百五十度ニ熱シタル防銹液ニ浸シ充分ニ全體ヲ被包スヘシ其被包面ハ黑色ニシテ稍光輝ヲ帶ビ鐵膚ニ附着シテ容易ニ剝脫シ能ハザル程度タルヘシ防銹液トハ「コールターピッチ」及亞麻仁油ノ混合液ヲ云フ研磨スル場合其他種々ナル目的ニ向ツテ鏽錆ヲ推起スヘキ性質ノ藥劑ヲ使用スヘカラズ研磨後直チニ塗抹シ能ハザルトキハ之レニ亞麻仁油ヲ塗抹シ置クヲ要ス
- 第四條 摺動部ハ其接觸面ニ添付圖面ニ示ス如キ裝置ニヨリ砲金ヲ用ヒ「バルブ」ノ摺合ヲ充分ニナシ高壓ニ適シ

之ヲ全開シタルトキ指定スル通路ヲ有シ球ノ運動ヲシテ迅速ニナサシムベシ「バルブ」ノ摺合ヨリ汗出又ハ漏水ナキモノトス

第五條 瓣軸ハ鍛ヘ得ベキ砲金製ニシテ充分ノ大サヲ有シ圖面ノ如キ角形螺旋ヲ截刻シ瓣軸ノ昇降間眞直線ニシテ且ツ最モ圓滑ナル運動ヲナスモノトス、又軸頭ニハ軸帽ヲ裝置スベシ、瓣軸製作ノ場合ハ相當ナル押湯ヲ附シ垂直ノ位置ニ於テ鑄造スベシ

第六條 突縁ハ總テ旋盤ニテ適當ニ仕上げ其穴ハ圖面ノ通り鑽孔シ機構ハ各部互ニ交換使用スルコトヲ得ベキ様製作スベシ

第七條 排氣瓣用「エボナイト」球ハ良質ニシテ完全ナル眞球ヲナシ水中ニ於テ體積ノ約三分ノ一ヲ水面上ニ表ハス程度ノ浮力ヲ與フル爲メ中心ニ「コルク」其他適當ナル木材ヲ挿入スルコトヲ得

第八條 排氣瓣ノ座ハ良質ノ革又ハ護膜ヲ使用シ其小孔ハ前記「エボナイト」球ノ密着ニヨリ絶對ニ漏水セザルモノトス

第九條 排氣瓣安全瓣ハ排氣検査及壓力検査ヲナシ毎平方吋ニ付百封度ノ水壓試驗ヲナス此ノ場合摺合ヨリ漏水スルモノハ供給人ニ於テ手直ヲ爲シ再試験ノ上差支ナシト認メタルモノハ採用ス、其他ノ部分ヨリ漏水スルモノハ之ヲ擯却ス

第十條 安全瓣ニ要スル彈條ハ彈性ニ富ミ機能充分ノモノタルベシ

第十一條 安全瓣ニハ壓方指示器ヲ裝置スルモノトス

第十二條 此仕様書條項中ノ文意並ニ圖面ノ解釋及検査試驗ノ順序方法等ハ本組合ノ工事監督ノ定ムル所ニ依ルモノトス

江戸川水道各種鐵蓋購入仕様書

- 第一條 購入スベキ鐵蓋ノ數量ハ附屬明細書ノ通りニシテ左記條項ニ準據シ其形狀寸法等ハ附屬圖面ニ倣ヒ製作スルモノトス
- 第二條 所要ノ材料ハ左記ノ試験ニ合格スベキモノトス
- 一、鑄鐵ノ抗張強試験一吋平方長八吋ノ角鑄鐵ニシテ一萬八千英斤以上ノ張度ヲ要ス
 - 二、鑄鐵ノ抗張斷強試験長二十六吋幅二吋厚サ一吋ノ試験片ヲ二十四吋ノ距離ニ於ケル二個ノ圭子ニテ支ヘ中央ニ載荷シ其重量二千英斤以上ニ耐エ且中央ニ於テ十六分ノ五吋以上ノ撓度ヲ示スベキモノトス
 - 三、繫桿用鐵ノ抗張強試験一平方吋ニ付四萬五千英斤以上伸縮ノ割合ハ二割トス(長サ十吋ニ付)
- 第三條 製作ニ用ユル鑄鐵ハ良質ノモノニシテ粒狀緻密全體同質ニシテ爐滓其他粗雜ナル金屬ヲ含有セザルハ勿論其質強韌鑄鐵ノ破砕面ハ光輝アル灰色ニシテ而モ容易ニ鑄孔鑄斷シ得ベキ性質ナル組織タルベク其面平滑ニシテ凹凸ナク砂竅鑄疵等缺點ヲ鉛或ハ其他ノ物品ヲ以テ補填スルヲ許サズ
- 第四條 各蓋ノ鑄鐵「ポールド」等ハ攝氏百五十度ニ熱シタル防銹液ヲ塗抹シ充分ニ全體ヲ被包セシムベシ但其被包面ハ黑色ニシテ稍光澤ヲ帶ビ鐵膚ニ固着シテ容易ニ剝脫シ能ハザル程度ノモノタルベシ
上記防銹液トハ「コールタービッチ」及「亞麻仁油ノ混合液」ヲ云フ
- 第五條 各鐵蓋ハ圖面ニ示ス如ク本組合ノ徽章ヲ附シ番號製作年號製造所ノ商標ハ裏面適宜ノ位置ニ指圖ニ從ヒ八分ノ一吋ノ高サニ鑄出スベシ
- 第六條 各鐵蓋ノ摺合フ部分ハ充分ナル掃除ヲナン凸凹ノ部分ハ削リ後鑄ヲ以テ仕上ゲ上面何レノ部分ニ荷重ス

ルモ音響ヲ發スル事ナキヲ要ス、若シ仕上不充分ノ時ハ幾度ニテモ手直シヲ命ジ尙ホ充分ナラザル時ハ擯却ス

第七條 各蓋ヲ開閉スルニ當リ鍊鐵製開閉鍵小：：個及大：：個ヲ附屬セシムベシ

第八條 江戸川上水町村組合ハ製造中主任技師若シクハ其代理者ヲ派遣シ製造ノ適否ヲ検査シ材料ノ良否強弱其他各種ノ試験ヲ監督セシム可シ

第九條 各蓋ハ鑄造上ノ缺點アリタル時ハ之ヲ擯却ス

但僅少ナル部分ニシテ使用上支障ナシト認ムル時ハ採用スル事アルベシ

第十條 第二條ノ規定ヲ有セザル材料ヲ以テ製作セルモノ又ハ本仕様書ノ規定ニ背戾スルモノハ之ヲ擯却ス、擯却セラレタル各鐵蓋ハ本組合ノ徽章ヲ削除シテ他ニ搬出スベシ

第十一條 此仕様書條項中ノ文意並ニ圖面ノ解釋及検査試験ノ順序方法等ハ本組合ノ工事監督ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第二項 セメント試験

本組合工事用セメントは大凡四萬六千樽に及び其品質の優劣は直接工事に影響する處甚大なるものに付其試験の如き周到嚴密を期し本組合に於ても大體農商務省セメント試験規定に準據すと雖左記規格を定め試験用機械の如きも正確なる新式のものを選定し微細の點に互り精密なる製品検査を施行したり

輓近セメント工業の發展に伴ひ各社の製品は年を逐うて改善せられ其品質も頗る優良となりたり
最近鐵道省研究所に於て淺野セメント外十三種に互りて其強度を試験比較せられたるものは別表の如くにして淺野セメントは特に優秀の成績を示せるを以て本組合に於ても特に之を使用する事とし同社と隨意契約の方法によ

第六節 材料試験 第二項 セメント試験

りて本組合の要求に應じ随時納入せしめ其都度嚴密なる製品検査を施行したり

セメント強度比較表

鐵道研究所調

製造所名	經 過								平均強度を 示した セメント の強度
	二週間	一ヶ月	二ヶ月	四ヶ月	八ヶ月	一ケ年	二ケ年	四ケ年	
淺野セメント	四九八	六一二	六六七	七〇七	九八八	七八九	七九〇	一〇六一	九〇七
愛知	七三四	七〇八	七〇五	六九六	九六五	七三二	七四六	八〇二	七九三
三重	四三三	四七〇	五五三	六六〇	六六四	六八七	七〇七	七〇七	七二六
中央	五七五	五四九	五三二	六六五	八一四	六八六	六六五	九三八	七二三
東亞	五三一	五六四	五七三	六〇六	七三四	六一五	六六一	八八二	六〇五
櫻	四〇四	四七一	五九九	六〇三	七三六	五六四	六五〇	五四六	六〇三
土佐	六一八	六二二	六二二	六四三	八七九	五六九	八六七	八六六	七二二
小野田	六四三	七一四	七〇〇	七三七	八四五	七五四	八三四	九五九	八一九
鈴木	五六五	五七三	五九一	七七八	七五五	六三二	八六二	八五九	八〇二
大阪	四八二	四七四	五〇三	六六六	七二九	七〇一	七四九	七四九	七二九
三河	五六三	六二一	五六二	七三六	七二九	七〇一	七四九	八五七	七三〇
佐賀	五四八	五九九	六二二	七二七	八〇四	六六九	九二六	八四八	八二七
北海道	四一九	四八九	五六九	六三八	七六五	六六九	六七七	五九〇	六八四
日本	五二一	五四二	五八八	七六〇	七一二	五四二	七六五	七七〇	六二四
平均	五三八	五七二	五九五	六九五	七九三	六五二	七五九	八一七	七二五
淺野セメント	九一	一〇七	一一二	一一一	一二五	一二一	一〇四	一三五	一二五

本組合左記セメント試験規定に準據し各年度毎に其成績を擧ぐれば左表の通りとす

農商務省規定標準強度四二七

但し耐壓試験は行はず

試験回数

平均強度

年度	契 約			セメント購入調	平均強度	
	年 度	數 量	單 價			
大正十一年度	一一	九、七七〇	六、三五	六二、〇三九・五〇	三六	六五九
大正十二年度	一一	一一、〇〇〇	六、三五	六九、八五〇・〇〇	四四	七六九
大正十三年度	一一	一一、〇〇〇	六、三五	六九、八五〇・〇〇	五六	七五三
大正十四年度	一一	一一、〇〇〇	六、三五	六九、八五〇・〇〇	八二	八四六
大正十五年度	一一	九、七七〇	六、三五	六二、〇三九・五〇	二八	七五四
計	一五	四五、五二七	六、三五	二六二、〇九一・〇〇		

東京府江戸川上水町村組合「ポルトランドセメント」試験規定

第一條 本組合ニ於テ施行スル「ポルトランドセメント」試験法ハ以下各條ニ定ムルモノヲ除クノ外明治三十八年
第五章 施工の經過

農商務省告示第三十五號及明治四十二年同省告示第四百八十五號「ポルトランドセメント」試験法及大正八年六月二十日同省告示第七十七號ニ依ルモノトス

但シ比重耐壓試験及分析試験ハ之ヲ省クコトアルベシ

第二條 「セメント」ハ五百樽以下ヲ以テ一口トシ之ヲ試験スベシ

第三條 容器ノ外見検査ハ樽又ハ袋ノ構造堅牢ノ度合損所並「セメント」散出ノ有無ヲ検査シ其不良ト認ムルモノ及不審ノ個所アルモノハ之ヲ擯却スベシ

第四條 「セメント」ノ外見検査ハ本組合ノ指定シタル各一口ノ樽數又ハ袋數ニ對シ其一割以上ノ樽ヲ選定シ鏡蓋ヲ取り(袋入「セメント」ハ其封ヲ切り)テ検査施行シ不良ト認ムルトキハ之ヲ擯却スベシ

第五條 「セメント」ノ重量ハ各樽又ハ袋ニ就キ重量ヲ秤リ其重量ヨリ空樽及包紙又ハ袋ノ重量ヲ控除シタル殘數ヲ正味重量トス

第六條 試験ノ供試品ハ第二條乃至第五條ノ検査ヲ終リタル後本組合ノ指定シタル各一口ノ數ノ一割以上ニ就キ之ヲ採取シ所定ノ要項ヲ記載シ採取ヲ行ヒタル吏員其容器ニ封印ヲ施スベシ供試品採取法ハ第四條ニ依リ外見検査ヲ了リタルモノヨリ供試品ノ半數ヲ均等ニ採取シ他ノ半數ハ其他ノモノヨリ「ポルト」錐ヲ以テ穿孔シ金差ニテ均等ニ採取スルカ或ハ又其他ノ適當ノ方法ヲ以テ均等ニ採取スベシ

前項ニ依リ採取セル「セメント」ヲ全部混合シタルモノヲ以テ供試品ヲ製作スベシ

第七條 「セメント」試験ニ使用スル砂ハ多摩川産洗砂トシ其篩分ケノ方法等ハ總テ標準砂ノ規定ニ準ズ

東京府江戸川上水町村組合「ポルトランドセメント」示方書

- 一、請負人ハ本示方書ニヨリ「セメント」ヲ納入スベシ
- 二、「セメント」ノ容器ハ樽又ハ袋入トシテ其構造堅牢ニシテ樽ハ會テ他ニ使用セザルモノタルヲ要ス
- 三、「セメント」ハ細末ニシテ聊カモ固形シタル部分ナク且夾雜物ヲ含有スベカラズ
- 四、「セメント」ハ各一樽ノ重量正味ハ三百八十封度以上トシ不足アルトキハ一回ノ納品全部ニ對シ各樽共同一ノ不足アルモノト見做シ之ヲ補充セシム
- 但袋詰ノ場合ニハ一樽ノ三分ノ一若シクハ四分ノ一ヲ以テ一袋トナスベシ
- 五、「セメント」ハ本組合所定ノ試験法ニヨリ検査及試験ヲ施行ス
- 六、試験ハ本組合備付ノ器械ヲ以テ主務吏員之ヲ施行ス
- 但時宜ニ依リ他ニ依囑スルコトアルベシ
- 七、請負人ニ於テ本試験ニ立會フコトヲ請求スルトキハ之ヲ許可スルコトアルベシ
- 八、供試品ヲ收容スベキ容器ハ「セメント」供給者ノ費用ヲ以テ本組合備付ノ見本品通り調製シ試験口數ニ應ジ差出スベシ
- 九、検査試験ニ合格セザルモノハ本組合所定ノ不合格記號ヲ附シ擯却スベシ、但容器ノ外形検査ニ合格セザルモノハ此限リニアラズ
- 十、検査試験ノ結果不合格ト決シ擯却シタルモノハ何等ノ理由アルモ再検査試験ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 十一、不合格品ハ本組合ニ於テ指定スル期限内ニ之ヲ引換フベシ

第七節 物件の購入及請負

四四〇

十二、試験ニ合格シタルモノト雖使用ノ際固形シタル部分又ハ夾雜物等ノ混合シアルヲ發見シタルトキハ本組合ニ於テ期限ヲ指定シ其引換ヲ命ズルコトアルベシ

十三、試験ニ合格セザルトキハ其試験ニ供シタル「セメント」ノ代價及其損害ニ對シテハ本組合ハ總テ之ヲ支拂ハズ

十四、本示方書ニ明記ナキ事項及示方書ノ解釋ニ就テハ總テ本組合ノ判定ニ從フベシ

第七節 物件の購入及請負

材料の購買並に工事の請負は其の巧拙により事業費に直接影響を及ぼすのみならず動もすれば不正事件の勃發を見る如き例も少なからざるを以つて十分に注意を爲せる結果頗る順調に進み萬事好成績を擧げ得たるは本水道の爲め慶賀すべき次第なりとす、本工事着手の當初既に歐洲戰亂の後を受けて財界不況の時なりしが着工後更に物價漸落の傾向を辿り物件の購入、工事の諸請負には甚だ都合なりとなり、尤も大正十二年九月の大震災に依り材料の配給其他幾分打撃を受けたるも之とて一時的現象に過ぎず間もなく常態に復し材料の價格又下向して工事の進捗上頗る便宜を得たり、今本組合に材料機械器具類等の物件を供給したる者並に工事請負を爲せるもの中一口二千圓以上のものを列擧すれば左の如し

主要器具機械及工事材料購入一覽表

品名	數量	契約金額	供給者
異直管	三、四一五個	三九七、三〇〇・〇〇	久保田 權四郎
異直管	一、五八七個		
異直管	一、五八七個		

セメント	九、七七〇個	六二、〇三九・五〇	淺野セメント株式會社
消火栓	二五〇個	五、〇〇〇・〇〇	永瀨 庄吉
阻水弁	一五個	一六、四六五・八〇	久保田 權四郎
同	二八四個	一三、四〇〇・〇〇	同
鉛銅塊	一〇、〇〇〇個	九、六四〇・〇〇	秋田 直吉
硬銅電線類	各種	二、九七三・五〇	守谷 商會
阻水弁鐵蓋	五五二個	九、九〇三・三六	平野 利友
電柱及丸太	三〇六本	二、六八五・〇〇	山口 平四郎
洗砂利玉	三〇〇立坪	一四、一〇〇・〇〇	井上 進太郎
鉛塊	四、〇〇〇個	三、八四〇・〇〇	秋田 直吉
洗砂利玉	四九〇立坪	二二、九〇〇・〇〇	鈴木 辰五郎
鉛塊	一五〇立坪	七、六五八・〇〇	秋田 直吉
同	七、〇〇〇個	六、九〇〇・〇〇	株式會社鈴木商店
丸鋼	九八個	一三、三七七・五一	八幡製鐵所
セメント	二九四個	六九、八五〇・〇〇	淺野セメント株式會社
異直管	一一、〇〇〇個	一八八、一三四・〇七	永瀨 庄吉
異直管	一、三五三個		
異直管	一、五〇五個		
異直管	八五個		
異直管	二四一個	四四、七七六・〇〇	同
異直管	一、二六〇個		
異直管	八五個		
異直管	三六四個	一九、八五〇・〇〇	花岡 商會
異直管	五〇四立坪	七、七二五・〇〇	植田 徳太郎
洗砂利玉	五〇個		
洗砂利玉	二五〇個		
洗砂利玉	一〇〇〇個		

第五章 施工の經過

四四一

第七節 物件の購入及請負

品名	数量	契約金額	供給者
同 鉛管	五、〇〇〇貫	六、七四五・〇〇	三井物産株式會社
同 砂	二、六〇〇貫	三、七一〇・二〇	株式會社芳澤鉛管製造所
同 直利管	一二九、八五坪	四、八四八・〇三	秋山彌惣治
同 同	二三七個	三三、〇九九・八一	株式會社隅田川精鐵所
同 同	一九六個	三二、九三三・〇九	永瀬庄吉
同 同	二〇〇個	六、二〇〇・〇〇	株式會社隅田川精鐵所
同 同	一基	二、九九九・〇〇	磯村合名會社
同 軌品	五個	一四、三一五・〇〇	宮澤格太郎
同 同	三個	一二、七〇五・〇〇	同
同 同	三個	一九、三〇〇・〇〇	米國貿易會社
同 同	三基	九、一五〇・〇〇	久保田權四郎
同 同	二組	一三、四七九・五〇	東洋工業會社
同 同	一基	一二、五〇〇・〇〇	範多商會
同 同	二、五〇〇	六、五〇〇・〇〇	宮澤格太郎
同 同	四、六五〇本	二、七二〇・〇〇	石原啓三
同 同	二〇〇個	一三、八〇〇・〇〇	三菱商事株式會社
同 同	一基	六、八五〇・〇〇	株式會社渡邊與助商店
同 同	二基	二、五〇〇・〇〇	同
同 同	一基	三、〇〇〇・〇〇	同
同 同	一基	四、二六五・〇〇	同
同 同	三基	六、五二〇・〇〇	五十嵐小太郎
同 同	二基	二、一二〇・〇〇	荏原製作所

請負工事一覽表

請負物件名稱	數量	請負金額	請負人氏名
荒川放水路各鐵管橋工事用監督見張所及倉庫建築工事	一式	四、七二〇・〇〇	合名會社城東工務所
荒川鐵管橋々臺橋脚工事	一式	一五八、九〇〇・〇〇	中野井助九郎
淨水場池敷底土剝取及附屬工事	一式	七、七四八・〇〇	三井井助作
淨水場セメント倉庫新築工事	一棟	三、九二〇・〇〇	鈴木辰五郎
鐵管試驗場制水門築造工事	一式	一三、七五〇・〇〇	同
務所倉庫建築並附屬工事	一式	三、五〇〇・〇〇	日本柱管株式會社
鐵管試驗場橋架設工事	一式	七五、八〇〇・〇〇	武井興四郎
中川鐵管橋々臺橋脚築造工事	一式	一九、七〇〇・〇〇	安藝貞雄
鐵管敷設及附屬工事	一式	四、四六五・〇〇	坂田源次郎
私設電話線路工事	一棟	四、七九〇・〇〇	合名會社城東工務所
配水塔倉庫新築工事	一棟	一〇、〇〇〇・〇〇	荒井六藏
金町淨水場事務所新築工事	一式	二、九〇六・五五	同
配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	八、三二八・〇〇	同
第一回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式		同

第五章 施工の經過

第七節 物件の購入及請負

中川鐵管橋事務所及倉庫建築工事	二棟	六、〇〇〇・〇〇	合名會社 城東工務所
金町合宿所外建築工事	一式	六、三〇〇・〇〇	網代文吉
砂町第二回鐵管敷設砂利敷均工事	四六、三	二、〇〇八・五〇	植草善次郎
砂町第二回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	四、七五〇・七三	荒井六藏
大島町第一回鐵管敷設砂利敷均工事	一式	二、三二〇・〇〇	田中保之助
淨水場事務所附屬家及便所箱新築工事	二棟	二、八七〇・〇〇	生島元三郎
送水線路本田地先鐵管防護及鐵管敷設工事	一式	三、四二〇・〇〇	齊藤助六
荒川鐵管橋鐵部製作及組建工事	一式	七五、七〇三・五五	株式會社 川崎造船所
中川鐵管橋鐵部製作及組建工事	一式	一四、七二二・六〇	同
大島町第二回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	八、三〇〇・〇〇	藤田平藏
大島町第二回鐵管敷設砂利敷均工事	一式	三、二六四・〇〇	合名會社 城東工務所
龜戸町第一回鐵管敷設工事	一式	二、六二五・五〇	齋藤助六
送水線路本田地先鐵管敷設及阻水弁室泥土室築造工事	一式	二、四五〇・〇〇	高橋兵助
送水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	四三、〇二〇・〇〇	倉持政三郎
本部假處會並附屬建物新築工事	一式	三六、〇〇〇・〇〇	合名會社 城東工務所
龜戸町第三回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	三、一三〇・〇〇	岡花鎌吉
三河島第一回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	五、九〇〇・〇〇	中野欽九郎
綾瀨鐵管橋々臺築造工事	一式	八、三四八・〇〇	株式會社 橫河橋梁製作所
綾瀨鐵管橋鐵部製作及組建工事	一式	一三、四三八・七二	小久保金四郎
龜戸町第四回配水線路鐵管敷設及附屬工事	一式	一、七〇〇・〇〇	田中保之助
龜戸町第四回鐵管敷設砂利敷均工事	一式	三、〇二九・二五	成島東太郎
大島町地先配水線路鐵管敷設及防護工事	一式	二、三五〇・〇〇	長井郷四郎
岡田町第二回鐵管敷設工事	一式	三、三八〇・〇〇	武井與四郎
砂町第三回配水線路鐵管敷設工事	一式	二、四五〇・〇〇	

四五〇

千住町第一回配水線路鐵管敷設工事	一式	二、四八〇・〇〇	岡花鎌吉
中川鐵管橋事務所倉庫移轉工事	一棟	二、六八〇・〇〇	合名會社 城東工務所
三河島町第二回南千住町第一回鐵管敷設工事	一式	三、二九〇・〇〇	藤田平藏
荒川及中川橋梁上送水用鋼管製作及架設工事設計變更	一式	一一、六九二・〇〇	日本橋梁株式會社
私設電話建設工事	一式	三、五六〇・〇〇	安藝貞雄
吾嬭町第一回配水線路鐵管敷設工事	一式	一八、六〇〇・〇〇	島崎福松
同上敷設砂利敷均工事	一式	五、五〇〇・〇〇	高田半次郎
寺島町第一回鐵管敷設及附屬工事	一式	一、二〇〇・〇〇	武井與四郎
同上敷設砂利敷均工事	一式	三、五二五・〇〇	高田半次郎
淨水池掘鑿工事	一式	六、九三〇・〇〇	小田澤進
千住町第二回鐵管敷設及關屋橋鐵管橋架設工事	一式	六、四八〇・〇〇	長田郷藏
南千住町第二回鐵管敷設工事	一式	一、七〇〇・〇〇	藤田平
送水線路第一號橋外十四橋架設工事	一式	八、二〇〇・〇〇	高橋兵助
千住町第三回鐵管敷設工事	一式	一六、二〇〇・〇〇	武井與四郎
龜戸町第六回鐵管敷設工事	一式	二、六〇〇・〇〇	成井與四郎
南千住町第三回鐵管敷設及附屬工事	一式	二、九九〇・〇〇	武井與四郎
唧筒室新築工事設計變更	一式	五三、二三四・七八	戸田利兵衛
南千住町第四回鐵管敷設工事	一式	一四、〇〇〇・〇〇	武井與四郎
三河島町第四回配水線路鐵管敷設工事	一式	一三、四〇〇・〇〇	生島元三郎
逆井橋鐵管橋架設工事	一式	四、九六〇・〇〇	島崎福松
尾久町第一回鐵管敷設工事	一式	一七、〇〇六・三四	生島元三郎
日暮里町第三回鐵管敷設工事	一式	一八、九〇〇・〇〇	勝村幾之介
淨水場電燈設備工事	一式	二、二四五・三五	沖電氣株式會社
新宿町送水線護岸工事	一式	二、四八〇・〇〇	近藤文太郎

第五章 施工の經過

四五一

第七節 物件の購入及請負

綾瀬川橋梁上配水管製作及架設工事	一式	四、七〇〇・〇〇	三菱造船株式會社
汐入橋鐵管橋鐵部製作及組建工事	一式	二、三八〇・〇〇	櫻田機械製造所
汐入橋鐵管橋々臺建造工事	一式	二、四五〇・〇〇	東郷外
日暮里町第四回鐵管敷設工事	一式	七、一〇〇・〇〇	武井三
福神橋鐵管橋架設工事	一式	二、三八〇・〇〇	武井四
千住町第四回鐵管敷設工事	一式	三、三〇〇・〇〇	同
荒川中川橋梁上送水用鋼管防護工事	一式	三二、六〇八・七七	同
應舎裏護岸及盛土工事	一式	四、七〇〇・〇〇	島崎福松
倉庫新築工事	一式	四、八五六・〇〇	同
取水塔橋架設工事	一式	七、九二一・〇〇	櫻田機械製造所
福神橋及附近配水鐵管敷設工事	一式	二、六七九・〇〇	武井四
吾橋町地内東武鐵道橫斷防護工事	一式	二、〇八〇・〇〇	同
千住町第七回配水鐵管敷設工事	一式	四、七〇〇・〇〇	高田半次
寺島町第三回配水鐵管敷設及附屬工事	一式	一五、三八〇・〇〇	武井與四
應舎裏第二倉庫新築工事	一棟	九、二五〇・〇〇	島崎福松
南千住第五回其他配水鐵管敷設工事	一式	四、六九〇・〇〇	同
淨水場正門新築工事	一式	二、七五〇・〇〇	同
淨水場周圍土圍工事	一式	二、四〇〇・〇〇	同
送水線路砂利敷均及路面直シ	一式	一、四八〇・〇〇	同
藥品處理室建築工事	一式	二、八三五・〇〇	生島元三
淨水場電力鐵柱建設工事	一式	三、五九〇・〇〇	櫻田機械製造所

四五二

第六章 財政

第一節 敷設計畫豫算

本組合の設立が認可されたのは大正八年十二月二十六日で翌九年二月工學博士中島銳治氏を工事顧問として直ちに實施設計並に諸般の準備に着手し、同八月初旬之れが調査を完了して管理者の手許に報告した。茲において大島管理者は該工事に對する計畫豫算實施設計その他の案を得て直ちに組合會を招集し、八月十四日之れが決議を経ると共に國庫並に府費補助稟請に關する件をも附議して其の同意を得たので同八月二十日內務大臣に對し上水道敷設認可稟請書を提出すると同時に國庫補助金下附の儀を內務大藏兩大臣に、又府費補助金下附の件を東京府知事に提出した。抑々本上水道敷設計畫豫算は當初東京府が調査せられた所によると約七百二十萬圓を以つて工事一切を完了する豫定であつたのであるが本組合に於て實地調査した結果、組合の水道敷設區域はその面積廣汎に亘つて居るばかりでなく、大小の河川縱横に貫流し居り、就中江戸川水源地より送水すべき路線中には荒川、中川の二大幹流あり、是等に架設せらるべき鐵管橋は大小實に三十有餘を算し、従つて工事費も一千百六十五萬圓の巨額に上り、之れに借入金償還費を合算すれば實に一千

三百九十萬九千九百圓となる。即ち當初東京府より示されたる豫定額の殆んど倍額を支出しなければ事業を完成する事が出来ない。茲に再び財政上の大難關に遭遇し組合會議の席上に於いて此の點について議論沸騰し本事業は將に一頓座を來たさんとしたが幸ひに大島管理者等の説明に依り諒解する事を得て漸く事なきを得たのである。斯くの如き状態にあるので組合の財政は出來得る限り緊縮方針をとり各町村分賦額の如きも何等増加する事なく、その他は主として起債に依りて調達し、漸次給水料其他の収入を以つて之れを償還する事として組合會の協賛を得、こゝに始めて上水道布設計畫豫算を編成したのである。

尙ほ本布設計畫豫算は總工費一千三百九十萬九千九百圓とし、内國庫補助を總工費の四分の一、東京府補助を同五分の一と豫定し、而も工事期間中に全額を交付されるものとして財政計畫を立てたものであるから、後ちに確定した實施豫算とは相違して居ること勿論である。

江戸川上水道布設費收支豫算(計畫)

收 入	總 收 入 高
一金二千三百九十萬九千九百圓	
内 譯	國庫補助票請額
金二百九十一萬二千五百圓	

府補助票請額	府補助票請額
組 合 債 額	組 合 債 額
雜 收 入 額	雜 收 入 額
組 合 費 分 賦 額	組 合 費 分 賦 額
金六十萬圓	

支 出

總 支 出 額

取 入 口 費	取 入 口 費
淨 水 場 費	淨 水 場 費
唧 筒 室 費	唧 筒 室 費
送 水 線 路 費	送 水 線 路 費
配 水 塔 費	配 水 塔 費
配 水 線 路 費	配 水 線 路 費
用 地 及 補 償 費	用 地 及 補 償 費
器 具 機 械 費	器 具 機 械 費
調 査 及 檢 査 費	調 査 及 檢 査 費
電 話 架 設 費	電 話 架 設 費
建 築 費	建 築 費
金二百三十三萬圓	
金七百九十二萬圓	
金十四萬七千四百圓	
金六十萬圓	
一金二千三百九十萬九千九百圓	
内 譯	
金十六萬六千三百一十一圓	
金二百二十三萬四千九百五十三圓	
金十八萬七百六十圓	
金百七十二萬六千四百六十六圓	
金三十八萬三千九百九圓	
金四百八十八萬一千五百四十四圓	
金五十七萬四千六百五十七圓	
金十六萬七百四十圓	
金八萬五千三百四圓	
金一萬三千四百圓	
金十六萬一千四百圓	

給水種別ノ割合及料金

専用 全給水戸數ノ二割トス一戸ニ付水料金年收平均十八圓トス

共用 全給水戸數ノ六割トス一戸ニ付水料金年收平均六圓六十錢トス

計量 全給水戸數ノ二割トス本給水ニハ特別計量、普通計量、湯屋給水、工場用水及雜收入等ヲ含ムモノニシテ

水料金ハ一戸當リヲ表示セスシテ總金額ト戸數トヲ掲記セリ

第二節 實施設計豫算

第一項 計畫の經過

然るに當時内務省に於て市以外の町村及び町村組合の事業に國庫補助金を下附せる前例なく、又東京府に於ては府費膨脹、財源窮乏の折柄補助の餘裕なきを理由として容易に認可の運びに至らなかつたが南葛飾郡選出代議士中島守利氏並に關係三郡選出府會議員諸氏、東京府及び本組合關係者等は各方面に亘つて上水道布設の必要缺くべからざる所以を力説して斡旋に努めた結果漸く第四十四議會を通過し遂に政府より設計豫算額に對する四分の一、東京府より同豫算額に對する八分の一を補助せらるゝ事となつたのである。されど政府並に東京府に於ける財政の關係上國庫補助は二十一ヶ年に延長されたばかりでなく其の交付年度割の如き當初工

事施行期間内に於て毎年僅に一萬圓宛の補助を得らるゝに過ぎず、逐年遞加して最後に比較的多額を交付される事となり、又東京府補助は二十三ヶ年の長期なるのみならず、其の總額に於ても工費五分ノ一の豫定を八分ノ一に減額されたので茲に當初の計畫は根本より變更しなければならぬ事となり再び財政上の大難關に遭遇したのである。抑々本組合當初の財政計畫は多額の借入金を主たる財源となし是れに補助金、組合分賦金を加へて支辨し得る豫定だったのであるが各種補助金交付年限の延長と減額とに依つて勢ひ起債額の増加を見るに至つた。是に於て財政計畫を根底より改め其の事業豫算總額を金一千四百八十五萬四千八百圓とし工事期間中の起債額を千三百六十七萬圓と更正し外に工事竣成後に於ける公債利子及び維持費支辨の爲め尙ほ百四十五萬圓を起債することにし、起債額は合せて千五百十二萬圓となつた。之れを補助金下付申請當初の起債額に比すれば實に七百二十萬圓の増加となり、又總工費に於て七百二十萬圓を増加する事となる。依つて此の計畫に基いて大正十年二月二十八日組合會の議決を経て同年三月五日付を以て起債に關する許可申請書を其筋に提出した。然るに其筋より前記財政計畫は事業經營に要する諸費並に公債の利子支拂に借入金を爲すは適當ならずとの注意があつたので再び之れが更正を爲し組合費分賦額の増額及び雜收入の増收を計り一面工事の

速成に依つて大正十五年度中に一部給水を爲し以て水料を徴收し得る等其の財源の捻出に努め尙將來に於ける組合の財政状態を考慮して起債總額を金一千百十萬圓と爲し大正十一年十二月一日更に其筋に起債に關する更正方を申請し翌十二年三月十三日許可され茲に財政計畫は愈具體化するに至つたのである。

江第三七號

東京府江戸川上水道布設費國庫補助金下附ノ儀稟請

南葛飾郡小松川外十一ヶ町村ハ東京市ノ東北部ヲ圍繞セル所謂工場地帯ニ屬スル町村ニ有之戸數六萬三百餘人口二十五萬一千餘ヲ有シ輒近帝都ノ膨脹ニ隨伴シテ戸口頗ニ増嵩ヲ來タシ殊ニ世界的大戰亂ノ影響ハ忽チ組合町村内ニ無數ノ會社工場ノ設立ヲ見ルニ至ル最近ニ於ケル戸口増加ノ率ハ蓋シ他ニ類例ヲ見ザルモノアリテ既往十ヶ年間進展經過ノ跡ヲ考フレバ眞ニ隔世ノ感有之候而シテ此繁盛ニ順應スル各般ノ社會的施設ヲ要スルハ言ヲ俟タザル所ニ候而モ之等住民ノ保健上將又會社工場ノ經營上最モ考慮ヲ要スルノ秋ニ當リ飲料水ノ適否豊乏ハ總テ組合町村盛衰消長ニ關係スル誠ニ重要ノ問題ニ屬シ候然ルニ唯恨ム組合町村中ノ大部分ハ其地勢卑濕ニシテ適當ナル井水ニ乏シク公衆衛生上甚乍遺憾附近ノ河水ヲ以テ辛ウジテ飲料水ニ供シツ、アルノ窮狀ニ有之而モ下水ノ排除モ亦極メテ不完全ナルヲ以テ一朝惡疫ノ流行スルコトアランカ其勢倏チ猖獗ヲ極ムル而已ナラズ諸般ノ事業上ニ及ボス害ハ實ニ多大ナルモノニ有之候飲料水不良ノ一事ハ一度足ラ組合諸町村就中砂、大島、龜戸、吾嬭、南千住等ニ運ブモノ、能ク知ル所ニ有之候加之近時諸工業ノ勃興ハ益々井水ノ缺乏ヲ告ゲシメ一面河水ハ諸工場ヨリ汚水ヲ放流スル爲メ今ヤ到底河水ノ使用ヲ不能ナラシムルノ現狀ニ立至リ候故ニ之レガ根治策タル上水道ノ布設ヲ

企圖スルコト亦一日ノ故ニアラズト雖モ地勢ノ不利ハ時々不測ノ水害ヲ蒙リ殊ニ大正六年ニ於ケル前古未曾有ノ大海嘯ノ來襲ヲ受クル等亦他ヲ顧ミルノ暇ナキヲ以テ荏苒歲月ヲ空過シツ、アルハ齊シク住民ノ憂慮措ク能ハザル所ニ有之候然ルニ東京市水道工事ヲ見ルニ國庫ノ御補助ヲ得テ着々其ノ完備ヲ見ルニ至リタルハ保健衛生上誠ニ幸慶ニ不堪次第ニ有之候是ニ於テカ本組合會ハ滿場一致之レガ布設ヲ切望シ一千百六十五萬圓ノ巨費ヲ以テ水道布設ヲ決議スルニ至レリ蓋シ工費ノ巨額ナル到底災餘ノ疲弊ヲ受ケ加フルニ經費多端ノ折柄渺タル數町村ノ能ク負擔スル所ニアラズ然リト雖モ時機切迫ノ今日尙ホ躊躇遷延センカ我が組合町村民數十萬人ハ前途將タ何レノ時ニカ保健上悲慘ノ境裡ヲ脱スルヲ得ンヤ今ニシテ水道布設ヲ決行セザランカ獨リ組合町村ガ衛生上危險ノ地ニ陥リ商工業ノ發達ヲ阻害シ土地ノ衰頹ヲ招來スルニ止マラス延テ帝都ニ其惡影響ヲ致スハ火ヲ見ルヨリモ瞭カニ有之候是レ公衆衛生上將又地方上發展ヲ期スル上ニ於テ亦一日モ忽諸ニ付スベカラザル所以ナリト信ス伏テ翼クハ東京、大阪、神戸、名古屋、横濱等何レモ水道布設費ニ對シ相當補助金ヲ下付セラレタルノ例ニ準シ特別ノ御詮議ヲ以テ總工費千百六十五萬圓ニ對シ金二百九十一萬二千五百圓ヲ大正十年度ヨリ向六ヶ年間ニ分割國庫ヨリ補助アリテ速ニ此一大工事ヲ完成セシメラレントラ懇願ノ至リニ不堪候而シテ其他ハ府費補助及起債ヲ俟チ三十二ヶ年ヲ期シテ償還セントス茲ニ町村組合會ノ決議ヲ經テ別紙目錄ノ關係書類相添ヘ此段稟請候也
大正九年八月二十日

東京府江戸川上水町村組合管理者

東京府南葛飾郡長 大 島 亨 藏

内務大臣 床次竹二郎殿

大藏大臣 男爵高橋是清殿

第六章 財政

添付書類目錄

町村費及町村稅負擔割合、町村稅賦課率、町村債調、水道目論見書、水道設計說明書、水道工事方法書、水道布設費收支豫算、借入金規程、組合債償還年次表、水道借入金償還財源表、給水料豫想表、給水規則、水道工事費內譯書、單價表、水道布設費國庫補助稟請ニ關スル決議書寫、水道設計圖面十一葉

內務省九東土第二八一號

東京府江戸川上水町村組合

大正九年八月二十日江第三七號申請上水道布設工費國庫補助ノ件聽屆ケ金二百九十一萬二千圓ヲ別記年割ノ通交付ス但シ左ノ通心得ベシ

大正十年十一月二十八日

內務大臣 床次竹二郎 閣

記

- 一 補助ハ其ノ組合上水道布設工費金一千百六十五萬圓ニ對シ補助スルモノトス
- 二 工事落成シタルトキハ本大臣ニ届出デ完了認定ヲ申請スベシ
- 三 工費ニ剩餘アリタルトキハ第一項補助ノ割合ニ依リ之ヲ返還セシムルコトアルベシ
工事用材料ニ剩餘アリタルトキハ時價ニ換算シ之ヲ工費ノ剩餘ト看做ス
- 四 組合ハ剩餘ヲ生ジタル工費若クハ工事用材料ヲ處分セムトスルトキハ其處分方法ヲ定メ本大臣ニ稟伺スベシ
- 五 工事豫定ノ通り進行セザルトキ又ハ期限ヲ過ギ落成ノ見込ナキモノト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止シ又ハ補助ヲ取消シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルベシ

六 補助ヲ爲シタル上水道設備ノ廢止若クハ變更ニ因リテ生ジタル不用土地物件アリタルトキハ之ヲ時價ニ換算シ第一項補助ノ割合ニ依リ補助金ヲ返還セシムルコトアルベシ

別記

上水道布設工費國庫補助金交付年割表

金一萬圓宛	自大正十年度每年度交付額
金二萬圓	同十七年度交付額
金三萬圓	同十八年度交付額
金六萬圓	同十九年度交付額
金七萬圓	同二十年度交付額
金十萬圓	同二十一年度交付額
金十五萬圓	同二十二年度交付額
金三十一萬二千圓	同二十三年度交付額
金三十萬圓宛	自同二十四年度每年度交付額
計 金二百九十一萬二千圓	至同三十四年度每年度交付額

江第三八號

東京府江戸川水道布設費府補助金下付之儀稟請

省略(內務大臣ニ提出シタルモノト同文ニ付略之)

大正九年八月二十日

東京府江戸川上水町村組合管理者

第二節 實施設計豫算 第一項 計畫の經過

四六八

東京府知事 阿 部 浩殿

東京府南葛飾郡長 大 島 亨 藏

西土甲第四三〇八號

東京府江戸川上水町村組合

大正九年八月二十日付江第三八號申請上水道布設費府費補助ノ件聽屆ケ金百四十五萬六千二百五十圓ヲ別紙年度割ノ通交付ス

但シ左記ノ通心得ベシ

大正十一年一月二十一日

東京府知事 宇 佐 美 勝 夫 團

記

- 一 補助ハ其組合上水道布設費千六百五十五萬圓ニ對シ補助スルモノトス
 - 一 工事完全シタルトキハ其ノ旨届出デ完了認定ヲ受クベシ
 - 一 工費ニ剩餘アリタルトキハ第一項補助ノ割合ニ依リ之ヲ返還セシムルコトアルベシ工用材料ニ剩餘アリタルトキハ時價ニ換算シ之ヲ工費ノ剩餘ト看做ス
 - 一 組合ハ剩餘ヲ生ジタル工費若ハ工用材料ヲ處分セムトスルトキハ其處分方法ヲ定メ認可ヲ受クベシ
 - 一 工事豫定ノ通進行セザルトキ又ハ期限ヲ過ギ落成ノ見込ナキモノト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止シ又ハ補助ヲ取消シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルベシ
 - 一 補助ヲ爲シタル上水設備ノ廢止若ハ變更ニ因リ生ジタル不用ノ土地物件アリタルトキハ之ヲ時價ニ換算シ第一項補助ノ割合ニ依リ補助金ヲ返還セシムルコトアルベシ
- (別紙) 上水道布設府費補助金交付年度割表

金六萬七百四十七圓宛	自大正十年度 毎年度交付額
金六萬七百四十五圓	同 二十一年度 交付額
金六萬六千八百二十六圓宛	自同二十一年度 毎年度交付額
金五萬二千九百四十九圓	同 三十二年度 交付額

起債之儀ニ付申請 (當初ノ申請ノモノ)

南葛飾郡小松川町外十一ヶ町村ハ東京市ノ東北部ヲ圍繞セル所謂工場地帯ニ屬スル町村ニ有之戸數六萬餘人口二十五萬餘ヲ有シ輓近帝都ノ膨脹ニ隨伴シテ戸口頗ニ増嵩ヲ來タシ殊ニ世界的大戰亂ノ影響ハ忽チ組合町村内ニ無數ノ會社工場ノ設立ヲ見ルニ至ル最近ニ於ケル戸口増加ノ率ハ蓋シ他ニ類例ヲ見ザルモノアリテ既往十ヶ年間進展經過ノ跡ヲ顧ミレハ直ニ隔世ノ感有之候而シテ此繁盛ニ順應スル各般ノ社會的施設ヲ要スルハ言ヲ俟タザル所ニ候之等住民ノ保健上將又會社工場ノ經營上最モ考慮ヲ要スルノ秋ニ當リ飲料水ノ適否豐乏ハ廳テ組合町村ノ盛衰消長ニ關シ誠ニ重要ノ事タルヲ認メ當該十二ヶ町村組合經營ノ下ニ上水道ノ布設ヲ敢行セントシ曩ニ之レガ布設認可申請書ヲ提出中ニシテ之レガ布設ニ要スル經費モ亦極メテ巨額ヲ要シ候次第ニ有之然ルニ今ヤ組合町村財政ノ狀況ハ何レモ教育ニ土木ニ其他各般ノ施設ノ爲メ既ニ財源涸渴シ居ルノ状態ナルヲ以テ到底此大資源ヲ得ルニ由ナク爲ニ已ムヲ得ス其大部分ハ勢ヒ起債ニ俟ツノ外途ナキヲ信シ茲ニ組合會ノ決議ヲ經テ別紙關係書類ニ記載セル通り大正十年度ヨリ大正二十一年度迄十二ヶ年ニ亘リ金一千五百十二萬圓ノ起債ヲ爲スコトニ相成候條何卒特別ノ御詮議ヲ以テ右起債ノ議御許可相成度別紙關係書類相添此段稟請候也

大正十年三月五日

東京府江戸川上水町村組合管理者

南葛飾郡長 大島 亨 藏

内務大臣 床次 竹二郎 殿

大藏大臣 子爵 高橋 是清 殿

起債要項 (當初申請ノモノ)

一借入團體 東京府江戸川上水町村組合

一借入先 内務省低利資金若ハ銀行會社個人ヨリ

一起債額 金一千五百十二萬圓

一利率 年九分以内

一起債ノ目的 上水道布設經費充當ノ爲

一起債ノ時期 大正十年度ヨリ大正二十一年度迄十二ケ年間

一償還年限 別紙償還年次表ノ通但組合財政ノ都合ニ依リ繰上ケ償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利
債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

一据置年限 別紙償還年次表ノ通

一償還財源 別紙償還財源表ノ通

一議決年月日 大正十年二月二十八日

一議決年月日 大正十年二月二十八日

起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法 (當初申請ノモノ)

第一條 江戸川上水道布設費ニ充ツル爲金一千五百十二萬圓ヲ大正十年度ヨリ大正二十年度ノ間ニ於テ内務省低
利資金若クハ銀行會社個人ヨリ借入ルルモノトス

第二條 借入金ノ利率ハ年九分以内トス

第三條 本借入金ノ利率ハ毎年三月ニ於テ支拂フモノトス但シ借入又ハ償還ノ際ニ於ケル端數利率ハ普通計算法
ニ依ルノ外銀行會社等ニ於テ特ニ規定アルトキハ其規定ニ從フ

第四條 本借入金ノ元金ハ大正二十二年度迄据置キ利率ノミヲ支拂ヒ大正二十三年度ヨリ大正四十七年度迄二十
五年間ニ別紙償還年次表ノ通償還ス

第五條 本借入金ハ組合財政ノ都合ニ依リ繰上ケ償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利ニ借替ヲ爲スコトヲ得

第六條 本借入金ノ元利償還ハ一般歳入ヲ以テ支辨ス

起債に關しては當初前記の通申請書を提出したが、後ち起債額を變更し改めて左の通
り申請したのである。

江戸川上水町村組合起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法 (更正)

第一條 本組合上水道布設費ニ充ツル爲金一千百十萬圓ヲ大正十年度ヨリ同十五年度迄ノ間ニ於テ内務省低利資
金若クハ銀行會社個人ヨリ數回ニ借入ルルモノトス借入金ハ工事ノ施行狀況ニ依リ各年度ヲ通シ借入ヲ爲スコ
トヲ得

第二條 本借入金ノ利率ハ年九分以内トシ毎年三月ニ於テ支拂フモノトス

第三條 本借入金ノ元金ハ大正十六年度迄据置同十七年度ヨリ同三十二年度迄十五年間ニ別紙償還年次表ノ通償
還ス

第四條 本借入金ハ組合財政ノ都合ニ依リ繰上ケ償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利ニ借替ヲ爲スコトヲ得

第五條 本借入金ノ元利償還ハ一般歳入ヲ以テ支辨ス

組合債償還年次表 (千百十萬圓)

年 度	年次	起 債 額	元 金 残 額	元 金 償 還 額		利 子 額	摘 要
				元	金		
大正十年度	一	400,000	400,000	—	—	19,600	利率年七分五厘
同十一年度	二	400,000	1,100,000	—	—	41,750	
同十二年度	三	400,000	1,100,000	—	—	101,100	
同十三年度	四	400,000	400,000	—	—	122,000	
同十四年度	五	400,000	400,000	—	—	122,000	
同十五年度	六	—	1,100,000	—	—	122,000	
同十六年度	七	—	1,100,000	—	—	122,000	
同十七年度	八	—	1,100,000	—	—	122,000	
同十八年度	九	—	1,100,000	—	—	122,000	
同十九年度	〇	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十年度	一	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十一年度	二	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十二年度	三	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十三年度	四	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十四年度	五	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十五年	六	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十六年	七	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十七年	八	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十八年	九	—	1,100,000	—	—	122,000	
同二十九年	〇	—	1,100,000	—	—	122,000	

東京府江戸川上水町村組合借入金償還財源表 (起債額千百十萬圓)

次年度年	同三十二年	同三十一年	同三十年	同三十一
計	11,100,000	11,100,000	11,100,000	11,100,000

次年度年	收			入			支			出		
	助庫補金	府補助金	分組合費	雑収入	借入金	給水料金	計	工事費	元償還	維持費	利子	計
一〇	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一一	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一二	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一三	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一四	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一五	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一六	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一七	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一八	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
一九	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二〇	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二一	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二二	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二三	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二四	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二五	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二六	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二七	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二八	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
二九	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三〇	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三一	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三二	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三三	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三四	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三五	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三六	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三七	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三八	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
三九	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000
四〇	10	40,000	100	—	—	—	40,000	—	—	—	—	40,000

第二項 布設費支出方法變更

既定布設費支出方法は工事期間六箇年の内初めの四箇年間は一百萬圓前後宛の支出にして最後の二箇年に於て四百萬圓以上宛を支出する計畫であつた。事業上より之れを見れば最後の二箇年に於て前四箇年間の工事量を爲すべき豫定となるのであるが、斯くの如きは工事促進上將た又豫算の經理上不利益の點が多いのといつは工事着手の實況から見て實際に各年度の支出額を更正するの必要を生じ之れが爲め財源の捻出に努め組合分賦金の増額、府費補助の工事期間中に於ける増額交付の稟請を爲し大正十一年二月二十五日の通常組合會に右更正案を提出して可決したのである。其の水道布設費繼續年期及び支出方法の更正は左の如く一千二百八十一萬千八百八十八圓の既定敷設費に對し五十八萬八千七百五十圓を増額して一千三百三十九萬九千九百三十八圓となつたが、これは工事費の千六百六十五萬圓に關係なく借入金償還費に於て増額したもので實際の借入利率が高いのと繰上借入をした爲め借入金利子の増額したのに原因してゐるのである。唯だ工事費は前述の通り毎年度の支出額を更正し即ち大正十四、五兩年度を減額して其の分を大正十一、二、三年度に振り當て、増額したので之れによつて工事進捗を圓滑ならしめんとしたのである。此の豫算の更正によつて組合水道布設工事施行の基礎は確立した

のである。

自大正十年度 東京府江戸川上水町村組合水道布設費繼續年期及更正支出方法

至大正十五年度 一金二千二百八十一萬八千八百八十八圓

一金一千三百三十九萬九千九百三十八圓

内

金一千六百六十五萬圓
 金一千六百六十五萬圓
 金百十六萬千八百八十八圓
 金百七十四萬九千九百三十八圓

内 譯

金六十三萬一千八百九十九圓
 金一百二萬八千九百七十二圓
 金二百八萬五千二百七十一圓
 金一百七萬九千二百七十二圓
 金二百十九萬六千六百八十三圓
 金百十二萬九千五百七十二圓
 金二百二十七萬八千二百八十三圓
 金四百二十六萬九千八十二圓

既定上水道布設費
 更正上水道布設費

既定 工事費
 更正 工事費
 既定借入金償還費
 更正借入金償還費

大正十年度既定支出額
 大正十一年度既定支出額
 大正十一年度更正支出額
 大正十二年度既定支出額
 大正十二年度更正支出額
 大正十三年度既定支出額
 大正十三年度更正支出額
 大正十四年度既定支出額

第六章 財政

四八五

科	目	區分	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
三	送水線	既定	1,000,000	1,100,000	1,000,000	9,500,000	5,000,000	1,700,000	17,700,000
		修正							
二	室唧 費筒	既定				500,000	500,000	1,000,000	2,500,000
		修正							
<p>一 雜工事費 2,500,000 二 土工費 2,900,000 三 淨水場管費 2,200,000 四 淨水池工費 1,000,000 五 濾過池工費 1,000,000 六 沈澱池工費 4,000,000 七 揚水井磚水渠工費 2,900,000 八 引入管工費 6,000,000 九 砂溜井工費 5,000,000 十 取水塔工費 4,000,000 十一 橋樑工費 1,500,000 十二 取水塔工費 4,000,000</p>									

第二節 實施設計豫算 第二項 布設費支出方法變更

四八四

科	目	區分	支 出					計	種目金額附記
			大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年		
一	工淨水場	既定	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	
		修正							
〇	取入口費	既定							
		修正							
<p>一 取水塔 4,000,000 二 橋樑工 1,500,000 三 砂溜井工 5,000,000 四 引入管工 6,000,000 五 取水塔 4,000,000</p>									

合計	大正十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	計
	2,328,996	2,028,996	2,128,996	2,228,996	2,328,996	2,428,996	13,474,996

第二節 實施設計豫算 第三項 起債方法の変更

第六條中「償還年度五箇年以内」ヲ「借入ノ翌年度ヨリ五箇年度以内」ニ改ム
第七條中「年一割以内」ヲ「年九分以内」ニ更ム

東京府江戸川上水町村組合起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法

附 則

第六條 經濟界ノ狀況ニ依リ組合管理者ニ於テ長期ノ借入ヲ不利益ナリト認ムルトキハ償還年度五箇年以内ノ短期借入金ヲ爲シ又ハ借替ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テ第一條ノ借入期間ハ短期借入金ノ償還終期迄之ヲ延長ス
第七條 前條借入金ノ利率ハ年一割以内トス

組合債償還年次表 (起債額千百十萬圓)

年 度	年次起債額	元金殘額	償 還 額		摘 要
			元 金 利 子 計	利 子 計	
大正十年年度	450,000	450,000	19,668	19,668	利率年七分五厘
十一年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十二年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十三年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十四年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十五年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十六年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十七年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
十八年度	450,000	450,000	19,668	19,668	
同 計	4,500,000	4,500,000	196,680	196,680	

年 度	年次起債額	元金殘額	元 金 利 子 計	利 子 計
十九年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十一年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十二年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十三年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十四年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十五年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十六年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十七年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十八年度	100,000	100,000	4,167	4,167
二十九年度	100,000	100,000	4,167	4,167
三十年度	100,000	100,000	4,167	4,167
三十一年度	100,000	100,000	4,167	4,167
三十二年度	100,000	100,000	4,167	4,167
同 計	1,100,000	1,100,000	41,670	41,670

東京府江戸川上水町村組合借入金償還財源表 (千百十萬圓)

次年度	收				支						
	國庫補助金	府補助金	組合賦分	雑収入	借入金	給水料金	計	工事費	償還元金	維持費	利子
一〇	100,000	67,777	100,000	5,144	100,000	100,000	633,888	100,000	100,000	19,668	633,888
一一	100,000	67,777	100,000	5,144	100,000	100,000	633,888	100,000	100,000	19,668	633,888
一二	100,000	67,777	100,000	5,144	100,000	100,000	633,888	100,000	100,000	19,668	633,888
一三	100,000	67,777	100,000	5,144	100,000	100,000	633,888	100,000	100,000	19,668	633,888
一四	100,000	67,777	100,000	5,144	100,000	100,000	633,888	100,000	100,000	19,668	633,888
同 計	5,000,000	3,388,888	5,000,000	25,720	5,000,000	5,000,000	31,670	5,000,000	5,000,000	98,000	31,670

第三節 工事費の精算
 寅庶第八〇九號

起債額振替ノ儀ニ付追申

大正十一年一月十一日付内務省一〇東地第三百五十號ヲ以テ本組合上水道布設費起債額千百十萬圓ニ對シ御許可相成爾來工事施行致來リ候處工費ノ節約ト物價ノ低落トニ依リ工費ニ剩餘ヲ生ジ起債額ニ於テモ工事完了迄ニ約百萬圓ノ減少ヲ見ルニ至リタル次第ニ有之候就テハ今回計劃ノ第一期擴張工事ノ起債額百二十四萬二千圓ノ中へ前記剩餘ノ百萬圓ヲ振替借入ノ儀特ニ御承認相成度此段及追申候也

大正十五年十月十八日

東京府江戸川上水町村組合

管理者 大 島 亨 藏

内務大臣 濱 口 雄 幸殿

大藏大臣 片 岡 直 温殿

寅地第二九七七號

昭和二年三月三十一日

東京府内務部長

江戸川上水町村組合管理者殿

工費剩餘金處分ノ件依命通牒

大正十五年十月十八日寅庶第八〇九號申請標記ノ件ニ關シ其筋ヨリ工事費剩餘金中百萬圓ヲ第一期擴張費ニ充當スルノ件承認相成候條御了知相成度之方爲難ニ稟請セル百二十四萬二千圓ノ起債ハ之方借入ヲ見合スモ本件剩餘金ヲ以テ其財源ニ充當シ其ノ不足額ハ事業費ノ節約並一般經費ノ緊縮ヲ勵行スルニ依リ工事ヲ遂行シ得ルモノト

被認該起債ノ件ハ今回許可セラレザルコトニ決定候趣其筋ヨリ通牒有之候條及移牒候也

追テ布設事業完成ノ上ハ直ニ事業費ノ精算ヲ爲シ御報告相成度

東京府江戸川上水町村組合繼續水道布設費精算書

收 入
 一、金二千二百八十一萬八千九百四十三圓九十九錢
 支 出
 一、金二千一百八十一萬八千九百四十三圓九十九錢
 收支差引殘金一百萬圓也
 總 收 入 額
 總 支 出 額
 第一期擴張工事費へ繰入
 內 譯
 收 入

科 目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	大正十五年 昭和元年度	計
一、國庫補助金	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	60,000.00
二、府補助金	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	30,000.00
三、繰越金	5,907.56	—	—	—	—	—	5,907.56
四、經常費ヨリ繰入金	1,200.00	10,100.00	3,500.00	1,500.00	11,100.00	8,600.00	35,900.00
五、雜收	—	—	—	—	—	—	—
六、組合債	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	6,000,000.00
七、組合費分賦額	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	6,000,000.00
前年度繰入金	48,300.00	—	—	—	—	—	48,300.00
合 計	48,300.00	1,735,100.00	2,505,000.00	2,573,500.00	3,077,100.00	3,077,100.00	18,188,000.00

第三節 工事費の精算

支出

科 目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	大正十五年 昭和元年度	計
一、淨水場工費		一五、九〇〇・九	四〇七、三六〇・四	六九六、四七三・六	六五、一五二・三	三三、一九九・九	二、二〇一、九八五
一、取水塔工費			九、九九九	三、四九二・五	三〇、三七九・五	八、一〇五・三	七四、三三四
一、引入管工費		七〇・五	一、二三八・五	五、三三九・二	三、一四四・六	三、六〇・三	九、〇六〇・八
一、砂溜井工費			一四、五四三・九	二、八六九・〇	七、八四四・三	四、六二七	三、八六四・〇
一、沈澄池工費		三、八八六・四	一三、五四三・六	一、四六三・〇	六、三三〇・表	三、三六六・七	三、三三二・〇
一、濾過池工費		五、六六六・四	一五、九九三・三	三、〇六三・九	三、九七四・七	八、六四三・四	七、七五〇・五
一、淨水池工費				五、八二六・七	一、八二六・七	一五、〇九二・五	一、九〇、一九〇・四
一、鐵管工費		三、〇四四・七	九、三三九	二、四四三・〇	四、三〇〇・〇	一、九六〇・七	一八、四二七・〇
一、棧橋工費				一、八二七・〇	八、三四三・三	八、七〇二・八	一八、四三三・三
一、揚水井工費				二、七〇四・五	二、四九六・三	五、八〇	二、七六六・〇
一、土渠工事費		一〇、九四九・四	八、〇六六・六	三、九六六・六	一、七五〇・七	三、九四四・表	二七、〇三三・八
一、雜工事費		三〇、六二四・四	一一、八三〇・九	九、八四四・七	一、三九四・三	三、三三三・四	一〇、九六六・五
二、唧筒室費				一、九七四・五	二〇、五七四・九	二、四九八・八	二九、〇六八・二
三、送水線路費		五、四一五・六	五、三、四四七・四	二、七九四・四	一、七、五三三・〇	七、四〇六・四	一、六三、七三九・七
一、鐵管及附屬器具費		一七〇、九三二	一八、四九五・八	三、三三三・〇	一、七、五三三・〇	七、四〇六・四	一、六三、七三九・七
一、鐵管敷設及附屬器具費		三、九九九・九	七、〇〇四・八	五、七二〇・八	四、二二五・七	五、八八〇・九	二四、八三三・五
一、送水線路築造費		一三、四二一九・五	三、一〇五・四	四、八七七・七	四、四三三・七	二、三三〇・三	一八、三三七・九
一、中川鐵管橋費		五、五一一〇・六	六、一七三・七	一、六一八・一	三、九七〇・九	一、六三三・二	一六、六九九・〇
一、新荒川鐵管橋費		二、七、五三三・〇	二、八、七二五・五	七、七八四・八	三、六八一・〇	四、七五五・三	六、四四二・〇

科 目	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	大正十五年 昭和元年度	計
四、配水塔費		九、五二八・五	一、九〇七・五	五、九七〇・三			一七、四〇六・三
一、配水塔附屬工事費		九、五二八・五	九、四八八・七	二、一三七・〇			二一、一四三・二
五、配水線路費		一、〇、三三七・七	四〇、八七九・六	七、三三三・九	九、四八二・三	三、二、三三七・七	二、六九四、四〇〇
一、鑄鐵直管費		一、〇、〇〇一・九	二、九八七・五	四、七七七・九	五、〇、一六九・六	三、一、三七九・九	一、四四、八五五・六
一、鑄鐵異形管費		一、四、四三六・七	二、四、一三〇・三	四、九、〇〇六・三	四、〇、三〇六・六	九、八七四・六	一、七、九六五・七
一、鐵管附屬器具費		一、九、一五二・六	三、九七三・四	二、〇、六三三・九	三、一、九六八・八	一〇、一、四四三・〇	一、二、一、九六六・三
一、鐵管敷設及附屬器具敷設費		一、九、七三三・七	一、三、〇、九八〇	一、四、六三三・四	三、七、八二四・九	一、四、六九七・四	六、九、七三九・一
一、鐵管基礎工事費		三、三三〇・〇	一、七、四六六	五、七、三四六	九、九、七〇三	六、四、七三三	二、四、一、六三三
一、水路橫斷伏越費		六、一〇〇	七、三、一三	一、七、九五〇	三、八、四三・三	一、八、六八〇	八、〇、六六・五
一、電車及鐵道線路橫斷費		六、一〇〇	一、四、四三〇・六	一、六、〇六〇・九	二、六、八三三・三	三、三、八九〇・六	七、〇、四三三・四
一、山圍水替費		三、三、〇〇〇	六、四、四三三	九、八、二六〇・八	一、八、五九六・〇	九、四、四三三	四、四、四三三
一、鐵管敷設砂利敷均費		一、四、四三三	一、四、四三三	二、六、三三三	二、九、〇、九三〇	一、三、九三三・三	八、五、三三三
一、架橋鐵管防護費			五、五、四三三	四、二、六二	三、四、七九	一、六、七〇〇	一、一、四、四三三
一、綾瀨橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、福神橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、小鐵管橋費			四、七、九〇	一、八、五九六	一、〇、一、〇〇〇	五、八、一〇	一、〇、一、〇〇〇
一、道開橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、五ノ橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、逆井橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、汐入橋鐵管橋費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
一、橋梁架設用鋼鐵管費				四、九、二八二	二、九、〇〇〇	三、七、四八七	八、九、九三九
六、用地及補償額	三、六、七〇六	一、四、三六六・二	一、三、〇三三・〇	二、九、二八二・三	二、八、三三六	一、七、五九〇・八	六、四、三三・七

第六章 財政

第三節 工事費の精算

一、用地購入費	三六九,九七〇・七	一〇〇,〇〇〇・〇	二六九,九七〇・七	一〇〇,〇〇〇・〇	二六九,九七〇・七	一〇〇,〇〇〇・〇	二六九,九七〇・七	一〇〇,〇〇〇・〇	二六九,九七〇・七
二、家屋移轉費	九一,九八三・三	一〇〇,〇〇〇・〇	九一,九八三・三	一〇〇,〇〇〇・〇	九一,九八三・三	一〇〇,〇〇〇・〇	九一,九八三・三	一〇〇,〇〇〇・〇	九一,九八三・三
三、借地料	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇
四、器具器械費	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇
五、器具器械費	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇	五七,六〇〇・〇
六、調査及検査費	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七	六,三三三・七
七、地質調査費	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇	二六,九七〇・〇
八、測量費	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇
九、電話架設費	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇
一〇、電話架設費	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇	一,三〇〇・〇
一一、建築費	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇
一二、建築費	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇	三,五七〇・〇
一三、事務所費	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇
一四、事務所費	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇
一五、諸税及諸負擔	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇	四,〇〇〇・〇
一六、諸税	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六
一七、寄附金	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六
一八、寄附金	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六	二六・六
一九、財産管理費	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇
二〇、財産管理費	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇	一〇〇,〇〇〇・〇
二一、雑支	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九
二二、雑支	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九	六,〇九五五・九
合計	九,九七四,八〇六・六	一〇,四八七,〇七六・八	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一

五〇〇

自大正十年度 東京府江戸川上水町村組合繼續水道布設費收支決算書

一、公債	九,九七四,八〇六・六	一〇,四八七,〇七六・八	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一
合計	九,九七四,八〇六・六	一〇,四八七,〇七六・八	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九	一,九四九,二七〇・九〇	二,一八七,〇九八・一

歳入

一金二千三百三十九萬九千九百三十八圓也	豫算額	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九
一金二千二百八十一萬八千九百四十三圓九十九錢	收入額	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九

歳出

一金二千三百三十九萬九千九百三十八圓也	豫算額	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九
一金二千一百八十一萬八千九百四十三圓九十九錢	支出額	二,一八七,〇九八・一	二,一九七,五五三・三	一,六五三,六八三・〇	九,七四九,〇〇六・九

自大正十年度 東京府江戸川上水町村組合繼續水道布設費收支決算書

收支差引殘金一百萬圓也

科 目	項 目	決 算		決 算		比 較	
		決算額	種 目	決算額	豫算額	増	減
一、補助金	一、國庫補助	四,〇〇〇,〇〇〇・〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇・〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇・〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇・〇〇	—	—

第六章 財政

五〇一

第三節 工事費の精算

四、配水塔費		三、新荒川鐵管橋費	六、四、四〇〇	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇
一、配水塔費		一、配水塔費	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
二、附屬鐵管取付費		二、附屬鐵管取付費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
三、配水塔附屬工事費		三、配水塔附屬工事費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五、配水線路		一、鑄鐵直管費	二、六、四、四〇〇	三、〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇
一、鑄鐵直管費		二、橋架架設用鋼鐵管費	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
二、鑄鐵異形管費		三、鑄鐵異形管費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
三、鐵管附屬器具費		四、鐵管附屬器具費	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇
四、鐵管及附屬器具敷設費		五、鐵管及附屬器具敷設費	六、九、九、九	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇
五、鐵管基礎工事費		六、鐵管基礎工事費	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
六、福神橋鐵管橋費		七、福神橋鐵管橋費	二、六、〇〇〇	二、六、〇〇〇	二、六、〇〇〇
七、五ノ橋鐵管橋費		八、五ノ橋鐵管橋費	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
八、進開橋鐵管橋費		九、進開橋鐵管橋費	一、八、六、六	一、八、六、六	一、八、六、六
九、平井橋鐵管橋費		十、平井橋鐵管橋費	六、四、六、三	六、四、六、三	六、四、六、三
十、逆井橋鐵管橋費		十一、逆井橋鐵管橋費	六、四、六、三	六、四、六、三	六、四、六、三
十一、白鬚橋鐵管橋費		十二、白鬚橋鐵管橋費	二、六、二、六	二、六、二、六	二、六、二、六
十二、汐入橋鐵管橋費		十三、汐入橋鐵管橋費	二、二、二、二	二、二、二、二	二、二、二、二
十三、綾瀨橋鐵管橋費		十四、綾瀨橋鐵管橋費	二、二、二、二	二、二、二、二	二、二、二、二
十四、大橋鐵管橋費		十五、大橋鐵管橋費	二、二、二、二	二、二、二、二	二、二、二、二
十五、小橋鐵管橋費		十六、小橋鐵管橋費	一、九、九、九	一、九、九、九	一、九、九、九
十六、架橋鐵管防護費		十七、架橋鐵管防護費	一、四、六、七	一、四、六、七	一、四、六、七
十七、水路橫斷伏越費		十八、水路橫斷伏越費	八、三、六、一	八、三、六、一	八、三、六、一

五〇四

第六章 財政

二、借入金償還費		六、用地及補償費	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇
一、借入金償還費		一、補償費	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	七、〇、〇〇〇
三、豫費費		二、器具費	三、三、六、七	三、三、六、七	三、三、六、七
一、豫備費		三、調查及檢査費	一、三、〇、八〇	一、三、〇、八〇	一、三、〇、八〇
二、二、八、九、四、三、九		四、電話架設費	四、〇、三、八	四、〇、三、八	四、〇、三、八
一、二、八、九、四、三、九		五、建築費	二、四、六、一〇〇	二、四、六、一〇〇	二、四、六、一〇〇
一、二、八、九、四、三、九		六、事務所費	一、四、三、五、七、二	一、四、三、五、七、二	一、四、三、五、七、二
一、二、八、九、四、三、九		七、給料	三、九、四、六、一〇	三、九、四、六、一〇	三、九、四、六、一〇
一、二、八、九、四、三、九		八、需用費	八、二、一、六、九	八、二、一、六、九	八、二、一、六、九
一、二、八、九、四、三、九		九、雜費	九、〇、八、四、〇	九、〇、八、四、〇	九、〇、八、四、〇
一、二、八、九、四、三、九		十、式典費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十一、雜費	七、〇、〇、〇	七、〇、〇、〇	七、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十二、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十三、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十四、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十五、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十六、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十七、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十八、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		十九、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十一、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十二、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十三、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十四、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十五、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十六、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十七、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十八、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		二十九、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十一、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十二、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十三、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十四、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十五、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十六、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十七、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十八、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		三十九、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十一、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十二、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十三、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十四、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十五、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十六、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十七、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十八、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		四十九、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇
一、二、八、九、四、三、九		五十、雜費	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇

五〇五

第四節 資金の調達

第一項 苦辛の結果漸く調達す

事業施行上の最大難事は言ふまでもなく資金の調達である。工事設計その他凡ての準備が整つたにして、事業の根本を爲す所の資金が出来なかつたならば到底工事を進める事は不可能である。本組合の町村分賦金は僅かに一年十萬圓乃至十五萬圓に過ぎず、之を基礎として事業期間中國庫より毎年一萬圓、東京府より同六萬餘圓を交付されるのみ。それ以外には何等確定せる財源なく、一に起債に據りて之れを支辨せんとするのである。資金調達の事が如何に重大であるかは推して知るべしである。

しかも本組合事業開始當時は丁度世界大戦亂直後に於ける經濟界恐慌の最絶頂にあつて銀行その他の金融業者は一般に貸出を緊縮し、警戒に警戒を加へつゝ、あつた際であるから、我が組合のみでなく、事業家は一般に僅少の資金だに容易に得難いと云ふ状況にあり、加ふるに本組合の如き本邦町村組合事業として既往に見ない大規模にして巨額の起債を要し、且つ又町村制に依る公共團體ではあるが、一般金融業者は當時之れを産業組合若くは同業組合の類と同視し、多額の資金貸出しを躊躇するといふ有様だつたので、其の苦辛は實に想像に餘りあつたのである。

此の時幸ひに安田銀行(當時明治商業銀行頭取安田善四郎氏其の他一二金融團體は本組合事業の性質を諒解し、確實性を帯びたる公共事業なる事が判つたので巨額の投資を承諾し、一方政府より地方低利資金の供給を仰ぎ事業の進捗を圖るに至つた。斯くて安田銀行と大正十二年六月下記の如く六百萬圓の融資契約を締結して事業を遂行し、茲に本水道計畫は財政上の憂ひ全く去り、思ひ切つて工事を進行する事が出来たのである。尙ほ安田銀行では彼の大正十二年九月一日の大震災直後に於ける金融梗塞の際にも拘らず、些の滯滞もなく必要に應じて資金の融通に應じたのであるが、又一面年々地方低利資金の供給を仰いで、順調に事業の進捗を圖り更に三井信託株式會社とも大正十五年三月二百萬圓の借入契約を締結する等資金の借入れに努力して、茲に事業完成に至るまで資金上の支障を見ずして本工事の竣成を見るを得たのである。

また前に融通を受けた資金は主として利率八歩以上にして割合に高利になるので一方漸次借換を行ふの手段を取り、簡易保険積立金及び地方低利資金に依り年々借換をなし來つたが最近に於ては別項、高利債の借換に記述せる如き巨額の借換を行ひ以て低利債に依り事業を遂行せよとの内務省の趣意に適合するに至つたのである。當初よりの借入金は左の如くである。

借入金一覽表 (昭和三年四月現在) (印ハ現在借入金)

借入年月日	借入額	利率	借入先	償還済年月日	償還豫定年月日	摘要
大正十一年五月九日	三三〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行		昭和十七年三月卅一日	借換償還
同 七月卅一日	五〇〇,〇〇〇.〇〇	八分五厘	日本生命保險株式會社	大正十五年五月廿八日		借換償還
同 十月廿五日	七〇〇,〇〇〇.〇〇	九分	株式會社明治商業銀行	昭和二年三月廿二日		借換償還
大正十二年五月廿一日	三〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	大正十四年三月卅一日		借換償還
同 六月廿八日	二〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	株式會社明治商業銀行	昭和三年三月廿六日		借換償還
同 十一月廿七日	七〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	株式會社安田銀行	同		借換償還
同 四月廿五日	三〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	同	同		借換償還
同 五月卅一日	三〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	同		借換償還
同 八月十一日	一〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	株式會社安田銀行	昭和二年五月五日		借換償還
大正十三年九月十日	五〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	同	昭和三年三月廿六日		借換償還
同 十二月十一日	五〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	同	同		借換償還
大正十四年四月一日	二〇〇,〇〇〇.〇〇	九分	同	大正十五年五月一日		借換償還
同 五月廿一日	二〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	同	昭和三年三月廿六日		借換償還
同 六月廿七日	三〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	同		借換償還
同 六月卅日	七〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	同	同		借換償還
同 九月廿九日	七〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	株式會社安田銀行	昭和三年三月廿六日		借換償還
同 十二月十六日	八〇〇,〇〇〇.〇〇	八分四厘	同	同		借換償還
大正十五年五月一日	八〇〇,〇〇〇.〇〇	八分	分三井信託株式會社	同		借換償還
同 六月一日	八〇〇,〇〇〇.〇〇	八分	同	同		借換償還
同 六月一日	四〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	同		借換償還

大正十五年六月一日	一、五〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	昭和十九年三月卅一日	借換償還
同 十月一日	六〇〇,〇〇〇.〇〇	八分	分三井信託株式會社	昭和十九年三月卅一日	借換償還
昭和二年三月十二日	五〇〇,〇〇〇.〇〇	六分五厘	信省	昭和十九年三月卅一日	借換償還
同 四月十八日	三〇〇,〇〇〇.〇〇	七分五厘	株式會社安田銀行	昭和十二年四月十七日	借換償還
同 四月廿八日	一、七〇〇,〇〇〇.〇〇	五分四厘	日本勸業銀行	昭和十九年三月卅一日	借換償還
同 五月三十日	七、五〇〇,〇〇〇.〇〇	八分五厘	株式會社安田銀行	昭和十二年五月廿九日	借換償還
同 同	七、五〇〇,〇〇〇.〇〇	七分五厘	同	昭和十九年三月十一日	借換償還
昭和三年三月廿六日	七、八七、五〇〇.〇〇	六分	分株式會社日本勸業銀行	昭和十九年三月十一日	借換償還

参照 以上借入金の合計は千百十萬圓償還済の分を除くであつて起債許可額全額の借入を了したが、工費の節約乃至工期の短縮等に依つて百萬圓の剰餘を生じたので之を第一期擴張工事費財源に繰入れたのである。従て繼續事業費財源としての借入金は千十萬圓となるわけである。

借入金償還年次表 (元利合計額) (昭和三年四月一日現在) (印ハ利子ノミトス)

年 度	日本勸業銀行 地方貸付 資本金	信省 積立金 立金	日本勸業銀行 政府預金 部資金	日本勸業銀行 政府預金 部資金	安田銀行	計	附 記
昭和二年度	一、一、九、四、〇、八、八	三、三、五、〇〇.〇〇	一、九、三、三、六〇	五、七、七、一、〇、八	四、八、八、六、六、六	三、六、七、三、三、〇	外昭和二年度舊債、借換前
同 三年度	一、五、三、三、三、〇、〇〇	五、〇、七、三、七、七	一、六、八、八、八、八	三、三、三、三、三、三	一、一、七、三、三、三	三、三、三、三、三、三	利子×六四四、九七三、六五
同 四年度	一、五、三、三、三、〇、〇〇	五、〇、七、三、七、七	一、六、八、八、八、八	三、三、三、三、三、三	一、一、七、三、三、三	三、三、三、三、三、三	
同 五年度	一、五、三、三、三、〇、〇〇	五、〇、七、三、七、七	一、六、八、八、八、八	三、三、三、三、三、三	一、一、七、三、三、三	三、三、三、三、三、三	

第四節 資金の調達 第一項 苦辛の結果漸く調達す

同六年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同七年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同八年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同九年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十一年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十二年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十三年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十四年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十五年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十六年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十七年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
同十八年度	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三
計	一六、三三〇、〇〇〇	五〇、七七一、七六六	一六、一八六、四八八	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七五〇、〇〇〇	一、〇〇八、一〇五、三三三

(日本勸業銀行借入五百八十七萬千五百圓殘額借換)

(安田銀行借入百萬圓殘額借換)

一方事業期間中に於ける東京府補助金六十萬七千四百七十圓の増額方を府知事に申請した所、府の財政上年限短縮の事は不可能となり、大正十五年度までに三十六萬四千四百八十二圓の實收を見たに過ぎなかつた。更に又組合各町分賦金も震災の影響により増額の豫定を實行する能はず、大正十五年度までの實收は百十二萬圓の豫定に對し八十五萬圓より徴收出來ず、彼是合計七十萬九千八百二十圓の減收を見るに至つたのである。是等の事實は財政上に一大打撃を與へたのであるが幸ひ

前記の如く安田銀行の諒解ある金融によつて此の難關を突破し、工事期間を遅延せしむる事なく豫定通り工事の進捗を見たのである。

大正十二年度以降ノ本組起債額ノ内金六百萬圓ニ對シ別紙覺書ノ條項ニ依リ株式會社明治商業銀行ヨリ借入ル

覺書

第一條 東京府江戸川上水町村組合（證書作成ノ便宜上以下甲ト稱ス）ハ江戸川上水町村組合上水道布設費ヲ株式會社明治商業銀行（證書作成ノ便宜上以下乙ト稱ス）ヨリ借入ル、モノトス

第二條 借入金總額ハ金六百萬圓ニシテ左ノ年度割ノ通り分割借入ル、モノトス
但シ年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

金百五十萬圓 大正十二年度 毎年 五月一日ニ七十萬圓
金百五十萬圓 大正十三年度 十一月一日ニ八十萬圓 宛借入ル、モノトス
金百五十萬圓 大正十四年度 但シ十二年度ニ限り第一回八十萬圓ハ證書作成次第七十萬圓ハ十一月一日
金百五十萬圓 大正十五年度 借入ル、モノトス

第三條 甲ガ上水道布設費トシテ政府ヨリ低利資金ヲ借入レタルトキハ其借入額ノ多少ニ依リ前條ノ借入總額及年度割ヲ増減スルコトアルベシ

第四條 利息ハ年八分四厘トシ毎年四月ヨリ九月迄分ヲ十月一日ニ十月ヨリ翌年三月迄分ヲ四月一日ニ甲ヨリ乙ニ支拂フモノトス

第五條 償還年限ハ各借入ノ年ヨリ向フ十ヶ年トシ甲ガ上水道敷設上必要トスル財政計畫ニ基キ作成シタル償還年次表ニ依リ漸次償還シ殘金ハ最終期限ニ於テ一時ニ返済スルモノトス

但シ第十條ノ場合ト雖モ既ニ借入レタル償還期限ハ借入ノ年ヨリ向フ十ケ年トス

第六條 第十條ノ場合ノ外甲ハ各年度借入金(第二條ニ依リ低利資金ヲ借入レタル時ハ其借入額ハ之ヲ除ク)ノ借入ヲ遅延スルカ又ハ借入ヲ爲サザル時ハ違約手数料トシテ年二分ニ相當スル金額ヲ左記ニ從ヒ乙ニ支拂フモノトス

一、各年度借入金ノ借入ヲ遅延シタルトキハ其金額ニ對シ借入ヲ爲ス
但シ一ケ月迄ハ此限ニアラズ

二、各年度借入金ノ借入ヲ爲サザル時ハ其金額ニ對シ十ケ年間

第七條 第十一條ノ場合ノ外乙ハ第二條各年度ノ貸出ヲ遅延スルカ又ハ貸出ヲ爲サザルトキハ年二分ニ相當スル違約金ヲ左記ニ從ヒ甲ニ支拂フモノトス

一、各年度貸出金ヲ遅延シタル時ハ其金額ニ對シ貸出ヲ爲ス迄
但シ一ケ月マデハ此限ニアラズ

二、各年度貸出金ノ貸出ヲ爲サザル時ハ其金額ニ對シ十ケ年間

第八條 甲ハ乙ヨリ借入レタル金額其他甲ノ他ヨリノ借入金又ハ收入金ハ凡テ乙ニ定期又ハ其他ノ預金トナシ必
要ニ應ジ乙ニ依託セル組合金庫ヲ經テ引出スモノトス

第九條 前條預金利子ハ東京甲種銀行ノ協定ノ利息ニ依ル

第十條 甲ガ上水道布設工事ヲ廢止スルカ又ハ中止スル場合ハ既ニ借入レタル以外ノ借入ヲ廢止又ハ中止スルコ
トヲ得

第十一條 借入金ハ第五條ノ償還期限内ト雖モ經濟界ノ狀況ニ依リ低利借換ヲ爲シ若ハ組合債券ノ發行ヲ適當ト

認メタルトキハ雙方協議ノ上之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本契約ノ證トシテ覺書ニ通ヲ作成シ當事者各一通ヲ領置ス

附 帶 事 項

第十三條 本契約中甲ニ對シテハ東京府江戸川上水町村組合ニ於テ本覺書ヲ議決シタル日以後ニ於テ效力ヲ生ズ
ルモノトス

第十四條 借入金ノ證ハ別紙雜形ニ依ル

大正十二年六月二十八日

東京府江戸川上水町村組合 管理者

東京市日本橋區本船町十九番地

株式会社明治商業銀行 頭 取

覺 書

大正十二年六月二十八日交換ノ覺書中左ノ通り更正スルモノトス

第八條第二項

前項預金利子ハ特別當座預金ニ在リテハ東京甲種組合銀行協定利率ノ二厘減定期預金ハ同五厘減トシ組合銀
行協定利率改定ノ都度之レニ依ルモノトス

本覺書ニ通ヲ作成シ當事者各一通ヲ領置ス

大正十三年五月八日

東京府江戸川上水町村組合

管理者 大 島 亨 藏

安田銀行取締役 安田善四郎

借入金ノ證(雛形)

一金

右ハ東京府江戸川上水町村組合上水道布設費借入ノ爲大正十：年：月：：日本組合ト貴行トノ間ニ取交シタル
覺書ニ基キ第一回年度割分割借入金トシテ前記金額正ニ借用致候就テハ利息ノ割合及其支拂期並ニ元金ノ償還
其他凡テノ義務一切ヲ該覺書並ニ償還年次表ニ從ヒ履行可致候

右借入金證書仍テ如件

大正十年 月 日

東京府江戸川上水町村組合 管理者

第二項 資金調達上の挿話

資金調達の苦心に就ては前項にも述べた通りであるが管理者大島亨藏氏は屢々各種の銀行、保險會社等の團體に交渉した所、事業を説明し償還年次表を示して諒解を求めると何れも最初は快く融資を承諾し百萬圓でも二百萬圓でも融通しませうと云ふがイザ取引となると皆斷つて了ふ。是等の團體は内務省地方局長や東京府知事、内務部長等から確實で真面目な仕事であると言ひ聞かされて始めは其の氣になるのだが若し莫大な金を倒されるやうな事があつては大變だとはかりに心配し

て手を引くので組合議員中にも奔走して呉れる人があつたけれども一つとして話の纏まるものはなかつた。併し乍ら折角着手した工事を中止する譯にも行かず當事者は非常に心配したのであるが此の時安田銀行當時明治商業頭取安田善四郎氏が本事業の性質を十分に呑み込んで六百萬圓と云ふ大金を一手に引受ける事になつたのは利子を支拂ふとは言へ今まで何人もが疑つて居たのを斷乎として實行したその果斷と先見の明に依るものと云はなければならぬのである。

安田氏が斯くまで本組合の事業に好意を持つに至つた経緯はかうである。當時安田銀行は南葛飾郡役所の金庫で郡の公金は素より郡役所内にあつて郡教育會、郡水産會其他公の性質を帯びて居る金の一切を同行本所支店で扱つて居た。そこで大島管理者は同行本所支店長小島渚氏に資金調達の苦心を物語つた所小島氏は組合の事業が真面目で確實なものなる事を知悉して居たので一骨折る事となつた。又一方現助役林利藏氏と小島支店長との間にも種々接衝を遂げた末小島支店長より頭取安田善四郎氏に資金融通方につき話をしたものである。斯くて安田氏の心稍動くに至り一應書類によつて説明を聴取する事となり一件書類の提出を求め小島支店長は中島、大島、林諸氏より得たる知識によつて説明し遂に安田頭取を説服して茲に組合幹部に逢つてみやうといふ事になつたのである。この會見につき代者

として出席したのは本組合より大島管理者、中島博士、武田工務課長、石塚會計課長、田島事務囑託の五人、銀行側からも安田頭取を始め幹部四人が出席し、大島管理者は計畫の概要を中島博士は工事の要領をそれ〴〵説明した。管理者並に中島博士等は非常な熱誠を披瀝し孟子の所謂至誠にして動かざるものは未だ之れあらざる也と云ふ意氣を以つて説いた。安田氏も此の至誠に感動したのであらう。非常な興味を以つて靜蕭に聴取したのである。其時の安田氏の態度に一導の光明を認められた組合幹部一同は稍々安心して歸つたのであつた。

然るに會見があつてから一ヶ月間ばかりと云ふもの安田銀行からは何等の音沙汰がなかつたので管理者並に工事監督等は又心配し始めたのであるが果然吉報は齎らされた。其間に安田銀行では保全社の方へも相談した結果、眞面目な事業なら投資しても差支ないと云ふ相談が纏まつたので今度は安田銀行の方から管理者等に會見を申込み事になつた。この第二次會見も組合からは前回と同じ顔ぶれで臨み頭取安田善四郎氏は席上此の水道計畫は三郡十二ヶ町村住民の生命を支配する水を供給する眞面目な公益事業である。最初は有りふれた組合の仕事かと思つたが大島管理者並に中島博士等の熱心な説明によつて事業の全性質を諒解した譯で兩氏の熱誠に動かされた點もあるが斯かる有益なる公共事業に向つて當行が投資

をするのは銀行として非常な名譽である。當行は未だ此の種の事業に資金を融通した事はないが事業の性質を研究した結果喜んで六百萬圓の資金融通に應ずる次第である」と云ふ意味の挨拶を爲し其の場で契約に調印したのである。

斯くして我が江戸川上水組合の事業は順調に進んだのである。今日では利子を取つて貸すのだから別に何でもないと云ふ者もあるが、今となつては實際そんな風にも見えるが當時の状態から言へば安田善四郎氏にして始めて此のやうな大英斷が出来たので流石は善次郎翁の遺髪を享けついで居るだけのものはあるのである。

第五節 高利債の借換

本水道當初の財政計畫は組合債の平均利率を七分五厘として樹立したのであるが起債を實現するに當り別項記述の通り當時資金の調達困難に際會せる爲め、一部政府の低利資金を借入れた外餘儀なく大部分は八歩以上の高利債を起したのである。是に於て組合の財政上に支障を來すので年々簡易保險又は政府の地方低利資金等の融通を受けて高利債の借換を爲し銳意利率の低下を圖つたのであるが何分その額は僅少であつて昭和二年度の初めに於ける平均利率は尙七分七厘強であつた。之れが爲め組合の財政は依然窮乏を告げてゐたのである。然るに幸か不幸か昭和二年春より夏にかけて彼の經濟界の大恐慌に因由する銀行破綻相次いで起り

正に財界の暗黒時代を現出して其の混亂極度に達し、少數大銀行を除く民間銀行の信用地に落ちると同時に郵便貯金は俄然激増し來り、政府は此の郵便貯金を地方に融通して高利債借換の資に充當せしむる方針を取るに決したのである。我が上水組合に於ても此の期を逸せず、政府の趣旨に則り右資金の融通を受くるの希望を以つて組合債總額千百十萬圓中八分以上の高利に屬する七百八十七萬千五百圓の全額に付昭和二年八月五日及び九月二日の二回に亘り政府に向つて之が借換の稟請書を提出した。右稟請書左の如し

地方貸付資金供給方稟請(八月五)

本組合上水道施設費ハ曩ニ起債ノ許可ニ基キ全額千百十萬圓(内百萬圓ハ許可ヲ得テ擴張費財源ニ振替)ノ借入ヲ了シ既ニ工事完了ノ處當時資金ノ必要上一部高利ノ借入ヲ爲シタルモノアリ爲ニ當初ノ財政計畫ニ比シ借入利率ノ増加ヲ來シ組合財政上支障不尠候ニ就テハ地方貸付資金ノ供給ヲ受ケ之カ借換致度特別ノ御詮議ヲ以テ左記金額地方貸付資金供給相成候様御配慮相煩度此段及稟請候也

昭和二年八月五日

管理者

内務大臣
宛
大藏大臣

記

一金五百八十萬圓也

地方貸付資金供給稟請額

但株式会社安田銀行借入利率年八分四厘ノモノ

参照

現在借入金調書

(昭和二年八月現在)

一金千百十萬圓
一金千百十萬圓

起債許可額
借入済額

借入先	借入額	利率	摘要
株式会社安田銀行	五、八〇〇、〇〇〇	八分四厘	六百萬圓ノ内二十萬圓償還済今回稟請額
同	一、〇〇〇、〇〇〇	七分五厘	第一期擴張工事費財源
同	七一、五〇〇	八分四厘	
地方貸付資金	一、七二八、五〇〇	五分四厘	
三井信託株式会社	二、〇〇〇、〇〇〇	八分	
簡易保險	五〇〇、〇〇〇	六分五厘	

備考 一、當初組合財政計畫ニ依ル利率年七分五厘ニ對シ現在借入金ノ平均利率ハ七分七厘強ニ當レリ
地方貸付資金供給方稟請(九月二)

本組合上水道施設費借換ノ爲地方貸付資金供給方客月五日卯席第七六一號ヲ以テ稟請候處尙左記ノ借入ハ高利ニシテ組合財政上支障少ナカラザル次第ニ有之候條特別ノ御詮議ヲ以テ之ガ借換ノ爲地方貸付資金供給相成候様御配慮相煩度此段及稟請候也

昭和二年九月二日

管理者

内務大臣
宛
大藏大臣

第六章 財政

記

一金二百萬圓
一金七萬千五百圓

三井信託株式會社借入年利八分
株式會社安田銀行借入年利八分四厘

右稟請は取敢えず書類のみを提出したのであるが最初大藏省では書類のみを見て斯かる巨額の金を一組合に對して融通する事は他の振合もあり旁々到底不可能であると断定して之を握り潰さんとの意嚮を有して居たのである。されど當組合としては從來の高利債を其儘に爲し置くときは組合の財政上に支障を來す事甚大なるものあり、此千載一遇の好機を逸する事は到底忍ぶ事が出來ないので極力右低利資金の借入れに努力するに決し、助役林利藏氏主として之れが運動の衝に當る事となつた。此高利債の借換に成功すると否とは懸つて組合の財政計畫が圓滑に行くか否かにあり、之れ全く組合の死活問題である事を認めためたので献身的に活動を續け、代議士中島守利氏等の力を借りて當局に折衝し漸くにして諒解を得るに至つたのであるが七百八十七萬千五百圓といふ大金を一組合に融通するの可否に就ては内務、大藏兩省内部に於ても可成り強硬なる反對論を爲すものあり、之れが借換に成功するまでには幾多の難關に遭遇したのである。我が上水組合は此の高利債の借換によつて財政計畫全く確立し永久に安泰なるを得るに至つたので本組合財政上

より見て、水道工事着手當時明治商業銀行頭取安田善四郎氏より六百萬圓借入れの諒解を得たる事實と共に組合財政上の二大成功として特記するに足るべきものがある

斯くて右の如く諒解するに至るや政府は東京府をして左記通牒を本組合に發せしめたのである

卯地第三八〇七號

昭和二年十月三日

東京府内務部長

江戸川上水町村組合長殿

舊債借替資金融通ニ關スル件

今回金融界ノ動搖ニ因リ臨時ニ増加シタル郵便貯金ニ基ク預金部資金増額ニヨリ高利債借替資金トシテ別紙條件ヲ以テ左記ノ通り資金融通方決定相成候ニ付本年度ニ於テ全部供給ヲ受クルヤ否ヤヲ本月五日迄ニ又資金供給稟請書ハ豫テ地方貸付資金ニ關スル通牒ノ事項ヲ具シ十月十日迄ニ必ズ當廳へ御提出相成度此段及通牒候也
追テ借替ノ都合其ノ他ノ事由ニ依リ資金ノ供給ヲ要セス又ハ其ノ所要額減少スルニ至リタル場合ハ遲滞ナク御申出相成度尙決定後不用額ヲ生ズルコトアラバ更ニ必要ノ向ニ追加供給セラルベキニ付本件以外ノモノニシテ供給希望ノモノ有之候ハ、更ニ御申出相成度

利率 金額
八分四厘 八〇〇・〇〇〇^円

安田銀行借入(昭和三年度ヨリ十二年)
度迄ノ十ヶ年ニ償還)

第五節 高利債の借換

五二二

〃	七〇〇・〇〇〇	同
〃	七〇〇・〇〇〇	同
〃	六〇〇・〇〇〇	同
〃	六〇〇・〇〇〇	同
〃	七〇〇・〇〇〇	同
八分	六〇〇・〇〇〇	三井信託借入(昭和三年度ヨリ七年度迄五ヶ年ニ償還)
〃	六〇〇・〇〇〇	同
〃	八〇〇・〇〇〇	同
八分四厘	八〇〇・〇〇〇	安田銀行借入(十ヶ年償還)
〃	七〇〇・〇〇〇	同
〃	八〇〇・〇〇〇	同
〃	七一・五〇〇	同
計	七百八十七萬千五百圓	

- 一、資金ノ使途 從來預金部資金ヲ融通シタルト同一目的ノ爲ニ借入シタル利率年八分以上ノ舊債借替資金ニ充ツルモノトス
- 二、融通ノ形式 府縣ニ對スル融通ハ地方債ノ引受其ノ他ニ對スル融通ハ勸業債券引受ノ方法ニ依ル但シ日本勸業銀行ハ更ニ農工銀行ヲシテ代理貸付ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトス
- 三、融通利率 預金部ノ地方債引受利率ハ年六分トス勸業債券引受利率ハ年五分五厘トシ日本勸業銀行ノ貸付利率ハ年六分トス

- 四、償還期限 借替ヘラルヘキ舊債ノ償還期限以内トス
 - 五、地方債券ノ引受ニ付テハ別紙取扱手續ニ依ルモノトス
 - 六、府縣以外ノ團體ニ對スル資金ノ供給ニ付テハ普通貸付資金供給ノ例ニ依ルモノトス
- 斯くて愈々具體化するに至つたので昭和二年十月十二日の組合會に借換案を提出して之が協賛を得ると同時に内務、大藏兩大臣に對し昭和二年度に於て供給せらるゝやう稟請書を提出した。右稟請書左の如し

卯庶第七六一號

舊債借換資金供給稟請書

本組合舊債借換資金七百八十七萬千五百圓本年度ニ於テ供給相受度別紙關係書類相添此段及稟請候也

昭和二年十月十三日

管 理 者

内務大臣 宛
大藏大臣

所が此の償還方法は組合財政上七百八十七萬千五百圓を昭和二年度から昭和四年度まで据置き昭和五年度から昭和十八年度までに元利均等に償還するものであつたが内務、大藏兩省としては曩に資金供給の通牒にある通り舊債の償還年限以内でなければならぬといふので組合の事業上並に財政上の見地から組合申請の通り特に詮議を請ふたが之れは終に成立せずして其の償還方法を變更することゝし昭

和二年十二月十九日組合會の議決を経て總額の中五百八十七萬千五百圓は舊債償還方法の通り各口の借入より十ヶ年の不均等償還に改め二百萬圓は特に起債方法、利息の定率及償還方法第六條の規定による借入であるから之を昭和十八年度迄の償還方法を以て認められたのである。かくして昭和三年二月十七日之が承認の通牒を接受し、借換資金は昭和二年度内に供給を受くる事となり、直に借入れの手續を取つたのであるが資金を供給すべき日本勸業銀行に於ては日本勸業銀行法及同行定款に依り、本件五百八十七萬千五百圓の償還方法は之れを許さないので茲に又一頓挫を來した形となつた。即ち同行では五ヶ年以内の定期貸付ならば不均等償還でも差支ないが本組合が希望する如き長期貸付に對しては必ず均等償還の方法でなければならぬ事になつて居るのである。是に於て本組合では更に勸業銀行に對して幾多接衝を重ね定期借入れの方法に決定して昭和三年三月十三日の組合會に提出之れが決議を経て昭和三年三月二十六日愈々六分の低利を以つて別途の二百萬圓と併せ七百八十七萬千五百圓の取引を濟ませて八分乃至八分四厘の高利債を全部償還したのである。此の借換によつて本組合の得る利益は、一日約五百圓で一年約十八萬圓となり、最終の償還までには約二百六十餘萬圓の巨額に達するのである。然して組合債の平均利率は五分九厘に低下し、組合の財政は確乎たる基礎の

上に立つたのである。本低利債に對する償還方法等左の如し。尙ほ五百八十七萬千五百圓の分は償還最終年度に於て更に殘額の借換を爲す豫定である

組合債借換

一、借換金額 七百八十七萬千五百圓也

二、目的 高利債償還ノ爲

「株式會社安田銀行借入五百八十七萬千五百圓(年利八分四厘)三井信託株式會社借入二百萬圓(年利八分)償還」

三、借入先 日本勸業銀行

四、利率 年六分

五、償還方法 借換額ノ内五百八十七萬千五百圓ハ昭和二年度据置昭和三年度ヨリ昭和七年度迄五ヶ年度ニ別紙

償還年次表ノ通り償還シ借換額ノ内二百萬ハ昭和二年度据置昭和三年度ヨリ昭和十八年度迄十六年度ニ別紙

償還年次表ノ通り償還スルモノトス但シ組合財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ又ハ償還年限ヲ短縮スルコトヲ得

六、財源 一般歳入

(昭和二年十月十二日組合會決議、昭和二年十二月十九日組合會更正決議(償還方法更正)、昭和三年二月十七日内務大藏兩省承認、昭和三年三月十三日組合會更正決議(償還方法更正))

組合債償還年次表 (一)

一金五百八十七萬千五百圓也 (年利率六分)

第五節 高利債の借換

年 度	償還期	残 元 金	元 金	每 期 償 還 金 内 譯	利 子	計	摘 要
昭和二年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
昭和三年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
昭和四年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
昭和五年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
昭和六年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
昭和七年度	三 月	五、八七、一五〇・〇〇	—	—	二、五二、二〇〇	二、五二、二〇〇	
計							本年度借換償還額 五百七萬千五百圓

一金二百萬圓也

組合債償還年次表 (二)
(年利率六分均等償還)

年 度	償還期	残 元 金	元 金	每 期 償 還 金 内 譯	利 子	計	摘 要
昭和二年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和三年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和四年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和五年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和六年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和七年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和八年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和九年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十一年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十二年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十三年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十四年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
昭和十五年度	三 月	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	
計							三ヶ月分利子

年 度	償還期	残 元 金	元 金	每 期 償 還 金 内 譯	利 子	計
昭和四年度	三 月	一、三三、六六〇・七三	四〇、四三三・一一	五、七六〇・〇〇	五、七六〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和五年度	三 月	一、八四〇、五三三・六一	四一、七三三・五三	五、八七〇・〇〇	五、八七〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和六年度	三 月	一、七五、七五七・七四	四二、〇〇〇・〇〇	五、九八〇・〇〇	五、九八〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和七年度	三 月	一、二三、一〇三・三三	四三、二三三・三三	六、〇九〇・〇〇	六、〇九〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和八年度	三 月	一、一〇、〇〇〇・〇〇	四四、四六六・六六	六、二〇〇・〇〇	六、二〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和九年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	四五、七〇〇・〇〇	六、三〇〇・〇〇	六、三〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	四六、九三三・三三	六、四〇〇・〇〇	六、四〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十一年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	四八、一六六・六六	六、五〇〇・〇〇	六、五〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十二年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	四九、四〇〇・〇〇	六、六〇〇・〇〇	六、六〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十三年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	五〇、六三三・三三	六、七〇〇・〇〇	六、七〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十四年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	五一、八六六・六六	六、八〇〇・〇〇	六、八〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
昭和十五年度	三 月	一、〇、〇〇〇・〇〇	五三、一〇〇・〇〇	六、九〇〇・〇〇	六、九〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇
計						

第六章 財政

第六節 組合分賦金		
南千住町	四二六、一〇二	一六、七六七
三河島町	一五三、九一八	六、〇八七
日暮里町	一九四、八八六	一四、七〇六
尾久村	四三、九二一	二、五九三
合 計	一、九五八、九〇四	一〇〇、〇〇〇
		一五〇、〇〇〇
		五三〇

第七章 起工式及竣功式

第一節 起工式

本上水道布設工事は町村組合の事業として全国唯一の大規模のものと呼ばれ、全国既設水道事業中の五六位にあり、随つて施設經營上に就き多大の注意を拂はれて居たものであるが前に述べたるが如く内務、大藏兩省及び歴代東京府當局者諸氏の好意により直接間接に多大の便宜を與へられたのとは、我が大島管理者並に川野、林の兩助役、中島工事監督、武田技師等の措置其の宜しきを得、又組合會議員並に常設委員諸氏の能く和衷協賛の任を盡されたので、凡ての事務は些の支障もなく極めて順調に諸事進捗したのは本組合の偏に満足とする所である。

大正十一年一月二十三日の常設委員會に於ける決定に基き金町淨水場事務所及び倉庫、合宿所其の他附屬の建築物並に工事用諸機械器具購入の件は夫々入札の手續を了し、金町淨水場及荒川放水路事務所等漸く竣功を告げたので、其の事務を開始し、又荒川放水路鐵管橋々臺工事も入札に付して請負はしめたが、同年三月八日該請負業者は本水道工事最初の工事なので、特に神職の奉仕に依り嚴かな神事を行つて前途を祝福し、然る後ち大地に第一回の鶴嘴を打ち込んで工事に着手したのである。

之れ本上水道工事の抑も始めである。

今や諸準備全く成つたので茲に大正十一年四月九日の吉辰をトし金町浄水場豫定地構内に於て本上水道布設工事の起工式を舉行したのである。式場には祭壇を設け南葛飾郡神職會並に關係神職の奉仕に依り嚴かに祭儀を執行した。金町の住民は素より多數の來賓等け上水道が出来るとはいふものゝ果してどんなものが出来るかと疑ひの念を懷いて居た模様であるが四萬四千餘坪にわたる廣大な敷地を見渡して何とはなしに大袈裟な計畫であると考へて居たのが多數であつたといふ事である。大島管理者其他の組合經營に掌はる人々も確信はあるものゝ如何せん經驗のない大事業であるから其の前途を思へば幾分不安の念なきを得ず此の起工式に於て神かけて其の前途の平安無事ならん事を祈つたのである。

舉式次第

參列者着席 (午前十時三十分) 第一鈴

次 齋主以下着席 第二鈴

次 舉式ノ挨拶

次 修祓

次 降神 警蹕 一同起立敬折

次 獻饌 此間奏樂

次 齋主祝詞ヲ白ス 一同起立敬折

次 切麻行事

次 起工行事 (春鋤鉞行事)

次 玉串奉奠

次 撤饌 此間奏樂

次 昇神 警蹕 一同起立敬折

次 齋主以下退下

次 組合管理者式辭

次 内務大臣祝辭

次 東京府知事祝辭

次 來賓祝辭

次 閉式ノ挨拶

以上

管理者式辭

本日ヲ以テ江戸川上水道起工式ヲ舉行スルニ際シ内務大臣閣下並ニ東京府知事閣下始メ朝野來賓各位ノ來臨ヲ辱フシタルハ我が町村組合ノ無上ノ光榮トスル所ニシテ洵ニ感激ニ堪ヘザル所ナリ
顧フニ南葛飾、南足立、北豐島三郡ニ亘ル組合十二箇町村ハ所謂都市隣接町村ニシテ現在人口三十萬ヲ包含シ其ノ面積約九百二十萬坪アリ特ニ輓近帝都ノ膨脹ニ伴ヒ人口日ニ月ニ加ハリ加之會社工場ノ勃興夥シク其ノ數既ニ

千有餘ヲ算ス實ニ關東第一ノ工場地トシテ世人ヲ驚異セシムルモノアリ
 然ルニ組合町村ハ從來純良ナル井水ヲ得ルニ困難シツ、アル際之レガ爲メ鑿井激増シテ湧水頓ニ減少シ益々用水
 ノ缺乏ヲ見ルニ至レリ公衆衛生上將又土地ノ發展策トシテ水道敷設ノ急ヲ一般ニ唱導セラル、モノアリシモ各町
 村財政ハ遽カニ巨額ノ工費ヲ投ジテ之レヲ決行スルコト能ハザルモノアリ
 偶々故井上東京府知事閣下ハ此ノ一大缺陷ヲ救済シ住民ノ保健衛生ト郊外將來ノ發展策トシテ上水道ヲ敷設スベ
 キコトヲ極力勸説セラル、所アリ茲ニ組合十二箇町村ハ數次ノ協議ヲ遂ケ萬難ヲ排シテ之ヲ敢行スルニ決シ大正
 八年十二月町村組合ヲ設置シ同時ニ工學博士中島銳治氏ニ工事設計ヲ委囑シ同九年八月豫算設計成リ水道敷設ノ
 件及國庫補助府費補助等ノ件ヲ稟申シタリシニ同十年十一月國庫補助金二百九十一萬圓餘府費補助金百四十五萬
 圓餘交付ノ指令ニ接シ又豫テ稟申中ノ工事費起債ノ件ハ本年一月ヲ以テ同シク實施設計ハ同三月何レモ其ノ筋ノ
 認可ニ接シタリ

又用地買收ハ工事ノ進捗ニ重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ爾來地主ノ諒解ヲ求メ幸ニ金町村名譽職員諸氏ノ盡力ニ依
 リ淨水場用地四萬四百坪餘ハ客年十二月無事買收ノ手續ヲ了シ吾嬭町配水塔用地モ目下交渉中ニ屬スルヲ以テ是
 亦近ク解決ヲ見ルニ至ラントス而シテ建築中ノ淨水場事務所倉庫合宿所及荒川放水路事務所等ハ既ニ竣功シ其ノ
 事務ヲ開始シ工用器械器具等モ夫々購入ノ手續ヲ了セリ

荒川放水路鐵管橋々臺築造ニ就テハ其ノ年度ヲ繰上ケ本年三月中工事ニ着手シ淨水場工事ノ一部モ入札ニ付シ目
 下工事着手ノ準備中ニ屬ス

蓋シ本工事ハ町村組合事業トシテ全國唯一ノ大規模ナルノミナラス既設水道事業中五六位ニアリ隨テ實行上諸種
 ノ困難ニ際會センハ豫期セル所ナリシモ當組合町村一般ノ熱烈ナル後援ニ依リ此ノ支障ナク最モ順調ニ進行シツ

ツアルハ本職ノ欣幸トスル所ナリ且又本事業計畫以來内務、大藏兩省及東京府當局各位ノ深甚ナル同情ト懇篤ナ
 ル指導トニ因リ諸準備完ク成リ茲ニ起工式ヲ舉行スルニ至レルハ我カ組合町村ノ感謝ニ堪ヘサル所ナリ尙今後一
 層ノ御援助ヲ賜ハラントコトヲ

起工式ニ際シ經過概要ヲ述ヘテ式辭トス

大正十一年四月九日

江戸川上水町村組合管理者

南葛飾郡長 大 島 亨 藏

内務大臣 祝辭

江戸川上水町村組合ノ地域タルヤ廣ク帝都ノ東北部ヲ圍繞シ其ノ發展近年著シキモノアリト雖一帶ノ地由來良水
 ニ乏シキヲ憾ミトスルヤ久シ今乃チ組合組織ノ下ニ水道ノ布設ヲ計畫シ茲ニ本日ヲ以テ起工ノ式ヲ舉グルニ遭フ
 願フニ斯ノ如キ大規模ナル町村組合組織ニ依ル水道ノ企畫ハ我邦ニ於ケル嚆矢ニシテ其ノ成否如何カ他ニ影響ス
 ル所極メテ大ナルモノアルハ言フ俟タス冀クハ協力一致此ノ重要ナル施設ノ完成ヲ期セラレンコトヲ一言以テ祝
 辭トス

大正十一年四月九日

内務大臣 床 次 竹 二 郎

東京府知事 祝辭

東京市ニ接スル東部一帶ハ地勢平坦ナルノミナラス水陸運輸ノ便ニ富ムヲ以テ夙ニ工業地トシテ矚目セラレ殊ニ
 歐洲ノ戰亂ハ經濟界ノ活躍ヲ促シ江東ノ地今ヤ黑煙天ニ沖スルノ盛況ヲ見ルニ至レリ而シテ之ト共ニ必然解決セ

第七章 起工式及竣功式

サルヘカラサルモノハ實ニ飲用水ノ改良ニアリトス江東十二ヶ町村長等茲ニ鑑ミル處アリ諮ルニ上水道敷設ノ議ヲ以テシ諸般ノ企畫經營ヲ經テ愈々其準備成リ本日ヲトシテ水源地タル江戸川堤畔ニ於テ起工ノ式ヲ舉ケラル洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ惟フニ工業ノ發達ト人口ノ増加ハ漸次衛生状態ヲ不良ニ導キ一朝惡疫ノ流行ヲ見ム其慘害測リ知ルヘカラサルモノアルハ蓋シ想像ニ難カラサル所ニシテ上水ノ改良ハ土地ノ發展上將又保健衛生上忽諸ニ付スヘカラサル要務ニ屬ス而シテ今組合ノ計畫ニ係ル設計ヲ見ルニ給水範圍頗ル廣ク工費亦多大ナリ從テ又其工程ニ於テ前途幾多ノ困難ニ遭遇スルコトアルヘシ仍テ事業當事者ハ勿論關係地方人士ニ於テハ深ク本事業ニ對スル重大ナル性質ニ稽ヘ不斷ノ努力ト厚キ諒解ノ下ニ豫定ノ進捗ヲ遂ケ一日モ早ク本文化的施設ノ恩惠ニ浴セシメンコトヲ一言叙シテ祝辭トナス

大正十一年四月九日

東京府知事從三位勳二等

宇佐美勝夫

中島代議士祝辭

江戸川上水組合創業準備全ク整頓ヲ告ゲ茲ニ本日ヲ以テ起工式ヲ舉行セラル本組合ノ區域ハ三郡十數町村ノ廣キニ涉リ郡部ニ於ケル上水組合ノ嚆矢ヲ以テ稱セラル思フニ比年町村ノ發達人口ノ密集ニ伴ヒ施設經營ヲ要スル事項一ニシテ足ラズト雖モ公衆衛生ニ關スル設備ノ改善ハ最モ緊急ニ屬スルモノナルベシ而シテ飲料水ノ良否ハ利害ノ及ブ處最モ廣汎ニシテ衛生的設備中極メテ急須ヲ要スルハ何人モ異論ナキトコロナリ況ンヤ本組合ノ如キ地籍ハ郡部ニ屬スト雖モ帝都發展ノ餘勢ヲ享ケテ人煙濃密街衢駘宛然タル都市ノ觀ヲ呈シ其ノ衛生的設備ノ完否ハ一朝有事ノ日ニ際シ帝都ニ及ボス影響ノ極メテ甚大ナルハ識者ヲ待テ後知ルベキニアラズ本組合各町村ハ夙ニ之ヲ憂慮シ發意計畫スル所アリ慘憺苦心ノ結果漸ク成案ヲ得テ組合ヲ組織シ爰ニ起工式ヲ舉ゲラルハ公益ノ

爲メ慶賀措ク能ハザルトコロナリ若シ夫レ内務省及東京府ガ當該事業ニ對シ多大ノ助成ヲ致サルハハ洵ニ感激ニ勝ヘズ席末ニ列シ所感ノ一端ヲ披瀝シテ祝辭トナス

大正十一年四月九日

衆議院議員

中島守利

東京府會議長祝辭

武藏野地方一帶ハ古ヘ渺茫タル原野ニシテ水利ノ便ニ乏シク就中葛飾、豐島、足立等ノ低地ニ至リテハ水質概ネ不良ニシテ住民皆ナ飲料水ニ苦ム是實ニ江戸開府以來爲政者ノ苦心焦慮シタルトコロナリ近來帝都ノ膨脹ニ伴ヒ四隣各町村ノ著シキ發展ヲ來スヤ不便一層ヲ加フ如斯ハ公衆衛生上ノ一大缺陷ニシテ惹テ地方ノ進運ヲ阻害スルノ虞ナシトセズ三郡十二ヶ町村ノ識者茲ニ見ル所アリ稱テ水利組合ヲ組織シ巨資ヲ投ジテ上水路ノ開設ヲ計畫ス誠ニ濟世ノ美舉ト謂フ可シ今ヤ櫻雲靄靄ノ裡起工ノ盛典ヲ舉グルニ會シ欣賀措ク能ハズ謹テ祝詞ヲ呈ス

大正十一年四月九日

東京府會議長

花井源兵衛

組合町村長總代祝辭

江戸川上水道工事ノ諸準備成リ本日ヲ以テ起工ノ式ヲ舉行セラルハ組合町村民ノ欣喜ニ堪ヘザル所ナリ由來關係町村ノ地ハ井水汚惡又ハ湧水少量ニシテ常ニ飲用水ヲ得ルニ苦シミツ、アルヲ以テ十二ヶ町村民舉ツテ上水工事ノ竣成ヲ待ツコト大早ニ雲霓ヲ望ムガ如シ希クハ當局諸彦協力精勵以テ本工事ノ豫定期間内ニ完成ヲ圖ラレンコトヲ茲ニ關係町村長ヲ代表シ希望ヲ陳シテ祝辭トス

大正十一年四月九日

江戸川上水組合町村長惣代

南足立郡千住町長 鈴木 精一

それより模擬店を開いて來賓各位を饗應し各種の餘興あり一同に記念品を贈呈する等非常な盛況裡に散會した。當日來賓の範圍は各官公署衆議院議員府會議員組合町村等の關係者千餘名である。

第二節 竣功式

大正十一年四月起工式を擧げてから滿四年二ヶ月の日子を費して同十五年六月工事完成し同十六日管内十二ヶ町に向つて通水したのである。最初は新設工事でもあり大小橋梁は十五箇所もあるから如何なる故障が起るかも知れないので管理者を始めとし一同危惧の念に襲はれて居たのであるが愈々通水して規定以上の壓力を出した所別に大して漏水する箇所も發見せず、非常な好成績を示したので一同ホツと安堵したのである。工期に就ては始め大震災の爲め運送並に材料供給上一時蹉躓を來した爲め延期を見るのではないかと思はしめるのであつたが其の被害は案外少なく爾後着々工事を進める事が出來て茲に豫定の工期たる大正十六年三月末よりも九ヶ月間も早く落成したのである。之れ我が江戸川上水組合の誇りと

する所殊に工費に於ても約二百萬圓に近き大金を残し得たのは勿論鐵管その他の物價が下落したからには相違ないが管理者以下の經營宜しきを得たからであらねばならぬ。之れ又此の種工事界の異數とする所である。

斯くて各戸の給水栓取付工事を急ぎ八月一日を以て一般家庭に給水を開始したが何にしる悪水に苦められた地方なので給水申込者は日々殺到して其の取付工事に忙殺され本組合の豫め準備した職工のみでは到底間に合はないので特に東京市水道局の厚意により職工二十餘名の貸與を受け、尙ほ組合でも更に四十餘名の職工養成に努むる等殆ど他の水道に其の實例を見ない程の盛況を呈したのである。

斯くて大正十五年十月十日午前十時金町浄水場に於て此の祝福すべき水道の竣功式を行ふ。飽くまで好成績を以つて通して來た上水道敷設工事を記念し、其の前途を祝はぐ爲めの竣功式であるから華やかにも盛大であらねばならぬ。舉式當日大島管理者、川野、林兩助役を始めとし組合會議員並に諸係員等何れも滿面の喜色を湛へて式場に臨んだのは正に然るべき次第である。

式場に當てられた金町浄水場には事務所と浄水池との間に式場を設けて祭壇を築き唧筒室周囲の空地を園遊會場とし模擬店十數軒を設け來賓の接待に努め、浄水場の東方通用門と取水塔との間北方の廣場には演藝場を設けて餘興を爲し花火を

打ち揚ぐる等實に金町空前の賑はひを呈したのであるが千數百名の來賓等は沈澄池濾過池等に漫々と湛へられた水を見大規模な給水設備を觀察して且つ驚き且つ満足したのである。

當日の舉式次第等左の如し

竣功式次第

一、祭事

午前十時諸員着席

振鈴

次 修 祓

次 降 神

警蹕 (一同起立敬折)

次 献 饌

次 齋主祝詞奏上

(一同起立敬折)

次 齋主玉串奉奠

次 管理者玉串奉奠

次 技師玉串奉奠

次 内務大藏兩大臣東京府知事並來賓玉串奉奠

次 撤 饌

次 昇 神 警蹕 (一同起立敬折)

次 齋主以下退下

二、舉式

一、管理者式辭

二、技師工事報告

三、内務大藏兩大臣東京府知事並來賓祝辭

四、閉式ノ辭

以上

閉式後會場内ニ於テ園遊會ヲ開催

當日祭儀を擔任したのは南葛飾、南足立、北豊島三郡の關係町村神職等二十七名である。今こゝに其の氏名を録して厚く感謝の意を表する事とする。

齋 主	(金町村葛西神社)	香 山 治 英
副 齋 主 陪 膳	(千住町千住神社)	鈴 木 修 三 郎
典 儀	(南千住町石濱神社)	萩 原 義 雄
祓 主	(南千住町素盞雄神社)	能 圓 坊 速 雄
大 鹿 所 役	(千住町千住神社)	渡 邊 義 彦
鹽 湯 所 役	(南千住町素盞雄神社)	石 山 多 氣 乙
贊 者	(砂町天祖神社)	林 精 一
手 長	(寺島町白鬚神社)	今 井 直

第二節 竣功式

同
同
同
同
同
祝詞後取
玉申後取
警蹕所役膳部
玉申案後役
構内祓所役
同

五四二

管理者式辭

(砂町稻荷神社) 荒井量三
(龜戸町香取神社) 香取茂世
(寺島町香取神社) 井狩貢太郎
(龜戸町天祖神社) 田中泰雄
(龜戸町龜戸神社) 花形三郎
(尾久町八幡神社) 村瀬真太郎
(大島町稻荷神社) 佐竹清太郎
(大島町猿江神社) 菅原鑒一
(砂町志演神社) 菅原行則
(龜戸町龜戸神社) 大島居一良
砂町神社一名出仕
伶人 六名
衣紋方 二名

本日ノ吉辰ヲトシ竣功式ヲ舉行スルニ方リ朝野貴紳ノ來臨ヲ辱ウスルコトヲ得タルハ本組合ノ光榮トスル所ナリ
ワガ組合十二箇町ハ從來飲料水及用水ノ缺乏甚シク土地ノ發展ヲ阻礙スルコト妙カラザリシニ更ニ近年會社工場
ノ設立激增シ人口亦異常ノ増率ヲ示シ之レガ爲益々其缺乏ヲ訴フルニ至レリ偶々故東京府知事法學博士井上友一
閣下ハ東京市隣接町村ノ開發ヲ企策セラレ以上ノ實情ヲ觀取シ水道ヲ敷設スルヲ以テ當地方開發ノ急務ナリトナ

シ關係町村當局者ニ對シテ之レガ促進ヲ懇説セラレキ然ルニ時恰モ世界大戰亂終息ノ直後ニアリテ一般金融ハ勿
論町村財政ノ現状ニ於テモ遽ニ巨額ノ資ヲ賦課シテ之ヲ經營スルノ頗ル不利ナル事態ニアリテ遂巡決スルトコロ
アラザリキ然リ而シテ一面町村ハ保健衛生上火災防備上其ノ必要刻々ニ迫ルノ實況ナルヲ以テ審査討究ヲ重ネ大
正八年十二月之ヲ決行スルノ議ヲ定メ同年同月直ニ組合組織成リ爾來工事施行ニ關スル諸般ノ準備ヲ整ヘ大正
十一年四月之が起エラ見ルニ至レリ蓋シ本組合事業ハ町村組合事業トシテ全國其比ヲ見ザル大規模ニアリ隨テ財
政上ニ於テモ將又工事施行上ニ於テモ毎時困難ニ遭遇シ一般ヨリ其成否サヘ注視セラレタリシモ幸ヒニ事毎ニ順
調ニ展開シ茲ニ竣功期ヲ短縮スルコト九箇月餘工事費ニ於テモ亦豫期以上ノ減少ヲ見エラ工完了スルニ至レリ之
レ偏ニ監督官廳并關係町村各位ノ熱誠ナル指導援助ニ依レルモノニシテ小職等ノ感激措ク能ハザル所トス今ヤワ
ガ江戸川上水ハ滾々トシテ晝夜ヲ捨テズ組合九百二十餘萬坪ノ地域ニ淨水ヲ供給シ兼ネテ火防上ノ慰安ヲ與フ欣
快何物カ之ニ加ヘン是ニ於テカワガ江戸川上水道ノ竣功ハ豈啻十二萬戶五十有二萬ノ居住者ニ淨水ヲ供給スルノ
ミト言ハンヤ小職等今後更ニ一段ノ努力ヲ加ヘ永ク此ノ光榮ニ負カザランコトヲ誓フ之レヲ式辭トス
大正十五年十月十日

東京府江戸川上水町村組合管理者

從六位勳六等 大島 亨 藏

技師工事報告

江戸川水道工事成リ爰ニ其ノ狀況ヲ報告スルヲ得ルハ小職ノ光榮トスル所ナリ本工事ハ故東京帝國大學名譽教授
工學博士中島銳治氏ノ設計及監督ニ成レルモノニシテ大正十一年四月九日起工式ヲ舉ゲ爾來各部署ヲ定メ工事ヲ
開始セリ本水道給水區域ハ南葛飾、南足立、北豐島三郡内十二ヶ町ニシテ人口四十五萬人ニ對シ一日一人最大四、

第七章 起工式及竣功式

五四三

五立方尺ヲ給水スル設備トス水源ハ江戸川ニシテ南葛飾郡金町地先ニ取水塔ヲ設ケ河水ヲ引入レ沈澄濾過シテ清
淨水ヲ唧筒ニ依リ各給水區域内ニ配水スルモノトス今工事ノ主ナルモノヲ舉グレバ

一、金町淨水場

淨水場ハ南葛飾郡金町ニ設ケ場内ニ左ノ設備ヲナス取水塔高二十九尺橢圓形基礎河底ニ入ルコト二十四尺引入管
内徑四十八吋延長百九十八間揚水井並導水渠延長六百尺沈澄池二個此有効容量二百四十二萬立方尺二十八時間分
濾過池八個一池ノ有効面積三萬三千餘平方尺濾過速度八尺六寸淨水池一個有効容積二十一萬立方尺最大給水量ノ
二時間半分ヲ保有ス唧筒室平家建坪百六十坪五合内二十二坪四合ハ二階建唧筒ハ低揚高揚ノ二種トス低揚唧筒
ハ河水ヲ沈澄池ニ送り高揚唧筒ハ淨水ニ壓力ヲ附シテ給水區域内ニ送水スルノ用ニ供ス低揚唧筒五臺口徑十四吋
電動機ニ直結シテ運轉ス電動機容量五十馬力高揚唧筒七臺内五臺口徑十六吋電動機容量三百馬力二臺口徑十二吋
電動機容量百六十馬力電力東京電燈株式會社龜有及曳船ノ兩變電所ヨリ供給ス

二、送水線路

金町淨水場高揚唧筒吸水井ヨリ吾嬭町大字大畑ニ至ル延長三千三百六十間鐵管内徑四十二吋ニシテ中川及荒川ノ
架橋上ハ鋼管ヲ架設ス中川鐵管橋總延長四百九十八尺徑間八十呎六吋ノ「ワールン」構桁六連ヲ架ス荒川鐵管橋總
延長千六百二十八尺徑間百四十呎三吋ノ「ブラット」構桁四連同百十六呎八吋ノモノ八連三十一呎ノ桁三連ヲ架ス

三、配水線路

配水本管内徑三十六吋ヨリ十六吋ニ至ル總延長八千三百二十五間配水枝管内徑十二吋ヨリ四吋ニ至ル總延長十萬
八千七百六十三間消火栓一千四百六十三個公設共用栓二百個

四、三河島鐵管試驗所

三河島東京市下水處分工場内ニ設ケ水壓試驗器大小四個ヲ設備シ鐵管全部ヲ試驗セリ鐵管總噸數約二萬噸同附屬
器具約五千六百個工事ハ金町淨水場内ニ於ケル諸築造工事ハ專ラ直營ヲ以テ施行セリト雖モ唧筒室其他ノ建築工
事及ビ請負ニ附スルヲ有利ト認メタルモノハ主要材料ヲ支給シテ請負ヲ以テ施行セリ荒川中川其他ノ鐵橋工事ハ
鐵材ヲ支給シテ請負工事トナシ鐵管埋設其他工事ハ直營又ハ請負ヲ以テ施工セリ

本工事ノ大部分竣功スルヤ本年六月中旬通水ヲ試ミタルニ其成績良好ニシテ漏水其他ノ故障ヲ認メズ工事ノ一部
ハ大正十二年大震災ニ遭遇シタルニモ係ハラズ何等被害ヲ蒙ルコトナカリシ本工事竣功豫定期限ハ大正十六年三
月末日ニシテ工期九ヶ月ヲ短縮シ工事費ニ於テハ豫算金千六百六十五萬圓ニ對シ支出金未ダ精算ヲ了ラザルモ金九
百七十餘萬圓ヲ以テ完成スルヲ得ル見込ナリ本工事着手以來歳ヲ閱スル五年其間監督官廳並ニ大方先輩諸賢ノ援
助ハ勿論故中島博士ノ指導ト従業員一同精勵ノ力能ク豫期以上ノ效果ヲ收メ爰ニ之ヲ報告スルヲ得ルハ小職及一
同ノ欣幸トスル所ナリ右謹デ報告ス

大正十五年十月十日

工務課長 技師 武田侃式

内務大臣 祝辭

江戸川上水町村組合兼ニ水道布設ノ工ヲ勗メテ以來工ヲ積ム六年費ヲ費ス九百七十餘萬圓今ヤ其ノ功成ルヲ告ゲ
本日茲ニ竣功式ヲ舉行スルニ遭フ念フニ今後潤澤ナル良水ノ配給ト共ニ更ニ高壓強力ナル防火ノ設備全キヲ得テ
衛生保安産業上其ノ裨益スル所決シテ妙カラザルヲ信ズ茲ニ本日ノ盛式ニ當リ衷心ノ祝意ヲ表シ併而將來益々之
ガ完成ニ努メ以テ長ニ其ノ效果ヲ收メラレムコトヲ望ム

大正十五年十月十日

内務大臣 濱口 雄幸

大藏大臣 祝辭

多年ノ懸案タリシ江戸川上水道ノ工事成リ本日茲ニ其ノ竣功式ヲ舉クルニ至リシハ寔ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ惟
フニ都市ニ於ケル上水道ハ國民保健上缺ク可ラザルノ施設タリ殊ニ本江戸川上水道組合區域ノ如キ帝都ニ隣接シ
近年急激ナル發達ヲ遂ゲタル市街地ナルニ拘ラズ一般ニ用水缺乏シ且水質不良ニシテ衛生上並防火上遺憾トスル
所多カリシガ難ニ關係地方民ノ自覺ト當局ノ斡旋ニ依リ本水道新設ノ大計畫樹立セラレ爾來工事上並財政上幾多
ノ困難ニ遭遇セルニ拘ラズ支障ナク其ノ工ヲ進メ茲ニ豫期以上ノ好成績ヲ以テ事業ノ竣成ヲ告グルニ至リシハ組
合關係者並職員各位ノ努力多大ナリシヲ示スモノト謂フベク之ガ爲關係地方ノ都市生活ハ面目ヲ一新シ益々其ノ
發展ヲ見ルニ至ルベキハ余ノ確信スル所ナリ一言所懷ヲ述ベテ祝辭トス

大正十五年十月十日

大藏大臣 片岡 直温

東京府知事 祝辭

上水ヲ修メテ保安衛生ニ利シ以テ文化ノ惠澤ヲ厚ウスルハ社會公益ノ施設上其ノ最タルモノト稱スヘシ茲ニ江戸
川上水町村組合上水道敷設工事落成ノ式典ヲ舉行セラル、ハ洵ニ慶祝ニ堪ヘザルナリ抑モ本組合ニ屬スル三郡十
二町村ノ地域ハ近ク帝都ノ東北ニ連ナリ都市膨脹ノ趨勢ニ伴ヒ戸口日ニ稠密ヲ加フ而モ土地概ネ低濕ニシテ良水
ノ乏キヲ憂ヘ夙ニ自治ノ本義ヲ覺リ其ノ對策ヲ講ジ大正十年組合組織ノ下ニ上水道敷設ノ計ヲ建テ工費一千百
餘萬圓水源ヲ江戸川ノ清冽ニ求メ工ヲ翌年四月ニ起シ爾來經營懈ラス豫定ノ工期ヲ短縮セルコト八ヶ月工費ヲ節
減スルコト二百有餘萬圓一大工事茲ニ完成シテ本年盛夏ノ候早ク既ニ給水ヲ開始シ到ル處清泉ノ滾々タルヲ見ル

ニ至レリ住民ノ歡喜洵ニ察スルニ餘アリ惟フニ組合當路ノ計畫ハ茲ニ完成セラレ加盟町村ノ期待ニ背カズ五十餘
萬ノ生民齊シク文化ノ惠澤ニ浴スルヲ得創業ノ難ハ漸ク去レリト雖モ前途尙守成ノ苦心ヲ要スルモノアリ冀クハ
協心戮力相戒メテ利用ノ途ヲ愆ラス以テ民衆ノ福祉ト文運ノ昌明トニ寄與セラレムコトヲ聊カ所懷ヲ陳ヘテ祝辭
トス

大正十五年十月十日

東京府知事 平塚 廣義

東京府會議長 祝辭

江戸川水道工事完成ヲ告ゲ本日ヲ以テ竣功ノ式典ヲ舉行セラレ三郡十二町村ニ互リ淨水ノ供給滾々トシテ竭クル
ナカラムトス洵ニ慶賀己ム能ハザル所ナリ抑々本工事ハ當該町村組合管理ニ屬シ一千餘萬ノ鉅費ヲ投ジ大正十一
年度ヲ以テ其ノ工ヲ起シ豫期ニ先ツコト實ニ八箇月ノ好成績ヲ奏シ早クモ今日ノ盛典アルヲ見ルヲ得タリ是レ獨
リ組合ノ名譽タルニ止マラス淨水ノ普及其ノ速カナルヲ致シ一般生活上衛生上最モ喜ブベキ現象ヲ呈シ特ニ帝都
ト密接ナル關係ヲ有スル一大地域ヲ通シテ此ノ洪慶ヲ享受セシムルニ至レルハ府政上更ニ祝福スベキ所タルヲ思
フヤ切ナリ將來本水道ノ利用ソノ宜シキヲ失ハズ以テ施工ノ本旨ヲ空クセラレサラムコトヲ庶幾シ聊カ蕪詞ヲ陳
ベテ祝意ヲ表ス

大正十五年十月十日

東京府會議長 中野 勇治郎

中島代議士 祝辭

江戸川上水道工事竣成シ本日之ガ竣功ノ式典ヲ舉ゲラル洵ニ慶賀ノ至リニ堪ヘズ惟フニ本組合ノ區域タル各町ハ
第七章 起工式及竣功式

東京市ニ隣接シテ巨萬ノ人口ヲ抱擁シ無數ノ會社工場ヲ有スルニ拘ラズ從來良泉佳水ニ乏シク加フルニ用水ノ不足ヲ訴ヘ其ノ保健上生産上並火防上ニ及ボス影響憂慮スベキモノアリシナリ此ヲ以テ曩ニ各町相計リ上水ノ施設ヲ企圖シ爾來熱誠ナル當局ノ努力ト關係各位ノ協力トニ依リ功程着々トシテ進ミ豫期以上ノ好成績ヲ以テ工事ノ終了ヲ見タリ將來組合各町ハ衛生火防上ノ危険ヲ脱シ日常諸般ノ利便ヲ加ヘ益々諸工業ノ發達ヲ促進スルニ至リ延テ國家ノ隆興ニ寄與スル所大ナルモノアラシク茲ニ竣功式ニ臨ミ組合各町ノ爲滿腔ノ祝意ヲ呈スルト共ニ併テ當局並關係各位ノ勞ニ對シ深ク感謝シテ止マサルナリ一言祝辭トナス

大正十五年十月十日

衆議院議員 中島守利

組合會議員總代祝辭

本組合十二箇町ハ東京市ノ東北ニ隣接シ現在人口五十二萬餘ノ多キヲ包有シ何レモ股賑ナル街衢タリ特ニ近年工業地トシテノ發展著シク關東第一ノ工業地帯トシテ世人ヲ驚異セシムルモノアリ然ルニ此ノ地域一帯ハ良泉佳水ニ乏シキノミナラス日常用水ヲモ得ルニ困難ノ實況ナルヲ以テ衛生ニ悖リ火災防止ノ備ヲ缺キ各町ノ發達ヲ阻礙スルコト尠カラズ是ニ於テ曩ニ各町有志相計リ上水道敷設ノ企畫ヲ樹テ以來年ヲ閱スルコト八星霜其ノ規模ノ大ナル組合事業トシテ全國未曾有ノモノタリ今ヤ工事既ニ成ルヲ告ゲ給水ノ道亦開始スルヲ得ルハ職トシテ管理者以下組合職員ノ熱心ト精勵トニ是レ由ルト雖亦監督官廳及ヒ區内有志諸君ノ援助ニ賴ルモノ多大ナルヲ信ス吾人久シク事業施行上ノ議ニ參與シ此ノ盛事ヲ見ルニ欣懷措ク能ハサル所トス爾今組合十二箇町ハ肆ニ清泉ヲ飲ミ淨水ニ浴シ又不慮ノ火災ニ際シ其ノ慘害酷シカラサルモノアラシク竣功式ニ臨ミ聊カ所感ヲ述ヘテ祝辭トス

大正十五年十月十日

東京府江戸川上水町村組合會議員總代

小島重太郎

組合町長總代祝辭

東京府江戸川上水工事成リ茲ニ本日ヲトシテ竣功ノ式典ヲ舉行セラル凡ソ吾人ノ生活上缺クヘカラサルモノ一ニシテ足フスト雖モ就中飲料水ノ如キハ其ノ重要ノモノト謂フヘシ蓋シ飲料水ノ良否ハ吾人衛生上至大ノ關係ヲ有シ諸種ノ流行病ノ如キ主トシテ飲料水ニ基因スルモノ多シト謂フヘシ抑モ帝都近郊ハ概ネ不良ニシテ殊ニ近年工業ノ發達ニ伴ヒ用水益々不潔ヲ極ムルニ至レリ是ニ於テカ上水道設備ノ必要ヲ感スルノ切ナルモノアリ然レトモ經營ノ費多額ヲ要シ到底一町村ノ之ヲ良クスル所ニアラス即チ大正八年南葛飾、南足立、北豐島ノ三郡中十二ヶ町村ハ共同以テ之カ解決ニ努ムヘク協議全ク成リ東京府江戸川上水町村組合成立セリ爾來六年餘其ノ規模ノ廣大ニシテ設備ノ最新ナル實ニ東洋一ノ稱アル大業ヲ終エ今ヤ幾條ノ鐵管地底ニ縱横シ清水到ル所滾々トシテ噴出セサルハナク十二ヶ町六十萬町民ハ茲ニ多年ノ懸案タル一大難事ヲ解決スルヲ得タリ寔ニ以テ欣快ノ至リニ堪エサルナリ顧ルニ斯ノ如キ大事業ハ概ネ遲延スルノ例ナルニ本事業ノ如キ或ハ資金ノ調達ニ或ハ大震火災等幾多ノ難關ニ遭遇セルニモ拘ハラズ豫定ヨリ期ヲ早ムルコト實ニ半年有餘今日此ノ喜ビアルヲ得ルハ政府並ニ本府ノ援助尠カラズト雖モ一ニ當組合職員各位ノ最善ノ努力ニ據ル處多大ナリト云フベク十二ヶ町民ト共ニ大ニ感謝スル所ナリ聊カ述ベルト共ニ來會各位ノ健康ヲ祈テ祝辭トス

大正十五年十月十日

三河島町長 山口久太郎

金町長祝辭

東京府江戸川上水道工事成り本日落成ノ式典ヲ舉グルニ當リ不肖其席末ニ列スルヲ得タルハ頗ル光榮トスル所ナリ思フニ水ノ人生ニ致ス功德ハ恰モ太陽ノ光線ノ如シ之ニ依リテ生ヲ育シ生ヲ保ツ水質ノ良否亦人間ノ生育ヲ左右ス今ヤ水質水量ニ於テ優良ナル江戸川上水道ニ依リ都下三十有餘萬ノ生靈ハ積年ノ苦惱ヲ脱シテ幸福ナル生涯ニ入ルヲ得タリ喜ビ何物カ之ニ過ギン殊ニ淨水場ガ我カ金町ニ在ルノ故ヲ以テ喜悅ノ情層一層大ナルヲ感ズ過去數ヶ年間ノ工事中幾多ノ犠牲者ヲ出シタリト雖モ局ニ當ルモノ善ク精勵恪勤至誠ヲ盡シテ事ヲ理シ斯ノ如ク今日ノ完成ヲ見ル其勞ヤ實ニ大ニシテ豈ニ敬意ヲ表セザルヲ得ン謹ンデ蕪言ヲ呈シテ祝辭ト爲ス

大正十五年十月十日

南葛飾郡金町長 若林 辨次郎

金町小學校長祝辭

江戸川上水道成り本日竣功ノ盛典ヲ舉グルニ至リタルハ慶賀措ク能ハザル所ナリ願フニ都會人士ノ最モ憂慮スルモノハ飲用水ナリ夫レ水ハ生物ノ生命ヲ支配スルモノニシテ寸時モ之レ無カルベカラズ然モ其ノ質ノ優良ヲ尊ブ彼ノ恐ルベキ傳染病ノ如キモ不良水ニ因スル事皆然リ今ヤ其ノ質ニ於テ其ノ量ニ於テ些ノ缺點ヲ有セザル本水道ノ完成ニ依リ都下十二ヶ町三十有餘萬ノ住民ハ此等ノ危害ヨリ脱却シテ安心立命善ク生ノ機能ヲ遂ゲ幸福ナル生活ヲ維持スル事ヲ得ン蓋シ最大ナル公益事業ニシテ救世ノ偉業ナリ偉業ナルガ故ニ難又難然モ善クエラ竣ル誠ニ欣快ノ情ニ堪ヘズエラ起シテ以來數歲其間幾多ノ犠牲者ヲ出シタルモ理事者ノ經營宜シキニ適ヒ至誠善ク萬難ニ打勝チ以テ本日ニ至ル其ノ勞ヤ誠ニ大ニシテ賞讃ノ辭ニ苦ム庶希クハ永ク給水ノ圓滑ヲ保チテ區民ノ幸福ヲヨリ大ナラシメラレン事ヲ敢テ一言ヲ陳ヘテ祝辭トナス

大正十五年十月十日

金町小學校長 山崎 平太郎

當日來賓の範圍

當日の來賓は千有餘名で起工式以上の賑やかさであつたがその範圍左の如し。
 組合會議員、組合町長、助役、收入役、擔當書記、町會議員、小學校長、在郷軍人分會長、青年團長、消防組頭並に部長、内務省、鐵道省、逓信省、大藏省、復興局、警視廳、關係警察署、東京府、東京市等各官廳工務並に水道關係者、代議士、府會議員、荒玉水道、澁谷水道、玉川水道等各水道幹部、鐵道省第一改良事務所、關係保線事務所、金町驛幹部、工事關係請負師其他

かくして翌十一日には特に本組合の爲めに盡力せられた關係者三百餘名を上野精養軒に招待し、從來の恩願を深謝すると共に重ねて將來の後援を求め盛會裡に宴を閉じた。

追弔會

竣工式に先たち本組合は事業中逝去せられた人々の爲め追弔會を營むことになつて十月三日午前十時淺草本願寺に於て嚴かな法會を脩したのである。參列者は遺族を始め關係者百餘名であつた。終つて上野精養軒に遺族を主賓として午餐を共にし虔しんで故人を追慕した。尙當日は組合従業員全部淺草本願寺に隨意參拜して焼香した。

諸 精 靈

故組合會議員

奈良 林 淺次郎 殿

故 同

鶴 岡 英 文 殿

遂行する旨の申合せを爲して散會した。當日の出席者左の如し。

小松川町長川野濱吉、吾嬭町長鹿倉萬吉、隅田村長宮城慶次郎、寺島村長小島富次郎、龜戸町長鶴岡英文、大島町長鷺見金三郎、砂村長宇田川啓輔、郡長岡田文秀、郡書記宮川兼藏

東京府主催關係町村協議會

東京府に於ては本水道計畫を確立せしむべく大正八月七月二十四日午前十時府廳に關係町村長を召集其實施方法につき協議會を開く當日の出席者左の如し。

西村土木課長、山下技師、林屬、南屬、南葛飾郡長、吾嬭町長代理助役、寺島村長、大島町長、砂村長、北豐島郡長、南千住町長、日暮里村長、三河島村長代理助役、尾久村長代理助役、南足立郡長代理書記、千住町長
當日決議したる事項左の如し。

第一 府に於て調査したる方針に基き水道敷設計畫を遂行すること

第二 右に付ては府に調査費を寄附し實施に關する調査は府に於て施行せられたきこと

但し此點に付ては府に於て相當協議を遂げ決定を見たる上は何分の儀各郡長に通達せられたきこと

第三 前項の方法に依り難き場合に於ては直に組合を組織し調査に着手すること

第四 調査費分擔の方法は大正七年十二月現在内閣告示に依る人口に按分して定むること

第二回協議會

大正八年十一月八日南葛飾郡龜戸町役場に於て水道組合規約審議の關係町村長協議會を開く。出席者左の如し。

小松川町長川野濱吉、砂村長宇田川啓輔、大島町長鷺見金三郎、龜戸町代理助役丸山岩藏、吾嬭町長鹿倉萬吉、寺島村長小島富次郎、隅田村長宮城慶次郎、南千住町長岡崎直大、三河島村長齋藤茂十郎、日暮里村長岡田鎌市、尾久村長代理助役鈴木氏香、千住町長鈴木精一、北豐島郡長正木虎藏、南足立郡長藤江陳太郎、東京府技師山下利兵、南葛飾郡長岡田文秀、南葛飾郡書記宮川兼藏、南葛飾郡書記田島長三郎

本協議會に於て先づ組合の名稱を審議した結果東京府江戸川上水町村組合と呼ぶに決定、それより本組合規約案の審議に入り、之れを議了したので各町村長は右規約案を全町村會に附議し、更に十一月二十五日南葛飾郡役所に協議會を開く事を申合せて閉會す。

第三回協議會

大正八年十一月八日龜戸町役場に於ける關係町村長協議會の申合せにより同年十一月二十五日南葛飾郡役所構内御大典記念館に於て開會。當日の出席者左の如し。

小松川町長川野濱吉、砂村長宇田川啓輔、大島町長鷺見金三郎、龜戸町長鶴岡英文、寺島村長小島富次郎、隅田村長宮城慶次郎、千住町長鈴木精一、南千住町長岡崎直大、三河島村長齋藤茂十郎、日暮里村長岡田鎌市、尾久村助役鈴木氏香、南葛飾郡長大島亨藏、北豐島郡長正木虎藏、南足立郡長藤江陳太郎、東京府技師山下利兵
本協議會は組合設立並に規約議定に關し審議する筈であつたが二三質問出でそれに対し山下技師より敷設費其他につき詳細説明あり、水道敷設を急速に實現すべく町村の費用を速に納付する事とし十二月五日再會するに決して閉會す。

第四回協議會

大正八年十二月五日南葛飾郡役所に於て開會、大島郡長より上水道事業を共同處理する爲め組合を設くるに付き異議なきやと問ひ、全會一致組合を設置するに決し、それより組合規約を議題として逐條審議を遂げ全部議了して散會す。當日の出席者左の如し。

小松川町長川野濱吉、砂村長宇田川啓輔、大島町長鷺見金三郎、龜戸町長鶴岡英文、吾嬭町長鹿倉萬吉、寺島村長小島富次郎、隅田村長宮城慶次郎、千住町長鈴木精一、南千住町長岡崎直大、三河島村長齋藤茂十郎、日暮里村長岡田鎌市、尾久村長代理助役楠木氏香

第五回協議會

大正九年一月十日南葛飾郡役所記念館に開會協議事項左の如し

- 一、有給吏員定員規程
- 一、有給吏員以下給料額及其の支給規程
- 一、職員旅費額及其の支給方法
- 一、常設委員設置規程
- 一、組合會議員及常設委員費用辨償及其の支給規程
- 一、大正八年度歳入出豫算

右六項目は何れも一部の修正意見あり管理者より意見に基いて修正する旨聲明し

て原案を可決した。

關係町村長協議會は大體爲すべき事を遂行し終つたので大正九年一月十日以後は開催しなかつたのである。

第二節 組合會沿革

本組合設置の件が認可されたのは大正八年十二月二十五日で翌大正九年一月十二日組合會議員の選舉を行つた結果第三節に記載せる如く當選して茲に組合會の成立を見たのである。

大正九年組合會

第一回 本組合會成立第一回組合會は大正九年三月一日南葛飾郡役所に於いて開催。左の議案を審議し之を議決した。

- 議案第一號 大正九年度江戸川上水町村組合歳入歳出豫算ノ件
- 議案第二號 有給吏員定員規程ノ件
- 議案第三號 有給吏員以下給料額及支給規程ノ件
- 議案第四號 職員旅費額及其支給方法ノ件
- 議案第五號 組合會議員及常設委員費用辨償額及其支給方法
- 議案第六號 組合會々議規則改正ノ件

議案第七號 組合會傍聽人取締規則ノ件
議案第八號 常設委員設置規程ノ件

第二回 大正九年八月十四日大正九年第二回組合會を南葛飾郡役所に於いて開き左の議案を可決した。

議案第一號 江戸川上水道布設ニ關スル件

議案第二號 江戸川上水道布設費國庫補助稟請ノ件

議案第三號 江戸川上水道布設費府補助稟請ノ件

第三回 大正九年十二月十一日大正九年度第三回組合會を南葛飾郡立實科高等女學校内に開き左の二件を議決した。

議案第一號 公告式條例設定ノ件

議案第二號 大正九年度歳出更正豫算

大正十年組合會

第一回 大正十年第一回組合會は大正十年二月二十六日南葛飾郡役所に於いて開會、二十六、二十八の兩日に亘つて催され左の諸件を審議し之れを可決した。

議案第一號 大正十年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出豫算ノ件

議案第二號 豫算流用ノ件

議案第三號 建物賃借ノ件

左記建物ヲ本組合役場トシテ南葛飾郡教育會ヨリ月額三十圓ヲ以テ大正十年六月ヨリ當分ノ内賃借スルモノトス
南葛飾郡小松川町大字西小松川南葛飾郡役所構内所在

一、木造建(御大典記念館)一棟

議案第四號 起債ノ方法利息ノ定率及其償還方法

第二回 大正十年九月二日南葛飾郡役所に第二回組合會を開き議員定員三十二名中二十四名出席し管理者大島亨藏氏議長として開議に先だち上水道敷設事業經過の概況を報告して會議に入り左の諸件を決議した。

議案第一號 大正十年二月二十八日決議本組合起債ノ方法利息ノ定率及其償還方法改正ノ件

議案第二號 自大正十年度 東京府江戸川上水町村組合上水道敷設費繼續年期及支出方法 至大正十五年度

議案第三號 大正十年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出追加更正豫算ノ件

議案第四號 一時借入金ニ關スル件

議案第五號 上水道布設費補助年限短縮方稟請ノ件

本組合上水道布設費ニ對スル府費補助金交付年限二十三年間此ノ補助金百四十五萬六千三百五十圓(工費千六百十五萬圓ニ對スル八分の一)ヲ十年間(年度割平均)ニ短縮變更方稟請スルモノトス

理由 當初組合ハ國庫及府補助金ヲ事業年度中即チ大正十年度ヨリ同十五年度迄ニ全額受入ル、計畫ナリシモ政府ノ財政上國庫補助金ハ二十一年間ニ而モ工事期間中ハ年額僅ニ一萬圓宛ナルヲ以テ到底豫期ノ工事ヲ完成スル能ハズ止ムナク組合分賦金ヲ増額セルモ尙且不足ナルヲ以テ茲ニ府費補助年限ノ短縮ヲ申請シ財政ノ調和ヲ圖ラントスルニ因ル

第三回 大正十年十二月二日同五日の兩日に亘り南葛飾郡役所に第三回組合會を開會、議員定數三十二名中二十四名出席、一般事務に就ては大島管理者より又工務に關しては中島銳治博士よりそれ〴〵詳細に報告し左記諸案を決議した。

議案第一號 江戸川上水道敷設實施設計ニ關スル件（別項記載セル實施設計）

議案第二號 一時借入金更正ニ關スル件

議案第三號 組合會議員及常設委員費用辨償額及其ノ支給方法改正ノ件

議案第四號 組合有給吏員給料額及其ノ支給規程中改正ノ件

議案第五號 職員旅費額及其ノ支給方法改正ノ件

議案第六號 工事執行規定制定ノ件

協 議 案 町村組合規約中改正ノ件

大正十一年組合會

第一回 大正十一年二月二十五日大正十一年度第一回組合會を南葛飾郡役所に開く、大島議長より本會議に入る前に細目に付き説明申し上げ御意見を伺ひたいので所謂協議案的に進捗したしと述べて満場異議なく之れに賛成し左の諸件を審議可決した。

議案第一號 大正十年度東京府江戸川上水町組合歳出更正豫算

議案第二號 自大正十年度至大正十五年度 東京府江戸川上水町組合上水道布設費繼續年期及更正支出方法

議案第三號 大正十一年度東京府江戸川上水町組合歳入出豫算

議案第四號 豫算流用ノ件

議案第五號 一時借入金ニ關スル件

議案第六號 江戸川上水町村組合常設委員設置規程中改正ノ件

議案第七號 常設委員選任ノ件

議案第八號 有給吏員規程中改正ノ件

議案第九號 組合徽章制定ノ件

議案第十號 水道用地買収ノ件

第二回 大正十一年度の第二回組合會は大正十一年三月二十日南葛飾郡役所に於て開催、番外一番林助役より前組合會以後の事業経過を報告して議事に入ったが第二號議案審議に際し議長大島管理者はセメントの市價は一樽八圓以上にもなつて居るが中島博士と同道にて淺野セメント會社へ内相談に行つて割引方を交渉した結果會社では一般に公開せぬ様にとの事で六圓三十五錢に約束したが此の値段は非常に安價なもので鐵道省では六圓四十五錢、澁谷町では六圓七十五錢、東京市では六圓九十五錢で夫れぞれ購入した旨を述べて賛助を得たのである。當組合會に於て議決したのは左記諸案である。

議案第一號 大正十一年度歳出更正豫算

議案第二號 セメント購入隨意契約ニ關スル件

議案第三號 千住大橋ヲ鐵橋ニ改築速成ノ儀府知事ニ上申スルノ件

議案第四號 臨時出納検査立會人^{大正十年度及大正十一年度所屬}選舉ノ件

第三回 大正十一年十一月二十四日南葛飾郡役所に於て大正十一年第三回組合會を開き、議長大島管理者起つて(一)用地の買収、(二)資金の調達、(三)工事の施行、(イ)金町浄水場、(ロ)送水線路及鐵管敷設工事、(ハ)中川鐵管橋々臺橋脚工事、(ニ)荒川鐵管橋々臺橋脚工事、(ホ)三河島鐵管試驗所、(四)工事の請負及物件の買入等に亘つて事業經過を詳細に報告して議事に入り左記十議案を可決確定して散會す。

議案第一號 水道用地買収ノ件

議案第二號 道路新設ノ件

議案第三號 用悪水路新設ノ件

議案第四號 官有地無償下附申請ノ件

議案第五號 會計規程制定ノ件

議案第六號 物品出納規程制定ノ件

議案第七號 起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法中改正ノ件

議案第八號 大正十一年度東京府江戸川上水町村組合歳出更正豫算

議案第九號 府道改修費一部負擔ノ儀申請ノ件

議案第十號 收入役代理者選任ノ件

大正十二年組合會

第一回 大正十二年二月二十六日及び三月九日の兩日に亘り大正十二年度第一回組合會を開き左記諸議案を審議し之れを可決した。

議案第一號 大正十一年度東京府江戸川上水町村組合歳出更正豫算

議案第二號 大正十二年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出豫算

議案第三號 豫算流用ノ件

議案第四號 一時借入金ニ關スル件

議案第五號 組合有給吏員以下給料額及其支給規程中改正ノ件

議案第六號 組合職員旅費額及其ノ支給方法中改正ノ件

議案第七號 組合金庫設置及事務取扱規程制定ノ件

議案第八號 土砂無償採取申請ノ件

議案第九號 セメント購入隨意契約ニ關スル件

右議案は全部を十三名の委員に附託するの議出で賛成者多數を制したので議長は一時休憩を宣して再開左記十三名を指名し議案調査期間を十日として一時散會した。

清水吉五郎、鈴木重三郎、天野七三郎、鷺見金三郎、鈴木淺吉、川野濱吉、小島重太郎、小宮仁三郎、岡崎直大、田中榮藏、福井久三郎、小柴惣九郎、井野場行一

斯くて委員長を互選した結果鷺見金三郎氏を委員長に擧げ數回會合し若くは實地視察を遂げた結果其意見を決定し三月九日繼續組合會を開くや鷺見委員長より調査の結果を詳細に報告した。

此の時二十番岡崎直大氏其他より左の動議を提出し委員長報告の決定に對する承認前に動議に就いて審議可決し次て諸議案を可決した。

動議 (岡崎直大氏提出)

組合管理者專任ニ關スル建議ノ動議

動議 (田中榮藏氏提出)

荒川鐵管橋工事設計ノ責任ニ關スル決議ノ動議

動議 (鷺見金三郎氏提出)

報徳銀行預金ノ責任ニ關スル決議ノ動議

動議 (鷺見金三郎氏提出)

組合役場位置選定促進建議ノ動議

第二回 大正十二年三月二十四日大正十二年度第二回組合會を南葛飾郡役所に開く、議案第一號組合規約一部改正の件は議長より調査を要する必要生ぜりとの理由の下に撤回し左の議案を可決した。

議案第二號 金庫事務取扱銀行指定其他ノ件

市町村財務規程ニヨリ株式会社明治商業銀行(安田銀行)ヲシテ組合金庫事務ヲ取扱ハシメ其保管金ノ運用並ニ擔保物品ノ種類價格等ニ關スル件別紙命令ノ通り定ムルモノトス

此の時鷺見金三郎氏は多數の賛成者を得て組合規約改正の建議に關し動議を提出し議長之れを議場にはかつた所異議なく可決した。

動議 江戸川上水町村組合規約改正案建議(管理者、助役、收入役ニ關スル件)

第三回 大正十二年度第三回組合會は大正十二年六月一日南葛飾郡役所に開會左記本組合役場を現在の場所に定むる件其他を可決確定した。

議案第一號 水道用地買収ノ件

議案第二號 組合役場位置ヲ定ムル件

東京府南葛飾郡龜戸町大字龜戸字水神東宅地二、九五五
三、〇〇二—四—三番地

議案第三號 役場用地及建物買収ノ件

第四回 大正十二年六月十九日南葛飾郡役所に於て大正十二年第四回組合會を開いて議事に入るや番外一番林助役から明治商業銀行より六百萬圓を借入れる件につき詳細な説明を爲したる後ち左の二件を審議して之れを可決散會した。

議案第一號 大正十二年度以降ノ起債ニ關スル件

議案第二號 金庫事務取扱銀行指定其他更正ノ件

第五回 大正十二年八月二日南葛飾郡役所に於て大正十二年第五回組合會を開く、

大島亨藏氏は前回の會議までは常に議長として本會に臨んで居たのであるが本組合規約中改正の件を其筋へ認可申請中の處七月二十八日を以つて認可の指令に接し之れによつて前管理者たる郡長は自然管理者の職を退く事となり當日の組合會には管理者の職務管掌を命ぜられた南葛飾郡書記田島長三郎氏が議長として會を整理する事となつた。斯くて管理者の選舉を行つた所左の如く大島亨藏氏の當選を見た。

出席議員總數 二十九名

投票總數 二十九票

二十點 大島亨藏

九點 鶴岡和文

次に名譽職助役の選舉を行つた結果川野濱吉氏が當選した。

出席議員總數 三十名

投票總數 三十票

二十一點 川野濱吉

三點 鷺見金三郎

一點 岡崎直大

一點 奈良林淺次郎

- 一 點 井野場行一
- 一 點 岡田謙市
- 一 點 鶴岡和文

次に有給助役の選舉に移つたが開票の結果林利藏氏當選した。

出席議員總數 三十名

投票總數 三十票

二十二點 林利藏

四點 鷺見金三郎

三點 田島長三郎

一點 大島亨藏

右管理者及び助役の選舉が終了した時は時間切迫して居たので田島職務管掌は時間の延長を宣して満場の賛同を求め暫時休憩したる後ち午後四時過ぎに至つて再會、左の諸議案を可決した。

議案第一號 收入役ヲ定ムル件

左記ノ者ヲ本組合收入役ニ推薦ス

北豊島郡尾久町大字上尾久二〇三七番地 鈴木重三郎

議案第三號 有給吏員以下給料額及其支給規程中改正ノ件

第八章 組合の機關及組織

議案第四號 名譽職員報酬額費用辨償額及其支給規程設定ノ件

議案第五號 職員旅費額及其ノ支給方法中改正ノ件

議案第六號 大正十二年度東京府江戸川上水町村組合歳出更正豫算

第六回 大正十二年十月二十九日南葛飾郡役所に於て大正十二年第六回組合會を開會、大島亨藏氏會議を開くに先だち管理者、助役、收入役當選の挨拶を述べ、番外一番林助役より事務經過の概要を報告して議事に入り、下記諸案を議了し議事終了後、中島工事監督より震災の影響に關して報告する所あつた。

議案第一號 組合費分賦額徴收期日變更ノ件

震災ノ爲メ本組合費大正十二年度分賦額徴收期日ヲ變更スルモノトス

議案第二號 收入役代理ヲ定ムルノ件

左記ノ者ヲ本組合收入役代理トス

書記 石塚周藏

議案第三號 大正十二年度東京府江戸川上水町村組合歳入出更正豫算

議案第四號 組合役場廳舎建築ノ件

本組合役場廳舎ヲ木造平家建ニテ假建築スルモノトス

此ノ建坪 本館 二百八坪

同 附屬小使室 八坪 七合五勺 木造平家亞鉛板葺

同 便所 五坪

同 渡り廊下 十七坪

決議案 上水道事業速成ニ關シ低利資金融通方ヲ東京府知事、内務大藏兩大臣、復興院總裁ニ都市計畫ニ基ク環狀道路及放射線道路等速成方ヲ東京府知事ニ申請スルモノトス

右議事を終つてから工事監督中島博士は大震災に依つて工事中の本組合水道の受けた損害に就て大體左の如く述べた。

震災による損害

〔第一〕金町淨水場沈澱池の廻りのコンクリートに僅少なる龜裂二十六ヶ所ありしも損害は僅少です。〔第二〕金町より荒川に通ずる送水線路に二ヶ所の龜裂あり。〔第三〕中川荒川鐵管橋の地盤が一帶に低下したるも之れは夫れだけ高くすれば差支ない。〔第四〕配水線路の道路等稍々龜裂を生じた所もあります。〔第五〕配水鐵管の埋設した分の損害は不明ですが大したことはないでせう。〔第六〕三河島鐵管試験所では鐵管を積み重ねる費用だけの損害です。以上の如く今回の震災による損害は割合に輕微でありました

第七回 大正十二年十二月十五日南葛飾郡役所に於て大正十二年第七回組合會を開き鐵管購入の件に關し大島議長並に中島工事監督と議員との間に長時間に亘る質問應答あり、之れを可決して散會。

議案第一號 大正十三年度所要鐵管購入契約ノ件左記鐵管ヲ指名入札ヲ以テ購入契約スルモノトス

鑄鐵直管 四千五百噸

右購入費ハ大正十三年度ヨリ支出スルモノトス

大正十三年組合會

第一回 大正十三年三月一日同七日の兩日に亘り新築の本組合會事務所に於いて大正十三年第一回組合會を開き大島管理者開會の挨拶を述べ林助役より一般事務について報告し中島工事監督は工事の進行状態に就き報告を爲して議事に入り左の諸議案を可決した。

議案第一號 常設委員設置規程中改正ノ件

本組合常設委員設置規程第二條ニ定員七名トアルヲ十三名トス

議案第二號 府費改修費一部負擔決議取消ノ件

大正十一年十一月二十四日組合會決議府道第五十五號隅田、市川線改修費ノ内へ本組合ヨリ金十萬圓負擔方府知事へノ申請決議ハ之レヲ取消スモノトス

議案第三號 府道改修費へ寄附ノ件

大正十二年度以降三ヶ年繼續事業ニテ施行セラルベキ府道第五十五號隅田、市川線改修府費へ大正十三年度ヨリ金十萬圓寄附スルモノトス

議案第四號 大正十三年度東京府江戸川上水町村組合歳入出豫算

議案第五號 豫算流用ノ件

議案第六號 一時借入金ニ關スル件

議案第七號 セメント購入隨意契約ニ關スル件

議案第八號 土砂無償採取申請ノ件

議案第九號 水道用地買収ノ件

議案第十號 安田銀行借入金ニ關スル覺書中一部更正ノ件

議案第十一號 有給吏員退職死亡給與金條例設定ノ件

議案第十二號 有給吏員傷病死者特別給與規程設定ノ件

議案第十三號 組合使丁其他之ニ準スベキ者ニ對スル特別給與金規程設定ノ件

急施議案第一號 (三月七日提出)預金債權返還請求ノ訴訟提起ノ件

株式會社報德銀行ニ對シ本組合ノ預金債權返還請求訴訟ヲ提起スルモノトス之レ同行ニ預金セル元金八萬六千九百十五圓五十五錢並ニ之ニ對スル利子ノ支拂ヲ受ケントスルニアリ

第二回 大正十三年六月三十日日本水道組合事務所に於いて大正十三年第二回組合會を開催、左の諸件を審議決定した。

議案第一號 水道用地買収ノ件

議案第二號 訴訟提起取消ノ件

本年三月七日議決株式會社報德銀行ニ對シ預金債權返還請求訴訟提起ノ件ハ之レヲ取消スモノトス

議案第三號 報德銀行預金解決ニ關スル件

議ニ本組合ヨリ株式會社報德銀行へ預金セシ金八萬六千九百十五圓五十五錢ヲ左ノ通り處置スルモノトス

一金八萬六千九百十五圓五十五錢

内

金二萬圓	大正十三年六月末日受領
金一萬圓	同 十二月末日受領
金一萬圓	同 十四年六月末日受領
金一萬圓	同 十二月末日受領
金一萬八千四百五十圓	同 十五年六月末日受領
金一萬八千四百六十五圓五十五錢	同 十二月末日受領

大正十一年十二月十五日ヨリ大正十二年十二月十四日迄(休業中)ノ利息ハ之レヲ拋棄スルコト大正十二年十二月十五日ヨリ最終ノ辨濟迄ハ年六分ノ割ヲ以テ利息ヲ附スルコト

第三回 大正十三年十二月八日大正十三年第三回組合會を本組合事務所で開催、左の四議案を審議して之れを議決した。

- 議案第一號 安田銀行ヨリ借入金繰上ケニ關スル件
- 議案第二號 土地無償交換ニ關スル件
- 議案第三號 大正十三年度本組合歳出豫算更正ノ件
- 議案第四號 大正十四年度所要鐵管購入契約ノ件
- 議案第五號 大正十四年度所要揚水機其ノ他購入契約ノ件

大正十四年組合會

第一回 大正十四年二月二十日日本組合事務所に於いて大正十四年第一回組合會を開催急施事件に就いて審議し之れを可決確定したが大島議長は開會を宣するや工事監督工學博士中島銳治氏の仆を傳へて哀悼の辭を述べ此際當組合は誠意を靈前に捧ぐべく適當の方法を執る爲め茲に緊急組合會を開いた次第で議事に入る前に協議會として御相談申上げたいと希望を述べて満場異議なく中島博士の遺族に對し二萬五千圓の弔慰金を贈呈する件を決定して議事に入り左の二項を可決した。

- 急施議案第一號 故工事監督中島銳治氏遺族ニ弔慰金贈呈ノ件
- 急施議案第二號 大正十三年度歳出更正豫算ノ件

第二回 大正十四年二月二十六日並に三月五日の兩日大正十四年第二回組合會を開き大島議長開會の挨拶を述べ番外一番林助役より錯綜せる財政上の經過並に工事の進捗狀況に就いて報告を爲して議事に入り左の諸議案を可決した。

- 議案第一號 大正十三年度歳出更正豫算ノ件
- 議案第二號 大正十四年度歳入出豫算ノ件
- 議案第三號 豫算流用ノ件
- 議案第四號 一時借入金ニ關スル件
- 議案第五號 セメント購入隨意契約ニ關スル件
- 議案第六號 土砂無償採取申請ノ件

第八章 組合の機關及組織

第三回 大正十四年十二月十八日當上水組合事務所に於いて大正十四年第三回組合會開會、大島議長、本組合水道工事は豫定期日を短縮し得る見込確實となりました事は誠に喜ばしい次第です、只今の様子では來年八月頃には通水出来る見込みで取付工事も四五月頃から取掛る事が出来ると思ひます」と工事の進捗に就いて報告する所あり、議事に入つて左記諸件を可決して散會した。

報告第一號 專決處分報告ノ件

議案第一號 洗砂購入隨意契約ニ關スル件

議案第二號 セメント購入隨意契約ニ關スル件

議案第三號 鑄鐵異形管購入隨意契約ニ關スル件

議案第四號 不動産處分ニ關スル件

議案第五號 大正十五年度所要鐵管購入契約ノ件

議案第六號 水道用地買収ノ件

議案第七號 起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法中改正ノ件

議案第八號 水道使用條例並ニ水道使用料及手数料條例制定ノ件

議案第九號 電力需給契約並ニ附帯工事施行ノ件

昭和元年組合會

第一回 昭和元年(大正十五年)一月二十九日並に同二月四日の兩日に亘り昭和元年

第一回組合會を開催、大島議長より「工事竣功期を早め得る見込が十分に立つた事は前回の會議に於いて申上しましたが更に財政關係に於きましても實施豫算一千三百三十九萬九千九百三十八圓となつて居ますが出來上り高一千一百十五萬二千五百五十三圓にて竣功する事が出来るだらうと思はれます」と述べて本組合水道事業の大成功を見たる喜びを告げて議事に入り左記議案を何れも可決したが第二號議案に就いては組合事業の進むにつれて漸く煩雜を加へ來つたので林助役より詳細に亘つて説明した。

議案第一號 大正十四年度歳出更正豫算ノ件

議案第二號 大正十五年度繼續布設費歳入歳出豫算ノ件

議案第三號 大正十五年度歳入歳出豫算ノ件(經常部)

議案第四號 第一期擴張布設ニ關スル件

議案第五號 同上 繼續年期支出方法ノ件

議案第六號 同上 起債ニ關スル件

議案第七號 同上 府費補助稟請ノ件

議案第八號 同上 國庫補助稟請ノ件

議案第九號 大正十五年度第一期擴張布設費歳入歳出豫算ノ件

議案第十號 豫算流用ノ件

第二節 組合會沿革

五七六

議案第十一號 一時借入金ノ件

議案第十二號 功勞者表彰並ニ名譽職員特別報酬支給ノ件

議案第十三號 水道用地買収ノ件

議案第十四號 大正十三年度歳入出決算報告ノ件

第二回 昭和元年(大正十五年)三月一日日本水道組合事務所に於いて昭和元年第二回組合會を開催し左記議案を審議之れを決議したが第一、二號議案に就いて林助役より詳細説明する所あつた。

議案第一號 大正十四年度歳出更正豫算ノ件

議案第二號 大正十五年度(繼續事業費)歳出更正豫算ノ件

議案第三號 組合職員旅費額及其ノ支給方法中改正ノ件

議案第四號 工事費概算拂ニ關スル件

議案第五號 土砂無償採取申請ノ件

報告第一號 專決處分報告ノ件

大正十一年七月三十一日日本生命保險株式會社ヨリ借入ニ係ル五十萬圓ハ高利債ナルヲ以テ地方貸付資金ニ借換ヲ爲スニ當リ該資金ノ貸付決定遅延セル爲年度末切迫シ之ガ追加豫算ヲ爲スベキ組合會召集ノ暇ナカリシニ依ル

第三回 昭和元年(大正十五年)十二月二十三日日本水道組合事務所に於いて昭和元年第三回組合會を開催し左の諸議案を審議し之れを可決した。

議案第一號 大正十五年度本上水組合繼續事業費歳入歳出追加豫算ノ件

議案第二號 起債ノ方法及び償還方法ノ件

現在借入金中日本生命保險株式會社ヨリ借入ニ係ル三十萬圓並ニ安田銀行ヨリ借入ニ係ル二十萬圓ハ高利債ニ屬スルヲ以テ簡易保險積立金ノ借入ヲ受ケ之レガ借換ヲ爲スモノトス

議案第三號 大正十五年度東京府江戸川上水町村組合經常部歳入歳出追加更正豫算ノ件

議案第四號 損害要償ニ對スル應訴ノ件

砂町平井秀吉外十二名ヨリ本組合ニ對シ損害要償トシテ金九萬六千六百四十二圓八十錢ノ訴訟ヲ東京地方裁判所へ提起セルヲ以テ本組合ハ之レニ對シ應訴スルモノトス尙控訴上告ニ關スル一切ヲ管理者ニ一任スルモノトス理由、本訴ハ砂町平井秀吉外十二名ガ本組合區域タル砂町、大島町、龜戸町ニ於テ從來給水業ヲ營ミ來リタル所本組合水道通水ニ依リ失業セルヲ以テ之レガ損害賠償ヲ爲スベシトノ不法請求ニシテ之レガ要求ヲ排斥センガ爲メ應訴ヲ爲スモノトス

議案第五號 不動産處分ノ件

昭和二年組合會

第一回 昭和二年二月二十五日同三月五日の兩日に互つて昭和二年第一回組合會を開き番外二番林助役昭和二年度豫算編成の概要を説明し左の諸議案を可決したが議案全部並に大正十四年度決算を委員附託と爲して審議し之れを可決したのである。

議案第一號 昭和二年度東京府江戸川上水町村組合經常部歳入歳出豫算ノ件

議案第二號 昭和二年東京府江戸川上水町村組合第一期擴張布設費歳入歳出豫算ノ件
議案第三號 一時借入金ニ關スル件

議案第四號 豫算流用ノ件

議案第五號 昭和元年度東京府江戸川上水町村組合（繼續事業費）歳出更正豫算ノ件

議案第六號 東京府江戸川上水町村組合水道使用料及手数料條例中改正ノ件

議案第七號 送水線路敷地ヲ公衆交通用トシテ使用セシムル件

議案第八號 使用料並ニ手数料徵收事務取扱規定制定ノ件

議案第九號 督促手数料條例制定ノ件

議案第十號 會計規程中改正ノ件

議案第十一號 收入役代理推薦ノ件

議案第十二號 預金債權返還請求訴訟提起ノ件

東明銀行（報徳銀行）ハ去ル大正十三年六月三十日日本組合ニ於テ決議セル預金解決ニ關スル決定ニ基キ大正十三年六月末以降大正十五年十二月末日迄ニ元金八萬六千九百五十五錢ヲ辨償スベキ義務アルニ拘ラズ右ノ内金三萬二千圓ヲ提供セルノミナリ依テ爾餘ノ金額支拂方ヲ其ノ都度再三交渉セシモ銀行當局者ハ之ニ應セザルヲ以テ止ムナク本訴ヲ提起シ元金殘額五萬四千九百五十五圓五十五錢並ニ之ニ對スル利子ノ支拂ヲ受ケントス

議案第十三號 東京府江戸川上水町村組合外給水條例設定ノ件

議案第十四號 借入金ニ關スル件

本組合起債ノ方法、利息ノ定率及其償還ノ方法ニ基キ工事費ニ充ツル爲メ株式会社會社安田銀行ヨリ昭和元年度同一

年度ニ於テ金一百萬圓ヲ借入ル、モノトス

議案第十五號 臨時財政調査委員推薦ノ件

第二回 昭和二年五月三十日日本組合事務所に於いて昭和二年第二回組合會を開催左の議案を議決した。

議案第十六號 歳入繰上充用ニ關スル件

議案第十七號 昭和二年東京府江戸川上水町村組合歳入歳出追加更正豫算ノ件

報告第一號 専決處分報告ノ件

第三回 昭和二年八月十五日日本組合事務所に於いて昭和二年第三回組合會を開く本會は近く管理者の任期滿了すべきに依り次期管理者の選舉を行ふので議員諸氏の意氣込みは平素と異り非常な緊張味を示して出席者の如きも議員定員三十八名全員出席といふ未曾有の現象を呈したのである。斯くて投票により採點の結果左の如く大島亨藏氏の再任を見助役収入役また管理者の推選通り再任する事になつたのである。

議案第一號 管理者選舉ノ件

本組合管理者本月二十六日任期滿了ニ付本月二十七日就職スベキ後任管理者ノ選舉ヲ求ム

右開票ノ結果

二十五點

大島 亨 藏

十三點

大澤梅次郎

議案第二號 助役推薦ノ件

本組合助役左ノ通り推薦ス

名譽助役

川野濱吉

有給助役

林利藏

議案第三號 收入役推薦ノ件

本組合收入役左ノ通り推薦ス

鈴木重三郎

第四回 昭和二年十月十二日本組合事務所にて昭和二年第四回組合會を開催左の議案を審議し之を可決確定して散會した。

議案第一號 組合債借換ニ關スル件

安田銀行借入五百八十七萬千五百圓(年利八分四厘)及三井信託借入二百萬圓(年利八分)ハ高利ナルヲ以テ日

本勸業銀行ヨリ年六分ノ利息ニテ七百八十七萬千五百圓ヲ借入レ之レガ借換ヲ爲スモノトス

議案第二號 用地買收ノ件

議案第三號 昭和二年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出追加更正豫算ノ件

議案第四號 組合所有地寄附ノ件

第五回 昭和二年第五回組合會は昭和二年十二月十九日開催、本組合財政上の大問題たる高利債七百八十七萬千五百圓借換に關する前組合會決議事項に對する左の

更正案を議決した

議案第一號 十月十二日議決議案第一號組合債借換ノ件更正案

議案第二號 組合債借換ノ件

議案三號 昭和二年度東京府江戸川上水町村組合歳入追加更正豫算ノ件

第三節 常設委員會沿革

本組合常設委員會は本組合同規約に依つて設置され其第一回例會を大正九年七月十日開催し爾來毎月開會して本組合に於ける大小の問題を協議するのであるが大正九年七月の第一回より昭和二年十二月に至るまでの常設委員會に於ける成績は左の如くである

大正九年常役員委員會

第一回 (七月十日)

一、配水用ニ使用スル電力供給ヲ何レノ會社ト契約スベキカ(宮城委員ニ一任)

一、組合關係者招待會費用支出承認ニ關スル件(原案承認)

一、送水用鐵管購入ニ關スル件(宿題)

一、組合債ニ關スル件(同上)

一、有給吏員ノ旅費支給規程ニ關スル件(原案承認)

第二回 (八月十一日)

- 一、布設許可及國庫府費補助稟請ノ件(原案承認)

第三回 (九月十一日)

- 一、上水道布設國庫府費補助稟請ノ件(報告)
- 一、補助金ノ件ニ付内務省土木衛生兩局長、府知事、内務部長、土木課長、庶務課長等へ常設委員出頭夫々懇請ノ件(更ニ協議後決定)
- 一、關係三郡選出府會議員へ府費補助ニ付盡力方依頼狀發送ノ件(尙府會議員等ト會合ノ上決定)
- 一、事務所一時借入ニ關スル件(奈良林委員ヨリ交渉ニ決定)
- 一、組合起債ニ關スル件(宿題)
- 一、丹羽技師囑託ノ件(原案承認)
- 一、若林辨次郎氏外四十三名提出陳情書ノ件(報告)
- 一、國府補助運動方法ニ關スル件(報告)

第四回 (十月十二日)

- 一、國庫及府費補助稟請ニ關スル經過報告(報告)
- 一、丹羽技師海外出張ニ付調査囑託ニ關スル件(原案承認)
- 一、事務所借入ニ關スル件(報告)
- 一、十月二十四日暮里町選出鈴木九兵衛氏補缺選舉ノ件(原案承認)

第五回 (十一月十一日)

- 一、府費補助稟請ニ關スル經過報告(報告)
- 第六回 (十二月三日)
- 一、國費府費補助ニ對スル經過(報告)
- 一、大正九年度歳出更正豫算ノ件(修正承認)
- 一、公告式條例制定ノ件(原案承認)
- 一、前土木課長西村輝一氏へ記念品贈呈ノ件(原案承認)

大正十年常設委員會

第一回 (二月十一日)

- 一、國庫府費補助額報告ノ件(報告)
- 一、西村前土木課長へ記念品贈呈ノ件(報告)
- 一、組合債ニ關スル件(原案承認)

第二回 (二月十四日)

- 一、大正十年度歳入出豫算下調査ノ件(原案承認)
- 一、組合役場用ニ記念館ヲ賃借スルノ件(同上)
- 一、組合債ニ關スル件(同上)
- 一、技術及財政ノ顧問ヲ設置スルノ件(同上)
- 一、處務規程ニ關スル件(同上)

第三回 (三月十一日)

(記録ヲ缺ク)

第四回 (四月二十八日)

一、其後ノ事業經過報告ノ件(報告)

(第五回、第六回ノ記録ヲ缺ク)

第七回 (八月十一日)

一、起債ノ方法利息ノ定率及其償還方法改正ノ件(原案承認)

一、一時借入金ノ件(修正再提案ニ決定)

一、電話購入ノ件(原案承認)

一、建築設計者ニ囑託手當支給ノ件(原案承認)

一、用地委員(臨時)設置ノ件(修正承認)

一、財務委員(臨時)設置ノ件(同上)

一、府補助金年度割(短縮)變更申請ノ件(原案承認)

第八回 (八月二十五日)

一、本組合へ加入方申出ノ件(南足立郡綾瀬村大字彌五郎新田)(此際拒絶ニ決定)

一、財務、用地兩委員指名

財務委員 宇田川啓輔、奈良林淺次郎、鈴木精一、小宮山佐次郎

用地委員 宮城慶次郎、岡田録市、大澤梅次郎

第九回 (九月十六日)

一、淨水場西側へ三間道路ヲ新設スルノ件(金町村ニ對シ一萬圓寄附スルコトニ決定)

一、金町村ヨリ水道用地買収坪數ニ對スル公課ニ相當スル金額ヲ年々組合ヨリ村ニ寄附サレタシトノ申出ニ關スル件(拒絶ニ決定)

第十回 (十月)

一、敷設ノ認可起債申請、用地買収其他諸般ノ經過報告(報告)

一、上水道布設實施設計ニ關スル件(原案承認)

一、一時借入金更正ノ件(同上)

一、組合會議員及常設委員費用辨償額及其ノ支給方法改正ノ件(同上)

一、組合有給吏員以下給料額及其ノ支給規定中改正ノ件(同上)

一、組合職員旅費額及其ノ支給方法改正ノ件(同上)

一、工事執行規定制定ノ件(同上)

一、町村組合格約中改正ノ件(同上)

一、組合事務所建築速成ノ件(鈴木委員提出至急建築スルニ決定)

一、事務所賃借料増額ノ件(宮城委員提出増額ニ決定)

一、鐵管置場借入ノ件(宮城委員提出土地ヲ借入ル、コトニ決定)

第十一回 (十二月十九日)

一、荒川鐵管橋架設事務所用建物入札ノ件(原案承認)

一、鐵筋混凝土用鐵筋材荒川、中川、配水塔用鐵材購入ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

五八六

- 一、金町淨水場用建物入札ノ件(同上)
- 一、管理者費用辨償額ニ關スル件(宇田川委員提出増額ニ決定)

大正十一年常設員委員會

第一回 (二月廿六日)

- 一、鐵管試驗場用地借入ノ件(原案承認)
- 一、工事請負入札並ニ物品購入ノ件(同上)
- 一、本組合徽章制定ノ件(同上)
- 一、組合借借入先ニ關スル件(研究スルニ決定)
- 一、大正十一年度分賦金ニ關スル件(十五萬圓ヲ分賦スルニ決定)
- 一、配水塔及送水線路敷地ニ關スル件(調査ヲ爲スニ決定)
- 一、本組合事務所敷地選定ニ關スル件(同上)
- 一、委員會開會度數増加ノ件(毎月二回開クコトニ決定)

第二回 (二月四日)

- 一、水源材料倉庫入札ノ件(原案承認)
- 一、大正十一年一月廿六日決定セシ入札方法ニ於テ指名入札トアルヲ「隨意契約若クハ指名入札」ニ變更ノ件(條件付ニテ原案承認)
- 一、十八封度軌條三哩購入ノ件(原案承認)
- 一、十二封度軌條十哩購入ノ件(同上)

- 一、一月廿六日提案セシ壓搾空氣鉸機購入ノ件(原案承認)

第三回 (二月廿三日)

- 一、大正十年度東京府江戸川上水町村組合歳出更正豫算ノ件(原案承認)
- 一、上水道布設費繼續年期及支出方法更正ノ件(同上)
- 一、大正十一年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出豫算ノ件(原案承認)
- 一、豫算流用ノ件(同上)
- 一、一時借入金ニ關スル件(同上)
- 一、常設委員設置規程中改正ノ件(同上)
- 一、常設委員定期改選ノ件(同上)
- 一、有給吏員定員規程中改正ノ件(同上)
- 一、組合徽章制定ノ件(同上)
- 一、水道用地買收ノ件(同上)
- 一、大正九年度東京府江戸川上水町村組合歳入歳出決算認定ノ件(同上)

第四回 (三月六日)

- 一、セメント購入及鐵管ニ關シ打合ヲ爲スノ件(協議)
- 一、鐵管試驗所敷地借入ニ關シ第一候補地アカヂガ原借入拒否セラレタルニ付他ニ適當ノ地ヲ選定スル事(同上)
- 一、金町淨水場工事着手ニ付起工式執行ニ關スル打合セノ件(同上)

第五回 (三月十六日)

第八章 組合の機關及組織

五八七

- 一、大正十一年度歳出更正豫算ノ件(原案承認)
- 一、セメント購入隨意契約ニ關スル件(同上)
- 一、臨時出納検査立會人選舉ノ件(同上)
- 一、送水線路、配水線路並ニ淨水場用鑄鐵直管約三千五百五十噸購入ノ件(同上)
- 一、右同異形管約百六十噸購入ノ件(原案承認)
- 一、金町淨水場池敷衣土剝取及附屬工事ノ件(同上)
- 一、起工式準備ノ件(同上)

第六回 (三月二十三日)

- 一、起工式準備ニ關シ打合セラ爲シ式場ノ現場視察ヲ遂ゲ

第七回 (四月五日)

- 一、大阪鐵管製造工場視察狀況報告(管理者及工事監督ヨリ報告)
- 一、都市計畫年度割發表ニ關スル報告(報告)
- 一、鐵管試驗場設置ニ關スル經過報告(同上)
- 一、金町淨水場土剝取工事落札報告(同上)
- 一、工事實施設計認可(同上)
- 一、大正十一年度鐵管敷設工事ノ豫定(原案承認)
- 一、淨水場水替工事直營ニ關スル件(同上)
- 一、組合會議員在任中死亡シタルトキハ組合ヨリ弔詞及香華料金十圓ヲ贈與セントス(同上)

第八回(四月二十三日)

- 一、鐵管購入ニ關シ入札指名決定ノ件(同上)
- 一、鐵管試驗場敷地借入經過報告(報告)
- 一、都市計畫年度割ニ關スル件(同上)
- 一、運搬道路敷借入ニ關スル件(報告)
- 一、送水線路買收ノ件(同上)

第九回 (五月九日)

- 一、電話一基購入ノ件(原案承認)
- 一、水道用地買收ノ件(同上)
- 一、淨水場運搬道路敷使用契約ノ件(同上)
- 一、供給人夫五千人契約ノ件(同上)

第十回 (五月二十五日)

- 一、道路新設ノ件(原案承認)
- 一、用悪水路新設ノ件(同上)
- 一、官有地無償下附申請ノ件(同上)
- 一、三河島鐵管試驗所設備ノ件(同上)
- 一、淨水場工場建築工事ノ件(同上)
- 一、組合役場處務規程改正ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

五九〇

第十一回 (六月二十六日)

- 一、工事並ニ入札ノ結果、用地買収ノ經過及ビ財政狀況報告(報告)
 - 一、送水線路ヲ道路トシテ公用ニ供スル件報告(報告)
 - 一、上水協議會へ加入ノ件(原案承認)
 - 一、中川金町間送水線路土砂運搬工事ヲ内務省中川改修事務所へ依頼ノ件(原案承認)
 - 一、金町淨水場給水工事直營施工ノ件(同上)
 - 一、運搬牛購入ノ件(同上)
- 第十二回 (七月十一日)
- 一、淨水場土工々事直營施行ノ件(原案承認)
 - 一、供給人夫契約ノ件(同上)
 - 一、電氣捲揚機二臺購入ノ件(同上)
 - 一、三河島鐵管試驗所棧橋架設工事ノ件(同上)
 - 一、荒川架橋工事ノ經過報告(同上)
 - 一、管理者交際費支出ノ件(同上)

第十三回 (七月二十五日)

- 一、本年度ニ於ケル借入金ニ關スル經過報告(報告)
- 一、金町淨水場荒川鐵管橋、三河島鐵管試驗所設備等工事ノ概況報告(報告)
- 一、會計規程制定ノ件(原案承認)

一、物品出納規程制定ノ件(同上)

一、專決處分報告ノ件(同上)

一、中川鐵管橋架設事務所見張所及倉庫建築工事施行ノ件(同上)

一、阻水弁購入ノ件(同上)

一、消火栓購入ノ件(同上)

一、玉砂利購入ノ件(同上)

一、金町淨水場鍛冶工場建設ノ件(同上)

一、千住大橋ヲ鐵橋ニ改築速成再稟請ノ件(鈴木委員提出稟請ニ決定)

一、府補助金年度割短縮方稟請ノ件(同上)

第十五回 (八月五日)

一、千住大橋鐵橋ニ改築速成ノ件(報告)

一、府費補助金年度割短縮ノ件(同上)

一、日本生命保險株式會社ヨリ借入ノ件(同上)

一、荒川送水鐵管橋架設工事經過報告(同上)

一、起債手數料支出ノ件(原案承認)

一、中川鐵管橋々臺及橋脚工事施工ノ件(同上)

一、阻水弁管及阻水弁消火栓鐵蓋購入ノ件(同上)

一、淨水場工場建築工事變更及追加ノ件(同上)

- 一、異形管水壓試驗器購入ノ件(同上)
- 一、三河島鐵管検査ニ要スル費用支出ノ件(同上)
- 一、電話一基購入ノ件(同上)

第十六回 (八月二十二日)

- 一、荒川管橋工事用鐵材追加購入ノ件(原案承認)
- 一、鐵管敷設用鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、粘土採取ノ件(同上)
- 一、電線及附屬材料購入ノ件(同上)
- 一、中川鐵管橋工事設計變更ニ關スル件(同上)
- 一、中川鐵管橋々臺及橋脚工事入札執行ノ件(同上)
- 一、入札ノ結果報告(報告)

第十七回 (九月五日)

- 一、荒川鐵管橋々臺橋脚築造工事第一回設計變更ノ件(原案承認)
- 一、鐵管及附屬品運搬入札ノ件(同上)
- 一、千住大橋改築ノ件(鈴木委員提出書面ヲ府ニ提出スルニ決定)
- 一、都市計畫路線ニ關スル件(中島工事監督提出書面府知事ニ提出ニ決定)

第十八回 (九月十九日)

- 一、中川鐵管橋々臺及橋脚工事請負決定報告ノ件(報告)
- 一、送水及配水線路用各種鐵蓋購買請負ニ關スル件(報告)
- 一、用地買収ニ關スル經過報告(報告)
- 一、金町淨水場運搬軌道新設工事直營施行ノ件(原案承認)
- 一、配水線路鐵管敷設用鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵直管購買仕様書同契約書ニヨリ減價採用方承認ノ件(同上)
- 一、吾嬭町四ツ木橋ヨリ寺島隅田村ヲ經テ鐘紡附近ニ通ズル府道ノ新設費ニ對シ工事費一部負擔ノ件(同上)
- 一、組合會議員及吏員佩用ノ徽章選定ノ件(管理者ニ一任スルニ決定)

第十九回 (九月二十九日)

- 一、金町淨水場附近ヨリ中川堤防附近ニ至ル鐵管敷設ノ件(原案承認)
- 一、金町淨水場工事ニ要スル人夫供給ノ件(同上)
- 一、三河島鐵管試驗所ヨリ中川ニ鐵管運搬請負入札ノ件(報告)
- 一、鐵蓋再入札ノ件(同上)
- 一、組合債ニ關スル件(同上)

第二十回 (十月二十四日)

- 一、荒川鐵管橋工事設計第二回變更ニ關スル件(報告)
- 一、鐵蓋及止水弁入札ニ關スル件(報告)
- 一、金町ヨリ吾嬭町ニ至ル私設電話架設工事施行ノ件(原案承認)
- 一、十二封度軌條五哩購入ノ件(同上)

- 一、荒川鐵管橋載荷々重用軌條約二百噸購入ノ件(同上)
- 一、金町淨水場粘土採取並ニ人夫使役ノ件(同上)
- 一、財政顧問囑託ヲ置クノ件(當分此儘ニテ進行スルニ決定)

第二十一回 (十月三十日)

- 一、荒川鐵管橋設計變更ニ關スル協議ノ件(豫算ハ管理者ニ一任ニ決定)
- 一、購入材料支出科目變更ノ件(原案承認)

第二十二回 (十一月七日)

- 一、荒川鐵管橋々臺及橋脚工事第二回設計變更ノ件(原案承認)
- 一、洗砂利及玉石購入ノ件(同上)
- 一、送水線路中川右岸ヨリ綾瀬川左岸ニ至ル土砂運搬工事ヲ内務省中川改修事務所へ依囑ノ件(同上)
- 一、中川右岸堤防鐵管運搬棧橋及道路築造工事ノ件(同上)
- 一、金町淨水場砂、砂利置場構築ノ件(同上)
- 一、事務所敷地借入ニ關スル件(大澤委員ヨリ地主ニ交渉スルニ決定)

第二十三回 (十二月二十二日)

- 一、配水塔倉庫建築工事ノ件(原案承認)
- 一、金町地先京成電車横斷四十二吋鐵管防護工事施行ノ件(同上)
- 一、洗砂百五十坪採取ノ件(同上)
- 一、水替用ポンプ一臺購入ノ件(宿題)

- 一、大正十一年度歳出更正豫算ノ件(原案承認)
- 一、府道改修費一部負擔ノ儀申請ノ件(修正承認)
- 一、收入役代理者選任ノ件(原案承認)

第二十四回 (十二月十六日)

- 一、金町淨水場事務所建築工事入札ノ件(原案承認)
- 一、淨水場周圍土留擁壁工事施行ノ件(同上)
- 一、砂町地内配水鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、預金銀行休業ニ關スル件(報告)
- 一、事務所敷地選定ノ件(實地調査ヲ爲スコトニ決定)

大正十二年常設委員會

第一回 (二月二十三日)

- 一、新荒川鐵管橋用鋼材購入ノ件(原案承認)
- 一、中川鐵管橋用鋼材購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵直管約四千七百四十噸購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管約三百三十噸購入ノ件(同上)
- 一、大島町地先第一回配水鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、排水用渦卷唧筒徑四吋二臺購入ノ件(同上)
- 一、排水用唧筒二臺購入ノ件(同上)

- 一、大島町地先第一回配水鐵管敷設工事用直備職工使役ノ件(同上)
- 一、工場用水使用料軽減方大日本製糖株式會社ヨリ申出ノ件(同上)
- 一、事務所敷地選定ノ件(委員一同視察)

第二回 (二月五日)

- 一、混凝土ブロック製作工事ノ件(原案承認)
- 一、洗砂利及玉石購入ノ件(同上)
- 一、大正十二年度鑄鐵直管約四千五百噸及異形管約百八十噸購入ノ件(同上)
- 一、消火栓鐵蓋三百箇及泥吐室鐵蓋三箇購入ノ件(同上)
- 一、十二封度軌條一哩購入ノ件(同上)
- 一、組合事務所候補地選定ノ件(同上)

第三回 (二月十六日)

- 一、大正十二年度以降ノ起債ニ關シ債權者ト内協定ヲ進ムルノ件(原案承認)
- 一、送水線路中川右岸ヨリ綾瀨川左岸ニ至ル土砂運搬工事ヲ内務省中川改修事務所へ追加依頼ノ件(同上)
- 一、砂町地先第一回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)
- 一、洗砂利玉石五百三十坪運搬入札ノ件(同上)

第四回 (二月二十日)

- 一、有給吏員退隱料及遺族扶助料條例制定ノ件(調査ノ爲メ延期スルニ決定)
- 一、同退職死亡給與金條例制定ノ件(同上)

- 一、同傷病死者特別給與規程制定ノ件(同上)

- 一、使丁其他之レニ準スベキ者ニ對スル特別給與金規程制定ノ件(同上)

- 一、大正十年度歳入出決算報告認定ノ件(原案承認)

- 一、大正十一年度歳出更正豫算ノ件(後日提案スルコトニ決定)

- 一、大正十二年度歳入歳出豫算ノ件(原案承認)

- 一、組合規約中一部改正ノ件(留保スルコトニ決定)

- 一、土砂無償採取申請ノ件(原案承認)

- 一、鉛塊一萬貫購入ノ件(同上)

第五回 (三月十六日)

- 一、金庫事務取扱銀行指定其ノ他ノ件(再調査ノ上次回ニ提出スルコトニ決定)

- 一、淨水場事務所附屬廳舎施工ノ件(原案承認)

- 一、砂町地先第二回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)

- 一、砂町第二回鐵管敷設工事用直備職工々夫使役ノ件(同上)

- 一、淨水場水替工事ノ件(同上)

- 一、淨水場土工々事ノ件(同上)

- 一、鐵管購入ニ關スル件(再調査後提出ニ決定)

- 一、事務所建築ニ關スル件(再交渉後提出ニ決定)

- 一、組合規約中一部改正ノ件(更ニ次回ニ提出ニ決定)

第六回 (三月二十一日)

- 一、組合規約中一部改正ノ件(原案承認)
- 一、金庫事務取扱銀行指定其他ノ件(同上)
- 一、本組合水道従業員慰安會ノ件(同上)

第七回 (四月十日)

- 一、大正十二年度鐵管購入ニ關スル狀況(報告)
- 一、金町淨水場輕便軌道保線費支出ノ件(原案承認)
- 一、鐵筋混凝土蓋工事施行ノ件(同上)
- 一、新荒川及中川鐵管橋上部工事施行ノ件(同上)
- 一、金町地先京城電車橫斷工事施行年度變更ノ件(同上)
- 一、本田村地先鐵管防護工事及鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、送水線路鐵管敷設及附屬工事追加工事ノ件(同上)
- 一、三河島鐵管試驗所檢査費支出ノ件(同上)
- 一、大島町第一回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行年度變更ノ件(同上)
- 一、小松川町地先約七百坪借入ノ件(同上)
- 一、大正十二年度豫算會ノ際ノ諸問題ニ付協議(協議)

第八回 (五月四日)

- 一、洗砂利及玉石購入ノ件(原案承認)

- 一、ガソリン發動機購入ノ件(同上)
 - 一、阻水弁購入ノ件(同上)
 - 一、東京市水道ト連絡ニ關スル件(同上)
 - 一、大島町第二回鐵管敷設工事施行ニ關スル件(同上)
 - 一、大島町第二回鐵管敷設工事用直備職工々夫使役ノ件(同上)
 - 一、大島町第二回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)
 - 一、中川、荒川鐵管橋鐵部製作及組立工事入札本月十一日執行ニ付立會方ノ件(同上)
 - 一、新宿町地内送水線路附近水路新設費用負擔方新宿町長ヨリ申出ノ件(實地視察ヲ爲スコトニ決定)
 - 一、組合規約中一部改正方關係町村會へ提案ノ件(五月中ニ回答ヲ爲ス様ニ決定)
 - 一、收入役臨時代理選任ノ件(報告)
 - 一、大阪市其他鐵管鑄造狀況報告ノ件(報告)
- 第九回 (五月二十二日)
- 一、鑄鐵直管及異形管大正十二年度第一回分請負人永瀬庄吉へ隨意契約ノ件(報告)
 - 一、役場敷地選定ニ關スル件(豫算關係ハ更ニ調査スルコトニ決定)
 - 一、金町淨水場用火山灰其他購入及運搬ノ件(原案承認)
 - 一、小松川町第一回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、小松川町第一回鐵管敷設工事直備職工々夫使役ノ件(同上)
 - 一、小松川町第一回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

第十回 (六月十五日)

- 一、沈澄池底部築造工事ノ件(原案承認)
- 一、工所用材料購入ノ件(同上)
- 一、配水塔基礎工事築造ノ件(同上)
- 一、十八封度軌條一哩三分購入ノ件(原案承認)
- 一、混凝土混合機二臺購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵直管及異形管購入ニ關スル件(同上)
- 一、送水線路小岩線橫斷箇所水道鐵管防護工事施行ニ關スル件(同上)
- 一、小松川町第一回鐵管工事施行ノ件(同上)
- 一、小松川町第一回鐵管敷設跡砂利敷均工事直營施行ノ件(同上)
- 一、大島町第二回鐵管敷設延長變更ノ件(同上)
- 一、大正十二年度以降ノ起債ニ關スル件(同上)

第十一回 (七月六日)

- 一、明治商業銀行(安田銀行)トノ取引ノ件並ニ事務所敷地賣買契約ノ件報告(報告)
- 一、濾過池底部築造工事ノ件(原案承認)
- 一、工所用材料購入ノ件(修正承認)
- 一、送水線路本田村地先鐵管敷設及阻水弁室泥吐室築造工事施行ノ件(原案承認)
- 一、洗砂八十五坪及洗砂利百六十五坪購入ノ件(同上)

- 一、井筒靴及附屬金物製作工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町第二回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町第二回鐵管敷設工所用直備職工々夫使役ノ件(同上)
- 一、セメント運搬入札ノ件(同上)
- 一、セメント運搬隨意契約及見積合セ契約ノ件(同上)
- 一、工所用器具機械澁谷町水道部ヨリ購入ノ件(同上)

第十二回 (八月一日)

- 一、有給吏員定員規程中改正ノ件(修正承認)
- 一、有給吏員以下給料額及其ノ支給規程中改正ノ件(原案承認)
- 一、組合名譽職報酬額費用辨償額及其ノ支給規程設定ノ件(同上)
- 一、組合職員旅費額及其ノ支給方法中改正ノ件(同上)
- 一、大正十二年度歳出豫算更正ノ件(同上)

第十三回 (八月七日)

- 一、力牛二頭拂下ノ件(原案承認)
- 一、洗砂利及玉石千四百坪購入ニ付斡旋方埼玉縣廳へ依頼ノ件(同上)
- 一、工所用機械購入ノ件(同上)
- 一、鐵管購入ノ件(同上)
- 一、基礎井筒鐵筋混凝土製造用鋼鐵製型枠工事施行ノ件(同上)

一、管理者以下報酬額並ニ給料額決定ノ件(協議決定)

第十四回 (十月五日)

一、震災ニ關スル被害狀況並ニ工事施行ニ及ボセシ狀況(報告)

一、東京市水道復舊ニ關シ市長ノ依頼ニ應ジ應接隊派遣ニ關スル報告(同上)

一、洗砂利玉石購入ノ件(原案承認)

一、洗砂利玉石運搬ノ件(同上)

一、洗砂購入ノ件(同上)

一、大正十二年度下半年金町淨水場工事供給人夫使役ニ關スル件(同上)

一、送水線路用鐵管運搬入札施行ニ關スル件(同上)

一、中川、荒川間送水線路鐵管敷設工事施行ノ件(同上)

一、中川、荒川間送水線路鐵管敷設工事用直備職工々夫使役ノ件(同上)

一、鉛塊五千貫購入ニ關スル件(同上)

一、英國製十噸複式蒸汽ローラー一基東京府廳賣渡シノ件(同上)

一、誤記訂正ノ件(同上)

一、事務所建設ニ關スル件(再提出ニ決定)

一、乘用自動車一輛購入ノ件(原案承認)

一、事務所敷地購入斡旋者ニ謝禮ノ件(同上)

一、久保田鐵工所ヨリ納入ノ保證金一部還付ノ件(同上)

一、物品及工事ノ請負ニヨル入札及請負保證金ニ關スル件(同上)

第十五回 (十月二十六日)

一、分課廢止事務刷新ノ件(報告)

一、配水塔敷地々々上工事施行ノ件(原案承認)

一、小松川町第二回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)

一、小松川町第二回鐵管敷設工事直備職工々夫使役ノ件(原案承認)

一、小松川町第二回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)

一、電話一基購入ノ件(同上)

一、組合費分賦額徵收期日變更ノ件(同上)

一、收入役代理ヲ定ムルノ件(同上)

一、大正十二年度歳入出豫算更正ノ件(同上)

一、組合役場廳舎假建築ノ件(同上)

一、組合規約中一部改正ニ關スル意見上申ニ對スル協議(町村長協議會ニ提出スルコトニ決定)

第十六回 (十一月八日)

一、濾過池型枠工事施行ノ件(原案承認)

一、工事用材料煉瓦十萬本購入ノ件(同上)

一、工事用器具ターンプル外二點購入ノ件(同上)

第十七回 (十一月二十四日)

第三節 常設委員會沿革

- 一、鑄鐵直管購入ニ關スル件(原案承認)
- 一、運搬自動車一輛購入ノ件(同上)
- 一、金町淨水場用洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、洗砂利購入ニ關シ覺書交換ノ件(同上)
- 一、借入金利子協定ノ件(交渉スルコトニ決定)

第十八回 (十一月七日)

- 一、砂溜井築造工事ノ件(原案承認)
- 一、工用材料購入ノ件(同上)
- 一、龜戸町第二回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)

一、大正十三年度所要鐵管購入契約ノ件(組合會ニハ先ツ協議案トシテ提出スルコトニ決定)

大正十三年常設委員會

第一回 (二月二十九日)

- 一、アスファルト二萬二千七百貫購入ノ件(原案承認)
- 一、トローリ臺車及箱六十五臺分購入ノ件(同上)
- 一、洗砂利百四十五坪購入ノ件(同上)
- 一、綾瀬橋々臺築造工事施行ノ件(同上)
- 一、綾瀬橋構桁製作及組立工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町第四回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)

- 一、龜戸町第四回鐵管敷設工事直備職工々夫使役ノ件(同上)
- 一、役場廳舎落成ニ付開廳式舉行ノ件(同上)

第二回 (二月十三日)

- 一、配水塔敷地々上工事施行ノ件(原案承認)
- 一、鉛塊五千貫購入ニ關スル件(同上)

第三回 (二月十九日)

- 一、火山灰千七百叭購入ノ件(原案承認)
- 一、硅藻土千六百叭購入ノ件(同上)
- 一、鉛塊一萬貫購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵直管購入ノ件(同上)
- 一、大島町第三回鐵管敷設工事費増額ノ件(同上)
- 一、龜戸町第四回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)
- 一、大島町地先城東電車橫斷鐵管防護工事施行ノ件(同上)
- 一、配水線路鐵管敷設路線ニ關スル件(次回ニ於テ更ニ研究スルコトニ決定)
- 一、南千住町地内ニ出張所設置ニ關スル件(原案承認)

第四回 (二月二十五日)

- 一、常設委員設置規程中改正ノ件(原案承認)
- 一、府費改修費一部負擔決議取消ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

六〇六

- 一、府道改修費へ寄附ノ件(同上)
 - 一、大正十三年度歳入歳出豫算ノ件(同上)
 - 一、豫算流用ノ件(同上)
 - 一、一時借入金ニ關スル件(同上)
 - 一、セメント購入隨意契約ニ關スル件(同上)
 - 一、大正十一年度歳入歳出決算報告ノ件(同上)
 - 一、土砂無償採取申請ノ件(同上)
 - 一、水道用地買収ノ件(同上)
 - 一、安田銀行借入金ニ關スル覺書中一部更正ノ件(同上)
 - 一、有給吏員退職死亡給與金條例設定ノ件(同上)
 - 一、有給吏員傷病死者特別給與規定設定ノ件(同上)
 - 一、組合使丁其他之ニ準スベキ者ニ對スル特別給與金規程設定ノ件(同上)
- 第五回 (三月十八日)
- 一、玉石購入ノ件(原案承認)
 - 一、玉石運搬ノ件(同上)
 - 一、淨水場輕便軌道保線支出ノ件(同上)
 - 一、淨水場濾過池工事雜費支出ノ件(同上)
 - 一、大正十三年度淨水場工事用人夫使役ノ件(同上)

- 一、送水線路本田村地先綾瀬川附近鐵管敷設工事施行ニ關スル件(同上)
 - 一、砂町第三回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、隅田町第二回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、千住町第一回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、千住町第一回鐵管敷設工事直備職工々夫使役ノ件(同上)
 - 一、三河島第二回及南千住町第一回鐵管敷設工事施行ノ件(原案承認)
 - 一、配水線路鐵管敷設路線ニ關スル件(速成ヲ計ルコトニ決定)
- 第六回 (三月三十日)
- 一、煉瓦購入ノ件(原案承認)
 - 一、淨水場水替工事施行ノ件(同上)
 - 一、沈澄池築造工事施行ノ件(同上)
 - 一、第二回混凝土ブロック製作工事施行ノ件(同上)
 - 一、洗砂購入ノ件(同上)
 - 一、消火栓室用緣石購入ニ關スル件(同上)
 - 一、消火栓室製作直備工夫及人夫使役ノ件(同上)
 - 一、測量費支出ニ關スル件(同上)
 - 一、檢査費支出ニ關スル件(同上)
 - 一、吾嬭町配水塔ヨリ龜戸町廳舎ニ至ル私設電話用電柱同器具及材料購入ニ關スル件(同上)

六〇七

- 一、止水弁及伸縮管購入ノ件(同上)
- 一、消火栓購入ノ件(同上)
- 一、鐵蓋及止水弁管購入ノ件(同上)
- 一、支出費目訂正ノ件(同上)
- 一、報徳銀行ノ預金回収ニ關スル件(小島委員ヨリ交渉スルコトニ決定)

第七回 (四月十四日)

- 一、淨水場工専用セメント運搬ノ件(原案承認)
- 一、淨水場人夫供給者變更ノ件(同上)
- 一、鐵筋混凝土鐵管枕木製作工事施行ノ件(同上)
- 一、電車横斷用鐵筋混凝土桁及混凝土塊製作工事施行ノ件(同上)
- 一、送水線路用鉛塊購入ノ件(同上)
- 一、止水弁購入數變更ノ件(同上)
- 一、泥吐管及止水弁敷地買收ノ件(同上)

第八回 (五月十三日)

- 一、止水弁購入ノ件(原案承認)
- 一、荒川及中川橋梁上送水用鋼管製作及架設工事施行ノ件(同上)
- 一、送水線路用本田村地先綾瀬川附近四十二吋止水弁室築造工事施行ノ件(同上)
- 一、消火栓室製作工事施行ノ件(同上)

一、鉛塊一萬貫購入ニ關スル件(同上)

第九回 (五月三十日)

- 一、工事用材料購入ノ件(原案承認)
- 一、不用土砂四百坪拂下ノ件(同上)
- 一、排氣機及安全機購入ノ件(同上)
- 一、吾嬭町地内鐵管敷設線路一部設計變更ノ件(原案承認)
- 一、吾嬭町第一回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、吾嬭町第一回鐵管敷設直備工夫職工使役ノ件(同上)
- 一、吾嬭町第一回鐵管敷設跡砂利敷均工事施行ノ件(同上)

第十回 (六月十七日)

- 一、制水扉外一品購入ノ件(原案承認)
- 一、引入コンクリート管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、笠石ブロック製作工事施行ノ件(同上)
- 一、工事用材料運搬單價契約ノ件(同上)
- 一、龜戸町第五回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、中川及荒川橋梁入札落札者ニ對シ申出ヲ承認スルノ件(報告)

第十一回 (六月二十六日)

- 一、水道用地買收ノ件(原案承認)

一、報徳銀行預金解決ニ關スル件(川野助役、小島委員、大島管理者ヨリ報告)

第十二回 (七月三日)

- 一、工用鉛塊二千七百五十貫購入ノ件(原案承認)
- 一、鑄鐵異形管約二十二噸購入ノ件(同上)
- 一、隅田町第三回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、千住町第二回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(原案承認)
- 一、鐵道線路下鐵管防護用鐵筋混凝土蓋及塊製作工事施行ノ件(同上)
- 一、金町淨水場設置ノ唧筒ニ關スル件(澁谷町水道ノ唧筒室ヲ視察スルコトニ決定)

第十三回 (七月十八日)

- 一、淨水場鐵管敷設工事施行ノ件(原案承認)
- 一、工用材料米松丸太外三點購入ノ件(同上)
- 一、進開橋鐵管橋架設工事施行ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管二十二噸購入ノ件(同上)
- 一、鉛管一萬貫購入ノ件(同上)
- 一、寺島町地内鐵管敷設線路一部變更ノ件(同上)

第十四回 (九月九日)

- 一、松丸太購入ニ關スル件(原案承認)
- 一、洗砂購入ニ關スル件(同上)
- 一、濾過装置用玉石及洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、玉石及洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、淨水池掘鑿工事ニ關スル件(同上)

一、大正十三年度(下半年)淨水場工用人工使役ニ關スル件(施行方法ヲ變更スルコトニ決定)

- 一、淨水場工事變更ニ關スル件(原案承認)
- 一、金町淨水場唧筒及電動機實施設計並ニ工事設計中一部變更ノ儀認可方主務省へ申請ノ件(同上)
- 一、寺島町第一回鐵管敷設及ビ附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、寺島町第一回鐵管敷設直備職工々夫使役ノ件(同上)
- 一、寺島町第一回鐵管敷設砂利敷均工事施行ノ件(同上)
- 一、阻水弁及伸縮管購入ノ件(同上)
- 一、四十二吋ベンチユリメーターニ基購入ノ件(同上)
- 一、工用材料購入數其ノ他訂正ノ件(同上)

第十五回 (九月三十日)

- 一、第四號濾過池底部築造工事施行ノ件(原案承認)
- 一、濾過池集水管製作工事施行ノ件(同上)
- 一、引入管布設工事施行ノ件(同上)
- 一、阻水弁及鐵管購入ノ件(同上)
- 一、淨水池工事設計變更ノ件(同上)

- 一、淨水池掘鑿工事施行ノ件(同上)
- 一、松丸太及玉石洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、千住町地先關谷橋鐵管橋架設工事施行ノ件(同上)
- 一、鐵道線路下鐵管防護工事施行ノ件(同上)
- 一、吾嬭町鐵管線路一部變更ニ關スル件(同上)
- 一、唧筒室建設敷地掘鑿工事施行ノ件(原案承認)

第十六回 (十月二十八日)

- 一、取水塔築造工事施行ノ件(原案承認)
- 一、淨水場工事用薦夫使役ノ件(同上)
- 一、南千住町第二回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、南千住町第二回鐵管敷設直備職工々夫使役ノ件(同上)
- 一、鑄鐵Y字管二箇購入ノ件(同上)

第十七回 (十一月二十八日)

- 一、第一號濾過池濾過裝置施行ノ件(原案承認)
- 一、淨水池基礎杭工事施行ノ件(同上)
- 一、洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、鐵筋用丸鐵類購入ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管購入ノ件(同上)

- 一、水位表示器購入ノ件(同上)
 - 一、金町淨水場唧筒室新設工事施行ノ件(同上)
 - 一、送水線路第一號橋外十四橋架設工事施行ノ件(同上)
 - 一、龜戸町第六回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
 - 一、龜戸町第六回鐵管敷設及附屬工事直備職工々夫使役ノ件(同上)
 - 一、配水線路敷地ノ建築線ニ關スル件(同上)
 - 一、町營造物ニ消火栓設置並ニ第二期工事施行ニ關スル件(同上)
 - 一、大正十三年度歲出豫算更正ノ件(同上)
 - 一、大正十四年度所要鐵管購入契約ノ件(同上)
 - 一、大正十四年度所要揚水機其ノ他購入契約ノ件(同上)
 - 一、安田銀行ヨリ借入金繰上ゲニ關スル件(同上)
 - 一、土地無償交換ニ關スル件(同上)
- 第十八回 (十二月十六日)
- 一、唧筒室吸水井築造工事施行ノ件(原案承認)
 - 一、煉瓦購入ノ件(同上)
 - 一、龜戸町地先鐵道線路鐵管橫斷防護及敷設工事施行ノ件(同上)
 - 一、千住町鐵管線路一部變更ニ關スル件(同上)
 - 一、千住町第三回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

第三節 常設委員會沿革

- 一、千住町第三回鐵管敷設直備職工々夫使役ノ件(同上)
- 一、既設鐵管敷設換費用負擔ニ關スル件(同上)
- 一、鐵管噸數修正ニ關スル件(同上)

大正十四年常設委員會

第一回 (二月二十三日)

- 一、引入管敷設追加工事施行ノ件(原案承認)
- 一、淨水池築造工事施行ノ件(同上)
- 一、洗砂購入ノ件(同上)
- 一、濾過砂及濾過砂利購入ノ件(同上)
- 一、吾嬭町第二回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、南千住町第三回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、鑄鐵異形管約二十五噸購入ノ件(同上)
- 一、吾嬭町及寺島町地先鐵道線路及電車線路鐵管橫斷防護及敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、學校並ニ町村役場ニ消火栓ヲ設クル件ニ關スル調査報告(報告)

第二回 (二月十九日)

- 一、唧筒室基礎工事施行ノ件(原案承認)
- 一、松丸太購入ノ件(同上)
- 一、南千住町第四回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)

一、鉛塊一萬貫購入ノ件(同上)

第三回 (三月十二日)

- 一、大正十四年度支出工事施行ノ件(原案承認)
- 一、濾過装置用玉石及洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、洗砂購入ノ件(原案承認)
- 一、洗砂及洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、棧橋、橋台、橋脚築造工事施行ノ件(同上)
- 一、揚水池導水渠築造工事施行ノ件(同上)
- 一、水替工事施行ノ件(同上)
- 一、輕便軌道保線費支出ノ件(同上)
- 一、淨水場雜費支出ノ件(同上)
- 一、工用材料運搬單價契約ノ件(同上)
- 一、大正十四年度上半期淨水場工用供給人夫使役ニ關スル件(同上)
- 一、砂町第四回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、南千住町第五回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、三河島第四回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、吾嬭町字木下鐵管線路一部變更ニ關スル件(同上)

第八章 組合の機關及組織

- 一、消火栓室製作工事施行ニ關スル件(同上)
- 二、測量費支出ニ關スル件(同上)
- 三、検査費支出ニ關スル件(同上)
- 四、鐵管横斷防護製作工事施行ノ件(同上)
- 五、電車横斷防護製作工事施行ノ件(同上)
- 六、阻水弁消火栓及鐵蓋購入ノ件(同上)
- 七、吾嬭町第三回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 八、誤記訂正ノ件(同上)

第四回 (四月六日)

- 一、唧筒其他附屬品購入ノ件(見積書ヲ徵シ更ニ協議スルコトニ決定)
 - 二、第二回濾過装置工事施行ノ件(原案承認)
 - 三、揚水池導水渠工事施行ノ件(同上)
 - 四、淨水池築造追加工事施行ノ件(同上)
 - 五、吾嬭町第四回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 第五回 (五月十四日)
- 一、濾過池用水位表示器購入ノ件(原案承認)
 - 二、濾過用砂購入ノ件(同上)
 - 三、送水線路鐵管防護工事施行ノ件(同上)

- 一、龜戸町第七回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 二、寺島町第二回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 三、砂町地先電車防護及小鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 四、鉛塊一萬貫購入ノ件(同上)
- 五、揚水機及電動機其ノ他附屬品購入決定ニ關スル件(同上)

第六回 (六月二日)

- 一、濾過用玉石及洗砂利購入ノ件(原案承認)
- 二、取水塔用塵除鐵物購入ノ件(同上)
- 三、コンクリート用洗砂利購入ノ件(同上)
- 四、濾過池調製室鐵蓋購入ノ件(同上)
- 五、第四號濾過池築造追加工事施行ノ件(同上)
- 六、千住町第四回鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 七、王子電氣軌道路線横斷防護費支出ニ關スル件(同上)
- 八、大島地先鋼橋砂町地先中ノ橋及小松川地先一ノ割橋鐵管敷設工事施行ノ件(同上)

第七回 (六月三十日)

- 一、淨水場土工々事追加豫算ノ件(原案承認)
- 二、鋼管製作及架設工事追加施行ニ關スル件(同上)
- 三、鋼管護受ニ關スル件(同上)

第三節 常設委員會沿革

- 一、綾瀬橋架設用鋼管購入ニ關スル件(同上)
- 一、尾久町鐵管線路一部變更ニ關スル件(同上)
- 一、南千住町地先電車線路橫斷防護及敷設工事施行ノ件(同上)

第八回 (七月廿七日)

- 一、取水塔制水扉類取付工事施行ノ件(原案承認)
- 一、金町淨水場唧筒室電燈設備工事施行ノ件(原案承認)
- 一、潮入橋鐵管橋々臺築造工事施行ノ件(同上)
- 一、潮入橋鐵管橋桁鐵部製作及ビ組立工事施行ノ件(同上)
- 一、尾久町第一回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、日暮里町第三回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、吾嬭町第五回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、龜戸町第八回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、三河島町第五回鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、逆井橋鐵管架設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、鉛管一萬貫購入ニ關スル件(同上)
- 一、配水塔敷地内不用土砂拂下ニ關スル件(同上)

第九回(九月廿六日)

- 一、洗砂利購入ノ件(原案承認)

- 一、濾過裝置用玉石洗砂利購入ノ件(同上)
- 一、砂溜池附屬塵除工事施行ノ件(同上)
- 一、大正十四年度下半年淨水場工費用供給人夫使役ニ關スル件(同上)
- 一、送水線路新宿町地先護岸施行ノ件(同上)
- 一、隅田町第四回鐵管敷設及附屬工事費増額ニ關スル件(同上)
- 一、鑄鐵異形管二十五噸購入ニ關スル件(同上)
- 一、千住町地先新開橋ヨリ新陸羽街道千住中組荒川堤防ニ至ル間鐵管敷設ニ關スル件(同上)
- 一、配水本管支管ニ阻水弁取付工事施行ノ件(同上)
- 一、東明銀行預金取立經過ノコトニ關スル報告(報告)

第十回 (十月廿七日)

- 一、量水器室築造工事施行ノ件(原案承認)
- 一、唧筒室電纜敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、沈渣池階段及雨水溝築造工事施行ノ件(同上)
- 一、洗砂機購入ノ件(同上)
- 一、ガンリン機關車購入ノ件(同上)
- 一、常磐線橫斷鐵管敷設防護工事委託施行ノ件(同上)
- 一、日暮里町燒失區域鐵管敷設路線變更ニ關スル件(同上)
- 一、福神橋鐵管橋架設工事施行ノ件(同上)

第八章 組合の機關及組織

- 一、鑄鐵異形管十五噸購入ノ件(同上)
- 一、セメント購入隨意契約ニ關スル件(同上)

第十一回 (十一月廿七日)

- 一、日暮里町第四回鐵管敷設工事施行ノ件(原案承認)
- 一、千住町地内鐵道線路鐵管橫斷工事施行ノ件(同上)
- 一、千住町第四回鐵管敷設工事施行ノ件(原案承認)
- 一、千住大橋鋼鐵管架設及附近鐵管敷設及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、日暮里町燒失區域鐵管敷設路線一部變更ニ關スル件(同上)
- 一、砂町地内第六十五地區既設鐵管整理工事施行ニ關スル件(同上)
- 一、淨水場用電力供給ニ關スル件(同上)

第十二回 (十二月十四日)

- 一、第三回濾過裝置工事施行ノ件(原案承認)
- 一、鑄鐵異形管購入ノ件同上
- 一、止水弁購入ノ件(同上)
- 一、中川及荒川鐵管橋歩道工事施行ノ件(同上)
- 一、綾瀨橋外二橋前後鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、鉛塊一萬貫購入ニ關スル件(同上)
- 一、荒川鐵管橋歩道用材料購入ノ件(同上)

- 一、中川鐵管橋歩道用材料購入ノ件(同上)
- 一、水道用地買收ノ件(同上)
- 一、大正十五年度所要鐵管購入契約ノ件(同上)
- 一、起債ノ方法利息ノ定率及其ノ償還方法中改正ノ件(同上)
- 一、電力需給契約並ニ附帶工事施行ノ件(同上)
- 一、專決處分報告ノ件(同上)
- 一、大正十五年度所要鐵管購入契約ノ件(同上)
- 一、水道使用料及手數料條例及使用條例制定ノ件(同上)

昭和元年常設委員會

第一回 (二月二十五日)

- 一、濾過用玉石及洗砂利購入ノ件(原案承認)
- 一、鑄鐵管及止水弁購入ノ件(同上)
- 一、取水塔上屋建築及附屬工事施行ノ件(同上)
- 一、取水塔假締切除却工事施行ノ件(同上)
- 一、濾過池排水路築造工事施行ノ件(同上)
- 一、淨水場土留擁壁築造工事施行ノ件(同上)
- 一、淨水場構内送水鐵管敷設工事施行ノ件(同上)
- 一、唧筒室鐵管取付工事施行ノ件(同上)